



平成15年第2回定例会  
上富良野町議会会議録



開会 平成15年6月17日  
閉会 平成15年6月19日

上富良野町議会

# 目 次

## 第 1 号(6月17日)

議 事 日 程 .....	1
出 席 議 員 .....	1
欠 席 議 員 .....	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
議会事務局出席職員 .....	1
開会宣告・開議宣告 .....	2
表彰状の伝達 .....	2
諸 般 の 報 告 .....	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	3
日程第 2 会期決定の件 .....	3
日程第 3 行 政 報 告 .....	3
日程第 4 報告第1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件 .....	4
日程第 5 報告第2号 町内行政調査報告の件 .....	5
日程第 6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件 .....	5
日程第 7 報告第4号 平成14年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の 件 .....	9
日程第 8 報告第5号 法人の経営状況報告の件 .....	9
日程第 9 町の一般行政について質問 .....	15
3番 福 塚 賢 一 君 .....	15
1 道路行政について	
2 建設機械の更新について	
3 葬斎場について	
4 公職選挙法について	
15番 村 上 和 子 君 .....	19
1 第4次総合計画の達成の見通しと、図書館、消防庁舎の建設について の今後の計画の考えは	
2 町立病院に小児科医を配置してはどうか	
3 ゴミ収集一部有料化導入後の減量化の状態と分別の状況はどのよう になっているか	
17番 小 野 忠 君 .....	24
1 審議会委員を公募制にしては	
2 子どもの読書活動の推進とブックスタートの普及について	
3 図書館建設の見通しは	
散 会 宣 告 .....	27

# 目 次

## 第 2 号(6月18日)

議 事 日 程 .....	3 1
出 席 議 員 .....	3 1
欠 席 議 員 .....	3 1
早 退 議 員 .....	3 1
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	3 1
議会事務局出席職員 .....	3 1
開 議 宣 告 .....	3 2
諸 般 の 報 告 .....	3 2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	3 2
日程第 2 町の一般行政について質問 .....	3 2
10番 佐藤政幸君 .....	3 2
1 日の出パークゴルフ場オープン後の対策について	
2 上富良野小学校校舎改築へ向けての計画について	
3 公民館、図書館再整備について	
11番 梨澤節三君 .....	3 5
1 公共事業の減少に伴う建設業の農業参入による農業活性化と建設業の ソフトランディングについて	
2 市町村合併について	
3 住民自治について	
1番 中村有秀君 .....	4 3
1 重症急性呼吸器症候群(SARS)の対策について	
2 上富良野町衛生センター廃止による今後の措置について	
3 堆肥舎設置事業補助と、堆肥舎活用状況について	
16番 清水茂雄君 .....	5 1
1 道道および町道の路線改良等について	
6番 西村昭教君 .....	5 3
1 農業振興について	
12番 米沢義英君 .....	5 7
1 少人数学級について	
2 公共施設のトイレ改修について	
3 公営住宅の改築について	
4 駅前再開発について	
5 西保育所の民間委託について	
6 防災対策について	
散 会 宣 告 .....	6 6

# 目 次

## 第 3 号(6月19日)

議 事 日 程 .....	6 9
出 席 議 員 .....	6 9
欠 席 議 員 .....	6 9
地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	6 9
議会事務局出席職員 .....	7 0
開 議 宣 告 .....	7 1
諸 般 の 報 告 .....	7 1
日程第 1 会議録署名議員の指名の件 .....	7 1
日程第 2 議案第 1号 平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第1号) .....	7 1
日程第 3 議案第 2号 平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) .....	7 6
日程第 4 議案第 3号 平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第1号) ...	7 9
日程第 5 議案第 4号 平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号) ...	8 0
日程第 6 議案第 5号 平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) .....	8 1
日程第 7 議案第 6号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) .....	8 2
日程第 8 議案第 7号 平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号) .....	8 2
日程第 9 議案第 8号 平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号) .....	8 3
日程第10 議案第 9号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 .....	8 4
日程第11 議案第10号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例 .....	8 8
日程第12 議案第11号 上富良野町公共施設の暴力団排除に関する条例 .....	9 0
日程第13 議案第12号 財産取得の件(防災行政無線戸別受信機購入) .....	9 0
日程第14 議案第13号 泉町北団地町営住宅新築工事(建築主体工事)請負契約締結の件 .....	9 1
日程第15 議案第14号 旭野川砂防工事請負契約締結の件 .....	9 3
日程第16 発議案第1号 議員派遣の件 .....	9 4
日程第17 発議案第2号 上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 .....	9 4
日程第18 発議案第3号 30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を堅持することを求める意見の件 .....	9 5
日程第19 発議案第4号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見の件 .....	9 6
日程第20 閉会中の継続調査申出の件 .....	9 7
町長のあいさつ .....	9 7
議長のあいさつ .....	9 8
閉 会 宣 告 .....	9 8

## 第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)	6月19日	原 案 可 決
2	平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	6月19日	原 案 可 決
3	平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算(第1号)	6月19日	原 案 可 決
4	平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第1号)	6月19日	原 案 可 決
5	平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月19日	原 案 可 決
6	平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	6月19日	原 案 可 決
7	平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第1号)	6月19日	原 案 可 決
8	平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算(第1号)	6月19日	原 案 可 決
9	特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	6月19日	原 案 可 決
10	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	6月19日	原 案 可 決
11	上富良野町公共施設の暴力団排除に関する条例	6月19日	原 案 可 決
12	財産取得の件(防災行政無線戸別受信機購入)	6月19日	原 案 可 決
13	泉町北団地町営住宅新築工事(建築主体工事)請負契約締結の件	6月19日	原 案 可 決
14	旭野川砂防工事請負契約締結の件	6月19日	原 案 可 決
	行 政 報 告	6月17日	
	町の一般行政について質問	6月17日 6月18日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	6月17日	報 告
2	町内行政調査報告の件	6月17日	報 告
3	委員会所管事務調査報告の件	6月17日	報 告
4	平成14年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	6月17日	報 告
5	法人の経営状況報告の件	6月17日	報 告
	発 議		
1	議員派遣の件	6月19日	原 案 可 決
2	上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	6月19日	原 案 可 決
3	30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を堅持することを求める意見の件	6月19日	原 案 可 決
4	「三位一体の改革」の早期実現に関する意見の件	6月19日	修 正 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	6月19日	原 案 可 決

平成15年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成15年6月17日（火曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 会期決定の件 6月17日～19日 3日間
- 第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君
- 第 4 報告第1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件  
代表監査委員 高口 勤 君
- 第 5 報告第2号 町内行政調査報告の件
- 第 6 報告第3号 委員会所管事務調査報告の件  
総務常任委員長 中川 一 男 君  
教育民生常任委員長 清水 茂 雄 君  
産業建設常任委員長 西村 昭 教 君
- 第 7 報告第4号 平成14年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書の件
- 第 8 報告第5号 法人の経営状況報告の件
- 第 9 町の一般行政について質問

出席議員（19名）

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
7番	石川洋次君	8番	仲島康行君
9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸君
11番	梨澤節三君	12番	米沢義英君
14番	徳島稔君	15番	村上和子君
16番	清水茂雄君	17番	小野忠君
18番	向山富夫君	19番	久保田英市君
20番	平田喜臣君		

欠席議員（1名）

13番 長谷川 徳 行 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾岸孝雄君	助 役	植田耕一君
収 入 役	樋口康信君	教 育 長	高橋英勝君
代表監査委員	高口 勤 君	農業委員会会長	小松 博 君
教育委員会委員長	久保儀之君	選挙管理委員会委員長	松田達雄君
総務課長	田浦孝道君	企画調整課長	中澤良隆君
税務課長	越智章夫君	町民生活課長	米田末範君
保健福祉課長	佐藤憲治君	農業振興課長	小澤誠一君
道路河川課長	田中 博 君	商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君
会計課長	高木香代子君	農業委員会事務局長	谷口昭夫君
管理課長	上村 延 君	社会教育課長	尾崎茂雄君
特別養護老人ホーム所長	林下和義君	上下水道課長	早川俊博君
町立病院事務長	三好 稔 君		

議会事務局出席職員

局 長	北川雅一君	次 長	菊池哲雄君
係 長	北川徳幸君		

午前 9時00分 開会  
(出席議員 19名)

#### 開会宣告・開議宣告

議長(平田喜臣君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、19名であります。

これより、平成15年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

#### 表彰状の伝達

議長(平田喜臣君) 御報告いたします。

去る平成15年6月11日、北海道町村議会議長会より、私、平田が議長職7年以上の功績として、また、中川一男議員に対し、議会議員として15年以上の長きにわたり議会制度の高揚と地方自治の振興発展に寄与された功績により、表彰状が届いておりますので、ただいまより当議場において伝達表彰をさせていただきます。

事務局長(北川雅一君) それでは、演壇の前におきまして、伝達表彰を行っていただきたいと思えます。

最初に、平田議長へ伝達させていただきます。

久保田副議長よりお渡し願います。

副議長(久保田英一君) 表彰状。

上富良野町議会平田喜臣殿。

あなたは、多年にわたり議会議長として地方自治の振興発展に寄与、貢献され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成15年6月11日、北海道町村議会議長会会長職務代理者理事川股博。代読。(拍手)

事務局長(北川雅一君) 次に、平田議長より中川議員にお渡し願います。

議長(平田喜臣君) 表彰状。

上富良野町議会中川一男殿。

あなたは、議会議員として15年以上にわたり地方自治の振興発展に寄与、貢献され、その功績はまことに顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成15年6月11日、北海道町村議会議長会会長職務代理者理事川股博。代読。(拍手)

事務局長(北川雅一君) 以上で、伝達表彰を終わります。

議長(平田喜臣君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 諸般の報告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月13日に告示され、当日、議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、4月15日、5月27日、6月12、13日に議会運営委員会を開き、会期日程等を協議いたしました。その内容は、お手元に配付の議事日程等のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が議案第1号ないし第14号までの14件、報告第4号ないし第5号の2件であります。議員からの提出案件は、発議案第1号ないし第4号の4件であります。

各常任委員会合同の町内行政調査報告がありました。

総務、教育民生、産業建設の各常任委員長より、委員会所管事務調査報告がありました。

監査委員から、監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長から、今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、建設工事発注状況一覧表及び行財政改革実施計画効果額一覧表をお配りいたしましたので、参考資料としていただきますようお願い申し上げます。

6月5日までに受理いたしました陳情要望の件数は8件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。議会審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、福塚賢一議員外8名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は、本日お手元にお配りいたしましたとおりであります。あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告いたしております。

なお、質問の順序は、通告を受理した順となっておりますので、御了承賜りたいと存じます。

また、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な事業は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長（平田喜臣君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

7番 石川洋次君

8番 仲島康行君

を指名いたします。

#### 日程第2 会期決定の件

議長（平田喜臣君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの3日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から6月19日までの3日間と決しました。

#### 日程第3 行政報告

議長（平田喜臣君） 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長より報告がありますので、発言を許します。

町長尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る3月定例議会以降における町政執行の概要について、報告させていただきます。

初めに、本年4月からの執行体制についてですが、定年退職者などの7名の欠員については、医師2名の補充のみにとどめ、そのほかについては、衛生センターの業務を富良野地区環境衛生組合に移管するなど、事務処理の簡素効率化から、臨時職員などによる対応を図り、職員総数230名で新たなスタートをしているところであります。

次に、平成13年度から15年度の3カ年を実施期間として取り組んでおります行財政改革実施計画の実践効果についてですが、平成14年度までの2カ年間における実施効果額を2億1,500万円と試算したところであります。行財政改革実施計画においては、一般財源創出額の目標を3億2,

000万円と設定し、約66%の達成率となったところであります。

次に、情報公開条例及び個人情報保護条例の平成14年度における運用状況についてですが、情報公開制度に伴う請求件数は3件で、うち全部公開の決定をしたものが2件、一部公開の決定をしたものが1件でありました。個人情報保護制度に伴う請求はありませんでした。

また、情報の共有化に向けた取り組みとして、会議の公開及び運営に関する規定を制定して、会議の公開に努めるとともに、行政ホームページを昨年10月1日より開設し、広く情報の提供に努めたところであります。

また、4月19日に東京上富良野会が開催され、議長、観光協会役員や有志の方々とともに参加して、特産品のあっせん販売など、郷土上富良野の風情を紹介し、交流を深めてまいりました。

次に、4月22日、シーニックバイウェイ2003北海道のモデルルートとして、旭川から占冠村間の国道237号線エリアが国土交通省から指定を受けました。このシーニックバイウェイ制度は、沿道景観を保全し、観光の振興を目的としていることから、今後国、道、町、そして民間活動団体の役割を明確にするとともに、町としてどのような活動を展開すべきか、また、民間活動者への支援策などについて検討し、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、4月23日に旭川開発建設部富良野道路維持事業所長に対し、国道237号線の整備要望を行うとともに、旭川土木現業所富良野出張所長に対しても、道路河川の整備促進について、また、十勝岳の防災対策としての河川改修整備などについて要望を行いました。

次に、広域行政の動向についてですが、2月20日に開催された富良野地区広域市町村圏振興協議会の5市町村長で組織する委員会において、広域連合の中で、国保、介護保険などを加えた広域行政のあり方について協議すると合意されたことを受け、その後、課長、係長による幹事会や4月11日には助役会議を開催し、協議を進めてきているところであります。現在は、広域連合を設立する場合の判断材料とするための具体的な計画の素案づくりを事務段階で進めているところであります。

また、市町村合併の取り組みについてですが、4月30日に第27次地方制度調査会から中間報告があり、また、道による北海道による基礎的自治体のあり方についての提言など、国や道においても市町村合併についてのさまざまな動きが見受けられる状況にあります。以前から申し上げております

ように、今後においても、国や道、さらに他市町村の動向などを十分見きわめ、本町の将来のあるべき姿を定めてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊関係であります。5月31日から第3地对艦ミサイル連隊、上富良野駐屯地、第2師団の創立記念行事に出席をいたしました。

次に、平成15年度の防衛施設周辺整備事業の要望関係であります。4月8日から陸上自衛隊上富良野駐屯地、第2師団、北部方面総監部、札幌防衛施設局、防衛施設庁、陸上幕僚監部など関係機関に関し新規5事案、継続8事案の事業の促進と新規採択を図るよう、上富良野基地対策協議会構成関係団体長の同行のもとに要望を行いました。

また、5月26日には、63市町村で構成する北海道基地協議会総会が帯広市で開催され出席をいたしました。

次に、合併浄化槽設置事業であります。生活排水による水環境の汚染を防止するほか、し尿の浄化処理による生活環境整備を目的に、平成15年度より事業の具体化を進めて公共下水道整備計画地区を除き整備希望者を募集したところ、予想を大きく上回る希望がありました。御承知のとおり、当該事業につきましては、国、道の補助採択を受けて、さらに町といたしまして公共下水道事業との整合性や近隣市町村の補助実態を勘案し、町の補助基準額に独自の補助額を加算し、おおむね10年を目標に整備しようとするところから、単年度設置数を計画に沿い毎年5人槽換算で30基の事業規模としたところがあります。そのため、新築住宅を優先し、改築希望者53件につきましては、抽選により決定させていただきました。現在のところ新築11件、改築15件の整備予定であります。

次に、クリーンセンターのダイオキシン類測定結果であります。平成15年4月22、23日に検体採取を行い、6月6日にその測定結果報告がありました。A系が0.00029ナノグラム、B系が0.000053ナノグラムであり、いずれも自主規制値であります5ナノグラムを大幅に下回った数値結果で、安定的な稼働状況にあります。今後も細心の注意を払い、地域住民の皆様初め町民の皆様に安心していただけるような施設運営に当たってまいります。

次に、農業関係であります。

今年の融雪期は、平年に比べ5日早くなっております。5月に入ってから気温も低く、4月下旬から5月上旬にかけて降水量も多く、農作業の状況は平年に比べ4日程度のおくれとなっております。水稲においては、平年より1日早く作業を終了しております。

畑作物においては、ビート、バレイショ、豆類、タマネギなどは、平年に比べ1日から4日のおくれで作業を終了しております。

さきに発表されました3カ月間の天気予報によると、気温、降水量とも平年並みですが、7月後半から8月にかけて一時的に天気が崩れ、ぐずつき、気温の変動も大きく、降水量も多いと予報されておりますので、関係機関と連携を密にして、営農技術対策に万全を期してまいります。

次に、町民の健康増進と交流を目的として、平成13年度から造成してまいりました上富良野町パークゴルフ場が本年4月27日にオープンし、連日、町民の皆様を初め、近隣市町村からも愛好者が訪れ、計画以上の施設利用が図られ、5月末までの35日間で8,579名、1日平均245名の方に御利用いただき、プレーを楽しんでいただいているところであります。

最後に、建設工事の発注状況であります。本年度入札執行いたしました建設工事は、5月27日現在で事業審査係で入札執行した建設工事は19件で、事業費総額で1億2,994万6,000円となっております。このうち上富良野町保健福祉総合センター新築工事の1億4,975万円が含まれております。

なお、お手元に平成15年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（平田喜臣君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### 日程第4 報告第1号

議長（平田喜臣君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より、監査・例月現金出納検査結果の報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、御報告を申し上げます。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

定期監査であります。地方自治法第199条第4項の規定により執行したものであります。

1ページをお開きください。

定期監査（貯蔵品検査）結果報告でございます。

監査概要。平成15年4月9日、病院事業の棚卸を監査の対象として、平成14年度末に係る貯蔵品調査等、関係諸帳簿を検閲し、貯蔵品の実地検査を行いました。

検査の結果。柵卸はおおむね適正であると認めました。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。

定期監査（車両検査）結果報告でございます。

監査概要。平成15年6月2日、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車85台中78台の現地検査を行いました。

監査の結果。公用車両の整備及び管理の状況はおおむね良好であると認めました。

次に、3ページから12ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行したものであります。

平成14年度2月分から4月分及び平成15年度4月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただきたいものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、13ページ、14ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

#### 日程第5 報告第2号

議長（平田喜臣君） 日程第5 報告第2号町内行政調査の報告を行います。

本報告は、各委員会合同の調査でありますので、事務局長より報告書を朗読させます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 町内行政調査報告書を朗読いたします。

平成15年第1回定例会において、閉会中の継続調査として、全議員による調査項目とした町内行政調査の経過と結果を次のとおり報告する。

各常任委員長より提出されております。

記。

1、調査の経過。

平成15年5月8日、全議員による合同調査項目

である町内行政調査として、町内公共施設等の現況を視察し、町理事者及び所管課長等から説明を求め、調査を行った。

2、調査の結果。

施設等の把握をすることを重点とし、10カ所の現地調査を行ったところ、その実態により、今後の議会審議の資とすることとしたため、特に調査の意見は付さないこととした。

なお、調査した施設等は次のとおりである。

上富良野小学校（図書室）の現況。

富原橋架替工事。

第2号橋架替工事。

日の出公園新設工事。

東1条通り整備事業。

公民館現況。

上富良野西小学校グラウンド現況。

清富小学校環境整備事業。

清富地区飲料水供給施設整備事業。

景観条例策定に伴う現況。

以上であります。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、各委員長から補足説明がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、以上で報告を終わります。

#### 日程第6 報告第3号

議長（平田喜臣君） 日程第6 報告第3号付託の常任委員会所管事務調査の報告を行います。

委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長中川一男君。

総務常任委員長（中川一男君） 総務常任委員会所管事務調査の報告書を朗読をもって報告といたします。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果について次のとおり報告いたします。

調査事件名。

1、今後の広域行政のあり方の件。

2、行政組織の現状と課題の件でございます。

1番目の調査経過については5ページに記載しておりますので、御高覧いただきたいと思います。

2、調査の結果でございます。

(1)の、これ広域行政の現状でございますので、今現在行われておりますので皆さん熟知しておりますので、省略させていただきます。

2番目の の広域行政の課題から朗読させていただきます。

広域行政の課題。

一部事務組合設置における効果としては、環境衛生組合、串内草地組合に見られるように、大規模の資本投資を伴う事業に対して、広域で事業を行うことは、各自治体の財政負担を軽減するとともに、運営においても、総務、出納、議会などの管理部門が一元化されることにより、効率的、効果的な運営が図られ、その意義は大変大きいものと理解し、今後においても、さらなる推進育成が必要と考える。

現在、各市町村の担当所管により、各一部組合の統合、いわゆる広域連合への検討を進めているが、各市町村の行財政の効果や地域性等を考慮し、いかに住民にメリットを提供し、サービスの質を落とさないかを主眼に、次に掲げる課題などを考慮し検討することが重要である。

ア、市町村の独自性の確保と事務事業の区分。

イ、各市町村の役割分担の明確化と適正な負担率の決定。

ウ、責任の所在の明確化、住民、議会に対しての積極的な情報提供。

エ、住民の意見反映の場の確保。

オ、現行一部事務組合以外の事務事業の効率化の検討。

カ、一部事務組合職員、派遣職員の給与の調整。

キ、広域連合設置に伴う初期投資等。

まとめでございます。

長引く景気低迷による税財源の逓減や地方交付税の削減等により、各市町村の財政状況は非常に厳しくなっており、より一層の効果的、効率的な事務事業の推進が求められている。

このような中で、現在検討されている広域連合については、上記に掲げた課題などはあるものの、管理部門の簡素化と組織の活性化、職員の意識改革が期待され、今後ますます増大する広域処理の事務事業の受け皿としても重要な組織となることから、この設立に向け、積極的に検討していく必要がある。

なお現在、富良野圏域においては、市町村合併の方向性が見えない現状にあるが、国、他市町村の動向に注視した中で、積極的に住民、議会に対して情報を提供していくことが重要と考えられます。

(2)でございます。行政組織の現状と課題でございます。

の行政組織の現状、先ほど町長も行政報告で報告しておりましたし、また、資料も机の上に置いてありますので、御高覧いただきたいと思っております。

の行政報告の課題とまとめを朗読いたします。

平成11年度に行政需要に対応した組織、機能の見直しを目的に、課の再編統合を行ったが、一部の課においては、さらなる見直しが必要な部分も見受

けられ、業務の関連性、継続性、統一性を考慮した組織体制の見直しが必要である。

また、スタッフ制については、縦割り行政の解消等を目的に、係長以上を除く職員のスタッフ制が導入された経緯にあるが、その機能が果たされている課も一部にあるが、全体的には効果が住民に見えにくい部分もあることから、その検証を行い、組織機能の強化を果たすための見直しが必要と考えられる。

行政組織機構については、時々時代の变化に伴い、効率的な組織体制を目指して見直しを図り、変遷してきたが、昨今の地方分権の推進と住民ニーズの多様化などにより、事務事業が増大してきており、それに的確に、迅速に対応できる組織体制が求められている。

また、それに加えて、職員数適正化計画に基づいた退職者の不補充などにより、職員数が減少してきており、少数精鋭で事務遂行をしていくことが求められる中、さらなる事務事業の見直しと職員研修の充実を図り、効率的な行政運営を図らなければならない。

今後においても、このような傾向はさらに進むものと予想されることから、その対応策として効率的な組織体制の確立はもちろんのこと、行政の責任分野を明確にして、行政関与の必要性や行政サービスの提供のあり方など、事務事業全般を総合的に評価する必要があるため、行政評価システムの導入も検討の一方策と考える。

以上の点を含め、行財政改革を着実かつ積極的に遂行するとともに、次に掲げる課題の検討を図り、行政運営を進められたい。

ア、変化に対応する組織の機動性、柔軟性、横断性の強化。

イ、職員個々の能力を最大限に引き出すため、研修の充実強化。

ウ、業務に対する責任所在の明確化と組織管理能力の強化。

エ、スタッフ制の検証と組織機能強化のための見直し。

オ、時代の要請に即した適正な職員定数管理。

カ、事務事業全般の総点検のための行政評価システムの導入。

キ、附属機関の活性化と統廃合に向けた見直し。

以上でございます。

議長（平田喜臣君）次に、教育民生常任委員長清水茂雄君。

教育民生常任委員長（清水茂雄君）ただいま上程いただきました教育民生常任委員会所管事務調査報告書の報告をさせていただきますが、資料につき

ましては、事前配付の観点から、皆様におかれましては既に御高覧いただいたものと推察いたしますので、調査の経過及び調査の結果等におきましては省略させていただき、2の問題点と3のまとめについて朗読をもって報告とさせていただきます。

教育民生常任委員会所管事務調査報告書。

## 2、問題点。

(1)子育ての悩みや不安に対して気軽に相談ができる場、また、母親同士のコミュニケーションの場の充実。

(2)子育て支援体制に対し、子供たちの目線に立った細やかな計画の作成。

(3)家庭はもちろん関係機関同士の連携強化及び住民の協力の呼びかけ。

(4)保育所における一時保育や延長保育の充実、また人員配置の充実。

(5)学童保育の施設、人員の充実。

(6)図書館の整備及び公園、自然体験ができる場の充実。

(7)子育てに関し、保護者負担の軽減。

(8)発達おくれの乳幼児向けデイサービスの充実。

(9)学校教育における小中一貫教育の研究。

(10)出前子育て支援及び子育て支援カーの導入の検討。

## 3、まとめ。

町の次代を担う子供が健やかに育ち、安心して子供を産み育てる環境をつくることは、町の将来にとって極めて重要であることから、子育てについては、地域社会全体で取り組む課題であることは周知のとおりであります。

本町においても、核家族化の進行や女性の社会進出の状況などを考えると、子育て支援の重要性は言うまでもなく、さらに本町の特殊性として、自衛隊が駐屯していることもあり、町外からの転入者が多く、その方々は隣近所とのつき合いが希薄となり孤立感が強くなる傾向もあることから、さらなる子育て支援体制の充実が望まれているところである。

本年度はエンゼルプランの策定が予定され、準備が進められているが、今後の子育て支援施策の根幹をなすこの計画の策定に当たっては、住民のニーズを十分に把握し、子供たちの目線に立った施策の推進が重要であるので、策定計画段階からその意を十分配慮されたい。

また、子育て支援の中核をなす子育て支援センターの設置についても、設置場所、運営形態などを十分に検討した中で、早期に本町の実情に合ったセンターの設置が望まれる。

本町の子育て支援策を見ると、全体的には各般

にわたり幅広く行われ、推進されていると見受けられるが、今後についてはエンゼルプランを早期に作成した中で、各子育て支援事業の充実と、家庭、関係機関などとの連携強化を図り、一層の推進を図りたい。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、産業建設常任委員長西村昭教君。

産業建設常任委員長（西村昭教君） 産業建設常任委員会所管事務調査報告書。

朗読をもって報告とさせていただきます。

さきの2委員会の報告のとおり、産業建設委員会も既に皆さん方に資料として事前配付され、既に目を通していただいているものとして、抜粋をして御報告をさせていただきたいと思っております。

調査の経過につきましては、5ページの別紙のとおり経過でございます。

2の調査の結果、現況と課題、それからまとめを御報告させていただきます。

## 2、調査の結果、現況と課題。

町では、平成10年から上富良野町都市計画マスタープランの策定を初め、上富良野町を大切にしたい、生かしたい、つくりたいの3点をもとに、まちづくり委員会など町民も参画して調査研究を行い、平成12年3月末に都市計画マスタープランが決定し、上富の生活の構想が示された。こうした中で、行政が現在取り組んでいる事業として、町の中心づくり重点整備地区である駅周辺を含む市街地中心部の再開発計画整備構想の中で、生活、文化、交流拠点の創造として、「交流拠点機能、住機能の充実」「交通機能の強化」「おもてなしの街並み、ユニバーサルデザイン」「内発的な町民活動の活性化促進」の四つの整備目標が示されて、具現化に向けて事業が進められている。

この計画の具現化の観点から、現状の分析と課題の整理を次のとおり行った。

### (1)駅前周辺地域について。

富良野線開通以来、上富良野町の人的交通や物資の流通拠点として中心をなしていた駅前地域は、町の顔としてにぎわい、発展を遂げていた。しかし、国道を初め多くの道路が舗装され、物資の流通はトラック輸送に、人の移動も多くが自家用車にかわり、鉄道による貨物輸送は廃止され、人の利用量は減少してきている。

一方、通学及び冬期の交通手段確保など、住民生活の上で鉄道の重要性は変わらないものがあり、観光で訪れる人々などの道しるべと町の顔としての役割は大きく、その存在意義を見逃すことができない。

現在の駅周辺の状況は、物資及び人員輸送量の減少とともに衰退し、廃業や移転による空洞化が進んでいる。

(2)中心市街地について。

本町の商業の経済状況を見ると、販売額は平成9年の153億300万円をピークに、時の経済動向に大きく左右され、平成11年には112億6,500万円まで減少している。かつて旧市街地は繁華街であり、1年中にぎわっていたが、昨今大型スーパー、ホームセンターが郊外に進出してきており、それに対して個人営業の店である既存の商店街は現状のモータリゼーションの発達、激しく移り変わる世相や消費者ニーズの中で、大きく様変わりをする状況に対応が限界に来ており、衰退を余儀なくされているのが現状である。

そのような状況の中で、既存の商店街の問題として、後継者不足問題、デフレによる利益率の低下、消費者ニーズに合った商品の品ぞろえができないなどの問題が存在しており、こうした問題がさらに消費者、客離れの要因を招いている。

また、次の表に示すとおり、過去10年間を見ても、生活に一番密着し、町民のにぎわいと憩いの場ともなっていた飲食料品と衣服の小売業の減少が小売業全体の6割を占めている状況にあり、商店街の衰退に拍車をかけている現状にある。

表については、御高覧いただきたいと思います。

以上の点から、市街地活性化については、商店街の個々に起因する問題、消費者の志向の変化、生活様式等の変化による問題や、行政、商工会の取り組みについての課題など、さまざまな課題が考えられる。

このような状況を打破するために、現在、市街地区の活性化事業として、2事業が取り組まれており、いずれの事業も事業者や地域住民の自主的な取り組みがあわせて行われ、再開発と活性化が進められている。

平和通り整備事業は、北海道が実施する道道の歩道維持補修工事で、街路灯の改修と歩道のインターロッキング化などの補修工事にあわせて、事業者が自主的に街路灯を利用したフラッグとイルミネーション設備の設置やプランターへの花の植栽が行われ、町並みのイメージ向上が図られている。

東1条通り整備事業は、歩道の改修と街路灯の整備などにあわせて、地域の自主的な取り組みとして銀座通り振興組合を結成し、駐車場整備や花の植栽、ベンチの設置など、地域ぐるみの町並み整備を行い、町に人を呼び込み活性化を図る取り組みが進められている。

また、これらの事業に合わせて、町の商業振興補

助事業の活用で店舗の改装や共同事業により地域の商業者を初め、住民も参加して花の植栽やイルミネーション器具などの設置を進め、明るく楽しい新しい町並みづくりの環境をつくるために、地域の人たちによる各種の取り組みがされているが、空き店舗や空き地を活用した新たな出店や事業の展開はほとんどないのが現状となっている。

3、まとめ。

(1)駅前周辺再開発について。

駅前周辺再開発は、以前の駅周辺に求められていた機能から大きく変貌した状況を見きわめ、商店街への波及を十分考慮した中で、新たに生活分野や観光、交通の拠点として位置づけ、人が集まり、にぎわい、きっかけづくりのためにも、その拠点施設として生涯学習やまちなか居住等の施設整備を一体で進める必要があると考える。

(2)中心市街地の活性化について。

中心市街地の活性化は、平和通りと銀座通りの歩道、街路灯の整備にあわせて行う事業者みずからが行う事業や新規参入者に対して支援するとともに、事業者の出店や改装等に対しては、既存の商業振興補助や企業振興補助を十分運用した中で、対象者に対して助成されたい。

また、民間の臨機な行動力と自由な発想で、新たな産業や技術の発生拠点となるような事業に対して、町としてさらに充実した援助、育成、誘導などの取り組みを行うことが必要と考える。

(3)全体のまとめ。

駅前と中心市街地は、今日の上富良野町をはぐくんだ地域であり、上富良野の歴史が刻まれているところであり、先人たちのまちづくりに対する数々の思いをなし遂げるため、衣食住の生活の原点であった。交通機関の発達や流通機構の充実より、商店街や駅の役割は変化しましたが、上富良野町の文化や伝統を守り、新しい技術や産業を生むところとなるような町並みや事業展開の環境を整えることが今求められていると考えるところである。

また、観光面からの視点として、商店者のみの問題としてとらえることより、商店街とともに市街地区を形成し、住んでいる住民全体が活性化に向けた町並みづくりに参画し、グローバルなまちづくりの創造が不可欠と考える。

厳しい経済情勢の中にあって、駅前再開発事業や中心市街地活性化事業に多額の資金を投入することは困難を伴いますが、町の将来、発展を考えたとき、放置しておくこともできないものである。財政を見据え、状況を判断した中で積極的に取り組む必要がある。

調査の経過については、その表のとおりでありま

す。

以上で、産業建設常任委員会の報告といたします。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって所管事務調査の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

各委員会の調査した意見書について、十分参考とされ、今後の行政運営に反映されんことを期待いたします。

#### 日程第7 報告第4号

議長（平田喜臣君） 日程第7 報告第4号平成14年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告を行います。

本件の報告を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました報告第4号平成14年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、先にその概要を申し上げます。

本件は、北海道が事業主体の耕地整備関係の負担金事業3件と、江花神社用地交換にかかわる用地買収事業の、合わせまして延べ4事業にかかわる予算につきまして、条件的に年度内に各事業の完成見通しが立たないことから、本年3月定例会における補正予算で繰越明許の設定をしていたところでございます。

このたび、平成14年度会計決算を迎えた際に、予算で設定しておりました金額と同額を平成15年度へ繰り越しましたことから、地方自治法施行令の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。

それでは、以下、朗読しながら説明を進めてまいります。

報告第4号平成14年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成14年度上富良野町一般会計歳出予算の経費を別紙繰越計算書のとおり繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

裏面をごらん願いたいと思います。

この表には、冒頭申し上げました四つの事業ごとに繰り越した額とその財源内訳を記載してございます。特に、未収入特定財源につきましては、当該事業の完了時期を見きわめながら、それぞれ収入金額を受け入れすることとなるところであります。

以上、報告第4号の説明といたします。

議長（平田喜臣君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### 日程第8 報告第5号

議長（平田喜臣君） 日程第8 報告第5号法人の経営状況の報告を行います。

本報告の説明を願います。

初めに、上富良野町土地開発公社の報告を求めます。

企画調整課長。

企画調整課長（中澤良隆君） ただいま上程いただきました上富良野町土地開発公社の経営状況について、地方自治法の規定に基づき御報告を申し上げます。

1ページをお開き願います。

平成14年度上富良野町土地開発公社事業の御報告についてであります。1、報告事項については、第2回定例町議会で経営状況を報告、また、2の承認事項につきましては、13年度の事業報告決算、14年度の事業計画予算について、町の承認を受けました。

3、理事会の議決につきましては、記載の件について可決をいただいたところであります。

2ページをごらんください。

決算の状況について、御報告いたします。

貸借対照表の資産の部につきましては、流動資産のみで総額6,112万5,677円となっております。負債の部はありません。

次に、資本の部の剰余金総額は5,812万5,677円、資本部の合計は6,112万5,677円となったところであります。

3ページの損益計算書であります。経常損益の部の事業費用につきましては169万7,070円の支出となっております。なお、詳細につきましては、中段に記載しています販売費及び一般管理費内訳書を御参照いただきたいと思います。

次に、事業外損益の部であります。総額3万3,151円で、受取利息等であります。

以上から、14年度は166万3,919円の支出となっており、総額で5,812万5,677円が当期の未処分利益であります。なお、この当期未処分利益の5,812万5,677円につきましては、平成15年度の準備金とするものであります。

4ページをお開き願いたいと思います。

本年度の事業計画であります。特に具体的な計

画はございません。町からの依頼があった場合に対応することといたしております。

次に、15年度の予算概要であります。収入の部、第2款受取利息は1万7,000円を予定しております。

次に、支出であります。町への負担金や事業経費を見込み、合計171万円を予定しております。

以上で、町土地開発公社の平成14年度の経営状況についての報告とさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 次に、株式会社上富良野振興公社の報告を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程をいただきました株式会社上富良野振興公社の経営状況につきまして、御説明申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。

初めに、平成14年度の事業報告といたしまして、1番目の会議などの開催、審議状況について御説明いたします。

4月25日に定時株主総会及び取締役会を開催いたしました。その内容を審議いたし、議決をいたしております。

内容の主なものといたしましては、第1回定時株主総会取締役会において、任期満了に伴います取締役の再任を行い、全員が再選され、取締役会において代表取締役に植田耕一を、常務取締役に武山富造をそれぞれ選任をいたしております。

10月の第2回取締役会におきましては、上半期の事業についての報告及びパークゴルフ場の管理委託についての審議を行いました。

3月28日におきましては、平成14年の決算方針、15年度事業計画、パークゴルフ場の管理運営について審議を行っております。

2ページをお開き願いたいと思います。

部門別事業報告であります。

1点目の吹上温泉保養センター白銀荘の内容でございます。

事業実績について、入館者につきましては、全体で13万1,369人となると、計画対比101となったところであります。

また、開館からの通算の入館実績では、去る9月21日には入館者80万人を迎えることができました。また、町内の70歳以上の障害者と福祉向上のために行いました無料の入館者は1,571人の利用をいただいたところであります。

2点目のオートキャンプ場の内容でございます。

2年目を迎えましたキャンプ場は、4月25日に開設をし、10月末で閉館をいたしました。6月からの天候不順により利用の心配がされましたが、コ

テージ、個別サイトの利用が多かったことや、テレビドラマの放映などの影響もありまして、計画を上回る利用ができました。

次、3点目の日の出スキー場の内容でございます。

本年度町から索道事業の移譲を受けまして、ゲレンデ及びクロスカントリーコースの整備に努めてまいりました。雪不足により開設が2週間ほどおくれましたが、団体利用の増加などで計画を上回ることができました。

なお、各施設の年間利用者と利用販売については、6ページから8ページの表を御高覧いただきたいと思います。

戻っていただきまして、3ページを御高覧いただきたいと存じます。

3ページ貸借対照表について御説明いたします。

資産の部。流動資産としまして、総額2,134万8,620円となっております。内訳としまして、現金預金が1,877万439円、棚卸資産としまして、期末商品254万8,181円、固定資産としまして、旭川信用金庫等に対します出資金等3万円であります。

負債の部としましては、商品、売掛金、未払金、未払税金、預り金、入湯税預り金でありまして、流動負債総額で697万9,148円であります。

資本の部といたしまして、上富良野町、農協、商工会、旭川信用金庫の資本金が1,000万円、法定準備金250万円、剰余金は、前期の未処分利益110万9,363円に当期の利益の76万109円を加えました186万9,472円となっており、流動資本合計額で2,134万8,620円となっております。

次、4ページでございます。損益計算書について御説明いたします。

営業収益の部であります。利用収益と売店収益で売上合計1億2,877万1,457円となったところでございます。営業費用につきましては、売上原価として、スキー商品、当期商品仕入れ2,428万8,148円から期末商品、棚卸資産の合計254万8,181円を差し引いた2,173万9,967円が売上原価となります。売上総利益は1億703万1,490円となったところであります。売上販売費及び一般管理費は1億1,796万3,771円で、差し引きの営業利益は1,093万2,281円の減となったところでございます。

営業外収益につきましては、受取利息、町からの管理委託収入など合計3,565万5,070円となったところであります。

営業外の費用につきましては、支払利子と町への

寄附金2,350万円を支出し、経常利益は122万809円となったところでございます。

さらに、法人税など46万700円を差し引いた残り76万109円が当期利益となり、これに前期繰越利益110万9,363円を加えました186万9,472円が当期の未処分利益となりました。

5ページをお開き願いたいと存じます。

5ページは販売経費、一般管理費と利益処分の内訳でございますので、御高覧を願いたいと存じます。

次に、9ページをお開き願いたいと存じます。

平成15年度の事業計画及び予算についてでございます。

1番目の吹上保養センター白銀荘につきましては、入館者を前年若干上回る13万5,000人を見込んでおります。明年度、平成16年度には入館者100万人を迎えようといたしておるところでございます。

11ページをお開き願いたいと存じます。

予算関係では、売上合計を1億1,380万3,000円を計上いたしております。

営業費用としまして、当期商品仕入商品など2,287万5,000円、販費売、一般管理費を7,320万円と見込んでおります。これらの営業利益を1,761万円としまして、営業外収益では、町からの管理委託収入、受取利子など185万円を加えて1,946万円を見込んだところであります。

次に、13ページのオートキャンプ場、15ページのスキー場、17ページの島津公園、19ページの日の出公園につきましては、昨年と同様に開設をいたしまして、施設の管理運営に努めてまいりたいと思っております。

次、21ページをお開き願いたいと存じます。

21ページ上富良野町パークゴルフ場につきましては、本年度新たに開設をし、管理を委託されまして開設をいたしております。4月27日にオープンをしたし、10月までの開設を予定いたしております。運営に当たっても、利用者の意見や町からの指導を受け、適正な管理運営に努めてまいります。

また、付近の農地に対して、病虫害の発生源とならないよう配慮を行ってまいります。

今年度の計画は、施設売上830万円を見込みます。差引営業損益342万4,000円を町からの受託収入として予定をいたしております。

11ページのその1、白銀荘、予定損益計算書に寄附金が1,900万円の額を計上しておりますが、額の決定につきましては、今後取締役会におきまして審議をいただきますので、よろしくお願いを

いたしたいと存じます。

また、同じく当期の経常利益を46万円と見込んでおります。これにつきましても、あわせてよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上で、上富良野町振興公社の経営状況についての報告とさせていただきます。

議長（平田喜臣君） ただいまの2件の報告説明に対し、御質疑があれば賜ります。

16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） ちょっと訂正をお願いしたいと思うところがあるのですが、2ページの保養センター白銀荘の2行目、先ほど13万人に対しということだったのですが、数字のマスに万人となっているのですが、このあれでいきますととても数字になりますが、この辺、削除訂正あつてしかるべきでないかと思っております。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） そのとおり訂正させていただきます。

まことに申しわけございません。人でございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 振興公社の11ページですね。15年度予定損益計算書の中の営業外費用の寄附金1,900万について、例年ここ二、三年こうであったかと思っておりますけれども、本会計にあっては、御案内のとおり発生主義であり、決算で寄附金を計上すればよいと私は思うわけです。当初から寄附金として計上したことについてはなじまないのではないかと。売上予定を減額すれば計算書ができ上がると思いますが、当初から1,900万の恐らく町の寄附に充てられると思っておりますが、この際、営業外費用経費を計上したことに対して、年度始めから責任がある代表取締役の御意見を伺っておきたいと思っております。

2番目ですけれども、12ページ、販売費及び一般管理費の予定額、説明の中で承っていたのは、12ページの前年決算額が5ページの決算の数字と合わないわけです。ちょっと抜粋で照合してみたいわけですけれども、違算ではないと思っておりますけれども、5ページの販売費及び一般管理費予定額を比較しましたら、法定福利費は417万4,000円、これも異なっているし、それから旅費も18万5,430円と12ページでありますけれども、5ページではそうはなっていない。何力所があるわけです。この辺の説明を賜っておきたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 福塚議員の2番目の費用について御説明申し上げます。

5ページに掲げております販売費及び一般管理費の内訳でございますが、これにつきましては、白銀荘も含め、先ほど説明しましたオートキャンプ場、それからスキー場、それから日の出公園、島津公園のいわゆるそういった一般管理費を含めた額、総額で1億1,796万3,771円となっておりますのでございまして、12ページの各項の額は、これは白銀荘だけの販売経費を掲げてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げます。

議員の御指摘でございます。剰余の関係でございますけれども、本来決算見通しの中で本来計上すべきというのが正当な考え方かと思いますが、例年その実績を生じているという中から、予算上においてある程度の見通しを掲げるという点で、このような中で表示をさせて計上させていただいていると、こういってございまして、御理解いただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

8番仲島康行君。

8番（仲島康行君） 日の出公園のオートキャンプ場に、きのうもちょっと話したのだけれども、桜の苗木がたしかあると思うのですけれども、これがことだったかな、来たのは、なおかつそれが整備されないでそのまま仮植えになっていると、贈った方から非常に不評をいただいているということだと思っております。たしか50本ぐらい来ていると思うのですけれども、これ非常に大切な花だと私は思うのです。これは早いところきちんとしないといけないと。なおかつ、今これから植栽するというのは、非常に暑い関係上、移植するのにどうなのかという問題が出てくると思うのです。その点をひとつどのように考えているのか、聞かせていただきたいなと。

せっかくいただいた木でありますので、あれは聞くところによると、1本大体二、三万ぐらいするそうです。非常に貴重な桜の木だということで寄附をいただいていると、それがいつまでたっても何の変化もないと、一体どういうことになっているのだというふうな話もありました。それをどのように考えているのかということ。

それから、スキー場のリフトはこれまだ支払い終わってないのか、償還が終わっているのかいないのか。

もしくは終わっているとすれば、あれもうすこし変える必要性がないのかなと思うのですが、その辺どのように考えているのかなと。この報告書によると、スノーボードを使用すると書いてあるけれども、そうすると管理の方も非常に大変なことになってくるのではないかなという気がするのですけれども、その辺もあわせてひとつお聞かせを願いたいと思います。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 仲島議員の桜の件につきまして御説明をいたします。

議員御質問のとおり、町内ある方から、内地に住む親戚の者が郷里上富良野町に何か記念になるものを贈りたいということで、一昨年からそういうお話がございまして、ことし春実現になりまして、岐阜県にありますショウカワザクラという桜をちょうだいいたして、公共施設に植えてくださいということをお願いしております。

これにつきまして、北海道にない桜でございますので、専門業者の意見を聞きまして、非常に管理が難しいよということのお話を承りましたので、そういう専門の業者の方に意見をちょうだいいたしまして、植えるべく今用意をいたしておりますが、議員御指摘のとおり、ちょっと今相当日時が経過しておりますが、早急に各公園施設等に植えて管理をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 今御質問の索道事業に対します起債の借り入れをしているわけですが、その償還の関係についての御質問にお答えしますが、ちょっと手持ちのものございませんので、正確ではございませんが、相当年限たってございまして、借入金の償還については完済しているものと思っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 8番仲島康行君。

8番（仲島康行君） それ植えると、桜の木を植えるよということなのですが、いつどのようにして、いつまでにやるのだというその答えがないと、どうも行政というのは、やるよやるよと言って、気がついてみたら2年もたっていたなんていうのは随分ありますので、その辺きちんと日時を、いつまでにやりますというような約束をしていただきたいものだなと。

リフトについても、今後どのように考えていくのか、相当老朽化もしているのだと思いますが、その辺をあわせてもう一度お願いを申し上げます。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 8番仲島議員の御質問にお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、大変難しい桜でございますので、専門業者の方に今植えてもらうような手続をとっておりまして、今週の18日に全部植わるかどうかわかりませんが、18日に予定をしておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩を解き、会議を続行いたします。

社会教育課長、答弁。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 仲島議員の御質問にお答えしますが、現状のリフトにつきましては、保守点検整備をやりながら一部修繕しながら実施しているところでございますけれども、今後のこれからのリフトの将来に向かってのことにつきましては、今のところまだちょっとお答えできるということまではないので御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 日の出公園の件につきまして、照明のことについては再三言っておりますから、多分つくと思うのですけれども、日の出公園の裏のキャンプ場においていく中腹に、遊具といったらあれですけれども、レンジャー訓練のような、体を鍛えるための遊具があるわけですね。その一番高い遊具というか、建物というか、遊んではいけませんと、使ってはいけませんと書いてあるわけなんです。あれだけ広い場所をとって、あれは柱が何本くらいあるのか、五、六本で、高さは軽くこうやって見上げる天井くらいありますか。ロープをぶら下げて、あれロープのぼりやるのかなとは思っているのですけれども、そういうのは全部取ってありますね、遊んではいけません。そういうことであるのなら、もうあれは取ってしまった方がよろしいのではないかと、あんなの利用してロープかけて、縊死事件でも起きたら、キャンプする人もいなくなってしまうのです。その辺どのようにお考えかお聞きいたします。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 11番梨澤議員の御質問にお答えします。

議員お尋ねの遊具につきましては、アスレチック遊具でございますが、設置以来相当年数が経過しておりますが、去年にも撤去しようということで計画をいたしておりましたが、今日までちょっと計画延びております。早速、ことしの春に一応現場で撤去の打ち合わせをしておりましたけれども、近々にそれも撤去するというところで話を進めておりますので、いましばらく猶予をいただきたいというふうに思っております。いずれにしましても、近々に撤去いたしたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 焦点絞って聞きます。

実はこのいろいろ事業を委託してわかるのですが、委託しているところにまたこの中に委託料というのがあるのですよね。その考え方なのですけれども、いわゆる委託を受ける側が利益があるから受けるのだらうと思うのですけれども、そういう形でいくと、では経費として考えたときどうなのかと。いわゆる、では例えばオートキャンプ場ですか、14ページですね。前年度決算で賃金が411万7,600円がことしは91万と、それだけ減っているから委託料でもふえたのかなといたら、大した、かえって減額なのですね、前年度より。

そういうのが見受けられるので、委託してまだ経過もたっていないので、こういう結果出るのかなという気もするのですけれども、どうもその委託料という部分で焦点絞りますと、振興公社が委託を受けてやっていると、それがまたさらに他の中の細かな部分で委託を受けてやるということになると、当然その委託を受ける部分で利益があるのかないのか、受ける側が、そういう部分でどういう考え方でこういう形をとっておられるのか、その人間的な問題でどうしてもとれなくて、こういう形をとっているのか、それとも私なりに考えるには、いわゆる直接頼んでやっていくということの方が、僕はもうちょっと安くできるのかなと。賃金がふやしているのかといたらそうでもないのです。倍になっているところもありますけれども、部門によってそれぞれ事情はあろうかと思うのですけれども、全般的にそういうような感じを受けるものですから、そこら辺でどういう考え方でこういう形が決算書出てくるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 6番西村議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の委託に委託という御質問でございますが、これは多分白銀荘のことを言っておられるのだと思うのですけれども、白銀荘におきまして

は、従来の施設委託はありませんけれども、周りのトイレ、それから冬の間の道路の除雪、それから温泉地区にございます2カ所のトイレといったところの清掃管理をそれぞれ白銀荘をお願いをいたしております、これらの部分が従来の温泉施設等の部分と違った委託ということで受けてございます。

それから、この14年度と15年度のオートキャンプ場におきます賃金が相当違っているという御指摘でございますけれども、これにつきましては、昨年は臨時を使って運営をしていたということでございまして、本年はその者がいなくなったということで、いなくなったというか、職員として採用になったということで、その賃金の部分が減ったということでございます。

そういったようなことで、費用を最大限絞り込んだ運営に努めておるということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 6番西村議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、委託、公社から町の中へ地元業者等に対して委託する部分というのは、この中に何カ所かございます。当然、公社での人員というのは、正規職員については限られております。そういう中で、公社で直接やるものと、それから公社が委託してかけるものについては、当然町からの委託費の中で経費の積算等については計算をしております。当然、公社が委託を受けるのと、それから公社が業者に出す場合についての区分をしながら、委託費の積算をしております。

当然、公社といたしましても、地域振興という観点から、それらの業種が行える場合については、広く町のそういう業者をお願いをしてやる方が町の活性化につながるのではないかとこの観点から、そのような措置をさせていただいている状況でございますので、また、先ほど課長が申し上げました、地域的にはどうしてもその地域に合った中で適切な委託先というようなことで考え持って委託している状況でございますので、その点も御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） いわゆる全面的な業務委託と、次の段階では部分的な作業委託だと思うのです。それによっていろいろと変わるわけですけども、その地元の企業育成ということは、私もわかるのですけれども、その実際にそういうものはだんだんだんだん大きくなっていくと、どこが実際の主体なのかというのは、こういうことで我々わかりませんが、むしろそういうものがきちんとあるなら

あるで、そういうものはそういうものできちん分離してやっていくという考え方ができないのかどうか、そのスキー場だ、キャンプ場だ、いわゆる温泉だと、いろいろとこう仕事内容全部違うと思うのですけれども、どうもはっきりしないと。では本当にしなければならないのかどうかという部分で、我々中身に現場というのは実際わかりませんから、ですから誤解を受けるような考え方が出てくるというか、そういう点はわかると思うのです。

今言ったように、先ほどちょっと答弁あったのですけれども、いわゆる賃金がばっと減って正職員にしたとって、では本当に賃金ふえているかといったら、このキャンプ場ではふえていないです。前年と比べて、大した。むしろ減っていると、給料、手当の分。今何人正職員でいわゆる雇って、年間臨時どうなのだと、公社で雇っているのは、委託については、どういう部門が委託なのかというのは、全然これではわからないのです。ある程度想像はできても、例えば、日の出公園の管理、島津公園の管理入ってきましたよ、スキー場の管理も入ってきた、ではどういう仕事の中身としてあるのか、公園の管理、ただ草だけ刈ってやっていけばいいのかと、よく見ると光熱費がふえたり何だりと、こう細かく見ると出てきているのです、前年度と比べると。だから、そこら辺のところはきちんとやはり報告されていないと、数字だけで見るとそういう疑念が出てきますけれども、やはりその背景となるものがあるわけですから、そういうものもきちんとやはり出してきてほしいと思うのです、整理して。

どうもこれだけで見ると、見れば見るほど不可解というか、理解できない部分がこれだけでは出てくるということでは、委託費から質問させていただいたのですけれども、どうもそういう部分があるので、今後、やはりこういう部分では、きちんともう少し整理して、わかりやすく、我々も町民に聞かれるわけですから、聞かれたときにきちんと説明できるだけのものがですね、やはり僕らも資料として欲しいわけで、そういう部分で、こういう報告でなくて、別冊でもいいですから、つけてもらえるようにしていただければ、より理解が深まるのかなというような気もしますし、これからのいろいろな行政需要の仕事がふえてきたときに、そういう公明正大だという部分が、やはり何といいますが、民間委託とか、そういう部分に広がっていく理解にも大きくつながっていくと思うのですよ。

そういう部分で、そういう考え方で、そういう資料というのですか、そういうきちんとした細かいものをこれから準備して出していただくように、前向きに検討していただければいいのかなと思うのです。

で質問終わらせたいと思いますけれども。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 西村議員の再質問にお答えを申し上げたいと思いますが、基本的に予算編成時におきまして、それぞれ委託先、振興公社としてその部署ごとの委託を受ける中におきまして、その積算の方法については、所管委員会等も通じながら、お示しをしているところでございます。経費の積算もその辺のところお示しているということで、おわかりいただけるのかなというふうに思っていたわけでございます。

当公社におきましては、一応ここ振興公社の立場で申し上げますと、町からの委託の中での範疇の大枠の中で、そういう積算した中で委託を受けまして決算処理してございますので、この点につきましては、当公社がそこまでの細かい点を、このいわゆる公社の経営状況報告の中で報告するというのはいかななものかなというふうに思っております。

当然町として、今度町として公社に委託する場合の方法としてどうなのだという議論になるのだろうと思うのですが、その中で振興公社が直接やるものと、それから再委託をしてやるものとの区分というのは、予算編成の中で区分をしながらやってございます。そして、その中で経費の積算についても、直接やる場合と再委託してやる場合の経費率の積算を出して、予算審議の中の資料としてお示ししているところでございますので、その点見ていただければおわかりいただけるというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御質疑がなければ、これをもって、法人の経営状況の報告を終わります。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第9 町の一般行政について質問

議長（平田喜臣君） 次に、日程第9 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 私は、さきに通告してあり

ます幾つかの課題について、町長並びに選管委員長に一般質問をいたしますので、明快なる答弁を賜りたいと存じております。

最初に、道路行政について質問をいたします。

あすなる歩道橋は、西小学校に通学するために新設されて久しいところですが、校下である西町地域の児童約30人は、あすなる通りを歩き、西町公園通りを経て、西1線西町通りを遠回りしている現況であります。最短距離で通学できる約束で土地を提供したかのように仄聞しておりますが、だとするならば、それらが守られていないとのことになりますので、早急に善処されたく、まず1点目お伺いしたいと思っております。

二つ目は、ダイイチ前の交差点に信号機が設置されたことにより、踏切の遮断機が下りたら青であっても進行できず混乱しておりますので、事故が予想されます。これを解消するために、曙通りを道道吹上線まで延長される計画が持たれないかどうか、町長にお伺いしたいと思っております。

道路行政の3点目ですけれども、オーバブリッジ、人道跨線橋の管理であります。町の玄関口にあり、極めて劣悪な状況で、西側の階段にあっては、下が透き通って見えております。極めて不安と動揺を禁じ得ませんので、また全体が老朽化し、赤さびが浮いておる現状なので、これについては劣化が進行すると思われれます。できるだけ可及的速やかに補修し、延命の必要があると考えられますが、町長の見解を賜っておきたいと思っております。

3番目は、建設機械の更新についてであります。

第4次総合計画年次計画平成15年、16年で、読み取れない事案であります。平成16年度において建設機械のグレーダーの更新が予定されておるようではありますが、なぜどうして計画書に記述しないのか、その理由をこの際お伺いいたしたく存じます。

従来から町長は、民間にできるものはできるだけ民間に委託したいと強調されて経過しております。行革の精神からしても、今後における車両の姿から考えましても、一貫していないところなので、この際、町長の所見を賜っておきたいと思っております。

また、グレーダーの関係につきましては、町道の舗装の頻度、砂利道の減少、除雪時の活用と限定され、その果たす役割は極めて低いと考えます。これこそ町内業者に委託すべきで、町のシンクタンクでもあります管理職の考え方はどうなっておるのか、再考すべきだと私は考えますので、これらの観点からして、町長のできるだけ民間委託したい、できるものは民間委託したい、という考え方によって、グレーダーを更新するという事は、それは数千万か

かるのではないかと私は思うわけです。町長の言っている理論と実際が違うことは、まことに残念に遺憾に思うので、この際、町長の見解を賜っておきたいと思います。

4点目、葬斎場について。

平成14年12月定例会におきまして、町長は隣町の中富良野町との共同事業として努力すると、また、中富の施設については築50年を経過し老朽化していることも承知しておると、今後においては、中富と十分協議を進めていくという答弁を賜って経過しておりますが、仄聞をするところ、両町の助役間の認識は共通理解されているようではありますが、中富良野町の担当課長が本町に来られ、本町の課長と隣町中富良野町との話し合いの内容は、極めて合意に達するものでなく、中富の課長としては全く評価できない話し合いで、好感が持たれなかったという話の結果を中富良野の助役に報告されておるようであります。

本町の担当課長は、平素、町長の意思を踏まえて行政に携わっておると思いますが、そうでないとするならば、極めて全体の奉仕者としての課長の責任を果たしてないと言わなければなりません。本件について、町長の所見を賜りたく存じます。

また、この機会に、両助役間の話し合いは持たれていると思いますが、この観点についてお伺いをいたしたく存じます。

最後の質問になりますが、公職選挙法についてお伺いいたします。

選管の松田委員長さんにおかれましては、御出席まことに御苦労に存じております。どうかよろしくお願いたします。

公選法につきましては、御案内のとおり、法の精神として選挙人の自由な意思によって、公明かつ適正に行われることを確保し、よって、民主政治の健全な発達を期することを目的とするとあります。したがって、法の下に公明、公正、公平の原則に基づき、自由が確保されるものと存じます。

つきましては、公選法第140条では、選挙運動に使える車は1台と定められておるところであります。これに抵触すれば、公選法においては禁止事項として、選挙運動のために自動車を連ねて氣勢を上げることにはできないことになっており、これに触れると、1年以下の禁固または30万以下の罰金と公選法では規定されておると思います。

最近、近くの市町村で行われた選挙の活動について、承知したところでありますが、新聞報道によれば、期間中に当局選管が警告文書を出した、あるいはまたは選挙の自由妨害をしたということで、刑事事件までに発展してきておるやに記事として掲載さ

れたことを見ました。これに関連しまして、現実を踏まえて、来る本町の議会議員の選挙については、選管としてどのように行政指導をされるのか、この際、松田選管委員長さんの御所見を賜りたく存じておるところであります。

以上であります。どうぞ、よろしく御答弁方、お願いいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の3項目の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、道路行政についての1点目の御質問ですが、あすなる歩道橋につきましては、十勝岳噴火災害など、緊急時において住吉公園方面の高台への避難誘導路として、平成5年に供用されたものであります。

御質問の点は、西町からあすなる歩道橋を利用した西小学校への登下校に際して、最短距離で通学できる路線として、西町3丁目1条通りから住吉公園へ通じる区間整備をとのことと思っておりますが、現況では宅地3件、山林1件の合わせて4件の関係者があり、うち1件は住宅として居住されている現況にあります。

このようなことから、この区間に道路を設置することについては、現在のところ計画として持っておりません。今後、道路整備計画での要望として受けとめさせていただきたいと思うところであります。

なお、地権者からの土地の提供は現在のところなされておられません。

次に、2点目の曙通りを道道吹上線まで延長する計画はないかとの御質問にお答えさせていただきます。

既存の曙通りからの延長による取り付け位置が道道吹上上富良野線の片側1車線の道路であり、また、踏切と信号機区間の距離も約70メートルと短く、この区間内へは町道東1丁目通りと駅裏通りの方向からの車両のほかに、本線からも加わるため、相当数の車両が往来しておるところであります。この間に新たな取り付け道を設置いたしますと、車の走行に支障を来すことが想定されることから、新設道路の設置につきましては、現在のところ計画を持っておりませんので、御理解を賜りたいと思っております。

3点目の人道跨線橋の御質問についてであります。この跨線橋は、昭和59年12月に完成し、設置以降19年を経過しているものであり、その間、平成9年度には防雪ドームを取り付け、一部塗装修理を行ってきた経過にあります。一般的に橋梁の耐用年数は50年となっておりますが、塗装及び階段部分の一部に修理を要する箇所が出てきておりま

す。現在、全体的な舗装整備について検討しなければならない時期に来ておりますので、費用見積もりを行い、財政状況などを考慮し、実施時期を定めていきたいと考えております。

なお、損傷が厳しい箇所につきましては、応急的な措置を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

2番目の建設機械の更新についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、前段御質問のグレーダー更新は、総合計画実施計画書に記載がないとの御指摘ですが、このグレーダーの更新につきましては、実施計画書の11ページの中ほどにおいて、グレーダー、タイヤショベル、散水車の更新を作業重機更新の事業名で一括し、事業内容にグレーダーの名称を表示したことから、読み取りづらかった面もあるかと存じますので、今後は、よりわかりやすく掲載するよう努めてまいりたいと考えております。

さて、モーターグレーダーの更新についてであります。平成元年の購入から15年経過し、老朽化による除雪作業効率の低下及び維持管理費の増加を招いている状況にありますので、この車両の更新をし、夏期及び特に冬期の除排雪作業のスピード化と路面管理の徹底により、道路交通の安全確保を推進するものであります。

このような特殊車両につきましては、使用作業期間も限られており、夏冬の稼働割合で申し上げますと、その年の気象状況にもよりますが、おおむね夏は2割、冬は8割相当の稼働実態にあります。

また、民間委託ということですが、車両価格が高額なこともあり、経営を圧迫することから、この機械をみずから所有し、委託業務を行っている業者はないのが実態であります。このことから、現在国及び道などでは、委託業者へ貸与する方法により委託が行われている状況にあります。

町といたしましても、国や道の委託状況を踏まえながら、運転職員の配置や業務量の動向を見計らいながら、委託の方向を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3番目の葬斎場に関する御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、葬斎場の整備に関しましては、中富良野町との共同事業としてとらえ、平成14年第4回定例町議会において福塚議員の御質問にお答えをいたしており、両町間の協議を基本とするところであり。その折にもお答えしたように、両町の施設経過年数などに差異があることなどから、整備の時期及び規模等につきましては、具体的な煮詰めを要しますし、また、現下の厳しい財政状

況を踏まえながら対応していかなければならないと考えております。

本年3月、平成15年度予算審議の折に提出いたしました総合計画実施計画におきまして、今後の財政見通しなどから、当該葬斎場整備につきましては、平成20年度以降に繰り延べせざるを得ないとの判断のもとに、計画の見直しを図りましたことから、中富良野町とまず、事務段階の調整を図るよう担当課長に指示したものであります。今後、引き続き計画整備に関しましては、助役などを含め進めたいと考えております。

議員御発言にあります中富良野町においての報告内容に関しましては、知り得るところではありませんが、担当者に指示した内容により、事務を取り進めているところであります。なお、助役間の協議につきましては、平成13年10月25日、中富良野町助役が来町され、共同設置の基本的な方向性を確認し、具体的な建設計画については、今後両町で十分検討していくことで協議をした経過にあります。

以上であります。

議長（平田喜臣君）次に、選挙管理委員長、答弁。

選挙管理委員長（松田達雄君）3番福塚議員の公職選挙法についての御質問にお答えいたします。

公職選挙法は、議員がおっしゃるとおり、その目的は日本国憲法の精神にのっとり、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び町の公選する制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することとなっております。

この質問の公職選挙法第140条は、何人も選挙運動のため自動車を連ね、または隊伍を組んで往来する等によって、氣勢を張る行為をすることができないと規定されています。この規定の趣旨は、選挙人の視覚や聴覚に注目を集めるための行為を氣勢を張る行為としており、その一事例が自動車を連ね、または隊伍を組んで往来することによって挙げられていまして、そのサイレンを鳴らしたり、ちんどん屋を頼んで喧騒にわたる行為がその氣勢を張る行為に当たるものとされています。

したがって、選挙運動で複数の自動車を連ねる場合にも、公職選挙法第140条に違反しているのではないかと考えられます。

また、裁判所においてこの規定による選挙違反として刑が確定した場合は、議員がおっしゃられるように、第244条の第1項の規定により、1年以下の禁固が30万以下の罰金に処されることとなります。

また、警告文書や刑事事件に対する御質問に関しては、具体的な内容が示されていませんので、分かる範囲内で答弁させていただきます。

警告文書につきましては、明らかな公職選挙法違反事例がある場合には、警察から連絡が参りまして、特に、多い事例が文書等の頒布や設置の場合で、退去命令などを発することがあります。また、刑事事件の関係では、最近では富良野市議会議員選挙において、4月29日の地元新聞に公選法違反、括弧書きで、自由妨害で現行犯逮捕の記事が掲載されていました。新聞によりますと、候補者が路上で演説中に因縁をつけて運動員の額を殴って逮捕されたと報道されています。この事件の背景やどのような状況が警察でなければわかりませんが、当時、本人は酒に酔っていて、正気に戻ったときにはどうしてそのようなことをしたのかわからないと話しておられると情報が聞き及んでいます。傷害事件になる場合も考えられます。その後、どうなったのかは承知しておりません。しかし、本件が裁判所において公職選挙法違反として刑が確定した場合には、第225条の規定により、4年以下の懲役か禁固、または100万円以下の罰金に処せられることが予想されます。

選挙に関する刑事事件に関する情報は、選挙管理委員会では、皆さんと同様に報道による情報しか持ち合わせないのが実態ですし、警察からの具体的な内容は情報もないのが実情です。公職選挙法には、民主政治の健全な発達を期するため、公明かつ適正に行われるよう、さまざまな規定が275カ条にわたって複雑に盛り込まれていて、そのうち選挙違反に関する罰則は61カ条にわたって規定されています。さらに、政治資金規正法や公職選挙法施行令、施行規則なども具体的な内容や行為によって判例や実例に違反する場合などが示されています。選挙管理委員会としても、選挙制度のすべてを選挙人に周知することはなかなか難しい状況にあります。機会をとらえまして、その概要などを町広報誌や選挙公報などを利用して、選挙人に知らせてまいりたいと考えています。

来る8月17日執行の町議会議員選挙においては、町民の代表を選ぶ大切な選挙でありますし、その代表者にならうとされる方々が選挙違反行為とならないよう十分注意を願っています。あわせて、明るくきれいな選挙が行われますことを町民ともども願ってやみません。

7月11日は、立候補予定者を対象に説明会の開催を予定していますので、その際、選挙運動など選挙制度の概要も説明してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、3番福塚議員に対する答弁とさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜りません。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 最後に、公選法につきまして、明快地御答弁くださいました選管の委員長さんにかたじけなく思うところであります。ありがとうございました。

町長につきましては、大変失礼ですけれども、おおむね了解するところであります、おおむね。

二、三質問させてもらいますけれども、道路行政の2番目の曙通りの道道吹上線までの延長の考え方ですけれども、取り付け道路と町長が考えた場合には、町長の答弁のとおりだと私は思うのです。ダイイチの線路側といわゆる鉄道の間ですね。通学踏切から吹上踏切までですね、都市計画の観点からも、これからふえてくる観光客の美観の観点からも、また、本町にあっては、近く景観条例を制定しようとしている町が、草ぼうぼう、あのような状態のところは1カ所でも少なく、存在解消したらよいのではないかという考え方で御質問をさせていただいたわけですけれども、道路行政ということであれば、町長の考え方だと。しかし、景観条例を踏まえた町のその美観、それを考えた場合には、町長、どのような判断をされるか、その点お伺いしたいと思います。

それから、グレーダーの関係ですけれども、役場で機械を買って委託の方向で検討するということがありますけれども、町の財政が硬直していることを考えると、新調することに対しては新調が可能なのか、求めることは可能であるのかもかもしれませんけれども、私としては再考すべきでないかと思うわけです。

答弁の中で、機械をみずから所有しと、こう書いてありますけれども、町内で機械、グレーダーをみずから所有していないという判断には立っていないのかもしれませんが、町内業者でグレーダーを保持している業者はないわけではなく、あると思います。あるとすれば耐用年数、あるいは他の委託の関係、それから町内のグレーダーの活躍をお願いすることにはならないと思いますが、いろいろな観点から財政が極めて大変なときに、数千万をかけて車両の今までの町長の考え方、将来それを具現化する、これらについて町長のこの機会に再答弁をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、葬斎場の関係についてです。

さきの町長、きょうの答弁でもありましたけれど

も、中富は築50年経過して、近い将来一年でも早い年次に新築したいという計画が持たれておるといことは、尾岸町長も御承知のことと存じます。うちの財政事情からして、平成20年であれば、20年で共同事業参加しますと、事業主体は中富良野で先行してくださいと、だけれども、今の時点で中富が着工する時点で基本的な事項、お互いが確認し合う、これは必須条件だと思うのですよ。これらについて、町長に再答弁を求めたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番福塚議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、曙通りであります。先ほどお答えさせていただきました。また議員も御質問にありましたように、道路状況からすると、曙通りの増設にはなかなか難しい面があるわけでありまして、ただ、周辺環境整備ということにつきましては、議員御質問にありますように、非常に駅周辺の環境整備につきましては、いろいろな課題があるわけでありまして、毎年JR旭川支社の方に富良野圏域、富良野線の美瑛から6市町村でJRに要望運動を展開しておりますが、その中で駅周辺、それからもう一つは富良野線の線路沿いの各農家の周辺等々の草刈り等々の促進、病害虫等々の発生阻止のための対応を図るよう要望をお願いし、その対応を図っているところであります。今後ともそういったJRに対する対応を促進するとともに、この道路につきましても、今後の課題の中で十分JR並びに公安委員会等々との調整も図りながら、現在は道路整備計画の中に載っておりませんが、課題として考えておかなければならない部分もあるのかなというふうに思っております。

次に、重機、グレーダーの委託の件であります。このことにつきましては、先ほど申し上げましたように、国や道の委託につきましても、それぞれ貸与するという形で取り進めているところであります。私といたしましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、高額な重機を購入しますと、委託料にその分が反映してくるわけでありまして、当然、減価償却等々で反映しなければならないと。その中で、できるならば補助採択を受けて、購入はできる部分については補助採択を受けることによって重機の購入を図り、そして貸与をして取り進めていくということによって、委託料の軽減化にもつながるといようなことも含めながら、今後そういった部分との対応を図りつつ、精査検討を加えながら、議員の御質問にありました部分についても含めて検討し、今後の重機の委託についての対応を進

めたいというふうに思っておるところでございます。

また、葬斎場につきましては、今日まで中富良野町との話の中では、我が町と中富良野町との建設経過年数の違いから、いろいろな課題があるわけでありまして、町としては17年度以降に対応していこうというような話を進めて、先ほどお答えさせていただきましたように、両町の助役段階で調整をさせていただいておりますし、また、町長同士として、私としてもそういうお話をしていたところであります。平成15年度予算編成に当たりまして、中期的な財政状況を見込んだ中で、非常に厳しい財政状況の中で平成20年度以降でなければ財政措置ができ得ないのかというような部分が出てまいりましたので、早急に先ほどお答えさせていただきましたように、担当課長にその旨の情報を提供いたしましたところであります。

ただ、このことにつきましては、議員も御質問にありますように、経過年数が違うということで、中富良野町としては、早期の着工を要望しておるわけでありまして、これからの話し合いの中で、私としては最終的な政治判断も含めて、中富良野との共同設置に向かって取り進めていかなければならない時期が来るのかなということも認識いたしているところであります。

ただ、そういう状況下にあるだけで、まだどのような葬斎場を設置するのか、どこに設置するのか、そういう細部については、まだ調整されておられませんので、ただいま議員の御質問にありました設置場所等々につきましても、今後、両町で調整を図りながら取り進めていきたいというふうに認識いたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば、賜ります。

以上をもちまして、3番福塚賢一君の一般質問を終了いたします。

次に、15番村上和子君。

15番（村上和子君） 私は、第4次総合計画のチェックと、介護福祉、子育て、ごみ問題を提起するというので、この4年間出させていただいておりますので、何とぞ前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

さきに通告してあります3項目について質問いたします。

第4次総合計画の達成の見通しと図書館、消防庁舎の建設についての今後の計画の考えは。

第4次総合計画（平成11年～20年）の中で、ほぼ計画どおりに進んでいると思われるのは、福祉のまちづくり、健康のまちづくり等かと考えます

が、大幅におくれているものとして、生涯学習の取り組みの中の図書館の建設、安心のまちづくりの防災センター、消防庁舎の建設と考えますが、これらについては今後の計画はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

まず、1点目の図書室は、老朽化、修繕が必要、狭隘化、機能不能、高齢化対応が必要、これ以上ないという施設で、町長も教育長も御存じだと思いますが、建設についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。建設が無理であれば、早急に改修して、2階から1階に持ってくるべきと考えますがいかがでしょうか。

また、2階の図書室の部屋は、本が4万冊もあり、狭く感じられますが、1階におろすとなると、入口も2カ所あり、結構広いスペースになります。これを二つぐらいに仕切って、地域活動、女性団体活動のコミュニケーションの場としての活用ができるようにしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。また、運営管理等も使用する人に任せるなどしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、2点目の防災センター、消防庁舎は消防車等がすき間なく使用されており、作業スペースもなく、天井が低く、大型消防車が入れない状況である。この建設についてどのように考えておられるのかお伺いいたします。

2項目めとして、町立病院に小児科医を配置してはどうか。

上富良野町は自衛隊の町でもあります。道内でも一番出生率が高く、子供の数が多いのも、育児サークルや子育て広場でもわかります。小児科医がいないので、車の免許を持っていないお母さんはタクシーを使用し、町外の病院まで片道3,000円から5,000円をかけて連れて行っている、特に冬道となると、つるつる凍結路面で病児を乗せて富良野までの距離を運転していくのは容易ではありません。途中、子供が急変したこともあり、大変不便で不安であるという子供を持つお母さんの声も多く、町立病院に小児科医を設置してはと考えますがいかがでしょうか。

3項目め、ごみ収集一部有料化導入後の減量化の状態と分別状況はどのようになっているのか。

1点目、ごみ収集一部有料化導入してから8カ月が経過した現在、ごみの減量化は以前と比べてどのくらい進んでいるか。

2、分別状況は。

3、一番多いごみは。

4、生ごみ堆肥化容器、コンポスト購入数、購入状況は。

5、1世帯1カ月どのくらいの金額になっている

のかお伺いいたします。

以上でございます。御答弁よろしくお願ひします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

図書館の建設計画につきましては、教育長の方からお答えさせていただきます。

まず、防災センター、消防庁舎の建設につきましては、以前から議員も御指摘のとおり、通信指令室、消防団員控室、そして消防自動車や救急自動車などの大型化と保有車両の増加などにより、車庫の狭隘化などの状況にあります。このことから、平成14年3月には、北消防署を2階に移し、通信司令室の拡大や団員休憩室を設けるなど、既存施設の改善を進めてきたところでもあります。これからの状況を抜本的に改善するためには、消防庁舎の建設を進めなければならないと考えておるところであります。

しかしながら、消防庁舎の建設につきましては、町の第4次総合計画の後期中で建設のめどをつけたいと考えておりましたが、昨今の厳しい財政状況から、これらの整備について、新築を進めるべきか、また、現在の施設を利用した中で不十分な部分について改修をして問題点の解消をすべきか、今後十分に見きわめていかなければならない課題であると認識しておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。

次に、2番目の町立病院に小児科を設置してはとの御質問であります。平成2年11月に町の全戸を対象に実施いたしました町立病院についてのアンケートにおいて、あった方がよいと思う診療科目の中で、小児科については24.3%の方が答えられました。その後、町政懇談会、子育てサークルに属している方々などから設置についての要望もいただいているところであり、ニーズについては十分承知いたしております。これまでも、産婦人科に小児科を併設することについても検討いたしてまいりましたが、小児科は患者の動向など不確定要素も強く、また、仮に町立病院に小児科を置くとした場合、あらゆる試算ではありますが、収入100円に対して費用が200円以上かかるなど、極めて収益性が低く、収支の均衡を図ることが難しい状況にあることから、町民のニーズにお答えでき得ないまま、今日に至っております。

今年度、病院事業に対し、一般会計から収益的収支へ2億483万8,000円、資本的収支へ4,055万4,000円、合わせて2億4,539万2,000円、病院事業費の総額に対しては23.8%

の繰出金を支出いたしております。今以上に一般会計への負担が増大し、町の財政を圧迫することについては避けなければならないところであります。

小児料の設置には、新たな財政負担が伴うと予測されることから、現行においては困難であると考えております。御理解を賜りたいと存じます。

次に、3番目のごみ収集一部有料化導入後の減量化の状況と分別状況についての5点の御質問にお答えいたします。

昨年10月から一般廃棄物処理の有料化を実施してまいりましたが、実際、実施に際し、町内会単位での説明会を開催し、有料化の説明にあわせ分別の趣旨、排出者の義務、行政の義務などについての説明もさせていただきましましたことも大きく効果が上がったものと思われ、分別や排出管理につきましては、おおむね良好な状況で推移いたしております。

御質問の1点目、ごみの減量化につきましては、有料化実施後の平成14年10月から15年3月の期間のごみ搬入量を前年度と比較してみますと、全体の搬入量については大差はないものの、一般ごみが約43%減、不燃ごみが約40%減となっております。

2点目の分別状況についてであります。昨年10月を機に町民の皆様のごみの減量化、資源化、リサイクル化に対する意識が高まり、各町内会長さん初め、クリーン推進委員のお力添え、御努力もあって、集積場の管理状況も極めて、ごみの分別、排出についてはおおむね良好な状況が継続されていると判断いたしております。

3点目の排出ごみの種別についてであります。上富良野町の10種17分類のごみのうち、一番排出量の多いごみは、重量で見ると一般ごみ、容量で見るとプラスチック類となっております。

4点目の生ごみ堆肥化容器、いわゆるコンポストの購入状況についてであります。コンポストは昨年10月からの生ごみの分別を機に、町民の皆様がみずから処理を行い、堆肥化などの資源として活用することを目的に、大幅な購入増となっております。平成13年度の61件に対しまして、平成14年度では390件となっております。

5点目のごみ処理料金が1世帯どのぐらい利用しているかとの御質問であります。昨年10月から本年3月までの間における収入証紙売り上げと個人直接搬入分の手数料収入総額1,784万4,000円から試算いたしまして、1世帯当たり1月おおむね550円となっております。したがって、資源物排出容器の負担を計画当初と同一に推計いたしまして加算いたしますと、約900円程度と推計いたしております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 15番村上議員の図書館の建設計画についてお答えいたしたいと思います。現在の図書室は、昭和46年に公民館内に設置され、以来32年を経過しておりまして、施設も老朽化し、狭隘で、施設機能も悪く、町民の皆さんに大変不便な中で利用していただいている状況であります。

図書館の整備につきましては、これまで再三にわたって議会で一般質問を受け、また、町民の方々から早期実現を熱望されている町の重要案件事業であることは十分認識しているところでございます。

議員御質問の図書館の建設につきましては、町の財政事情もあり、現在のところ整備計画年度が明確化しておりませんが、一年でも早く実現が図れるよう鋭意努力しているところでございます。

また、現在2階に設置している図書室を1階に移転し、町民の利便性を図り、建物の危険性の解消を図ってはどうかとの御意見であります。議員からの御指摘のとおり、2階に設置している図書室には約4万冊の蔵書を置いておりまして、これらの蔵書を保持する建物の耐力にも問題がありますし、また、町民の利便性と老朽化した建物の危険解消を図るためにも、新設の図書館が建設されるまで現在のまま使用することには問題があると思っております。

現在、教育委員会におきまして、図書館新設整備基本構想及び既存図書室改築計画を策定いたしまして、現在町理事者と今後の方策について協議を重ねており、本年度中にその方向性を明確にし、町民の皆さんの期待にこたえることができるよう、早期の事業の推進に向けてさらに努力してまいりたいと考えております。

また、1階に図書室を移転することになった場合には、議員からの御提言のあります2階の図書室後の施設利用について配慮するよう検討してまいりたいと考えておりますし、また、施設利用に伴う运营管理等についてもあわせて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

15番村上和子君。

15番（村上和子君） 何回も質問いたしまして、今回やっと図書館の新設整備基本構想及び既存図書室の改築計画の策定をするという御答弁をいただいたところですが、少し具体性が見えてきたかなと思うわけですけれども、どちらにしましても、建設されるまでの間、改修はやはり急ぐべきではない

かと。それで、もし改修するとしましたら、幾らぐらの金額が必要となるのか、また、その見通しというのでしょうか、どれぐらいの日程といいましょうか、になりますでしょうか、見通しをちょっとよろしくお願ひしたいと思います。

それから、消防庁舎の建設については、第4次総合の後期の計画が見通しが立たないとすれば、町長からの御答弁で改修するのがいいかどうか、見きわめたいということでございますけれども、財政状況も非常に厳しいということは私もそのとおり承知しておりますけれども、それであれば、やはりもう計画の見直しを急ぐべきでないか、改修とするならば、はっきりさせた方がいいのかと思うのですけれども、いかがでございますでしょうか。

それから、3点目の小児科の設置の件、小児科医の設置の件ですけれども、また新たな財政負担を伴うということで、困難だという御答弁をいただいたのですけれども、現在、100円収入を生み出すのに200円かかると、とてもというようなことでございますけれども、現在の今の町立病院の状態も100円に對しまして170円と、30円ぐらいふえることになるかもしれませんけれども、我が町はやはり乳幼児からお年寄りまで住んでおります。やはり、高齢化が進んでおりますので、老人に向けての医療の整備も大変必要だとは思いますが、やはり将来を担っていく、老人を支えていくのも子供でございますし、やはり乳幼児、小児科、乳幼児に對して、子供さんに對しては、やはり30円ぐらいふえると、よく行政ではよくこういう、幾らに對して幾らかかる、幾らに對して幾らかかると、こういうような計算ばかりされるわけですけれども、私は子供に、将来担っていく子供に幾らお金を、どこか違うところを経費節減ということは図ることができないかと思いますが、今、エンゼルプラン等も計画策定されることにありまして、安心して産み育てられる、子育ての環境づくりをするのだと、こういうことを先ほど所管の委員長からの報告もありましたけれども、何とかせめて設置を常時できないとすれば、1週間に1回か2回ぐらい小児科の先生に来てもらうことができないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、3点目のごみの減量化につきましては、40%ぐらい進んでいるということで、これは有料化導入時の計画として比較した場合どうであるのかをお尋ねしたいと思います。

それから、分別はほぼ良好ということでございますが、分別が悪くて収集されないで廃棄物が残っていて、紙を張ってあっても、なかなか処理されなくて困っていると、こういう声が聞いているのですけ

れども、先ほどおおむね、おおむねという判断ちょっとあれですけれども、良好だとおっしゃいましたけれども、そういう声が現実にあるわけなのですけれども、おおむね良好ということでございますけれども、現実にステーションに紙が張られたまま残っているごみというのをちょっと私も見たことがあるのですけれども、良好とみなしていらっしゃるのはどういうことでしょうか、よろしくお願ひします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 15番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、ごみの減量化状況につきましては、担当課長の方からお答えさせていただきます。

業務的に先ほどおおむね良好であるということとは、100%完全に良好であるということではなくて、今議員が御質問にありましたような、一部そういうような部分もあるよということを御理解賜りたいと思います。

まず、庁舎の消防庁舎の件であります、図書館につきましては、教育長の方からお答えさせていただきますが、消防庁舎の件であります、このことにつきましては、先ほど来お話し申し上げておりますように、また、今年度予算特別委員会の中でもお話し申し上げておりますように、財政的な中で非常に厳しいと、そういう中にありまして、消防庁舎の建設はなかなか難しいというようなことから、担当職員には改造と車庫の一部の増設等々を含めた中での検討をするように指示をいたしておりますので、そういった中で検討結果が報告されてきて、今後の対応を図っていくことに相なるというふうに思っております。その状況下につきましては、どうなるかにつきましては、いましばらくその方向性を定めるまでお待ち願ひたいというふうに思います。

2点目の町立病院の小児科の設置の問題であります、このことにつきましては、議員も御承知のとおり、我が町の産婦人科を廃止する段階におきまして、町といたしましても、産婦人科単独では御案内のとおり医師の給与も稼げないというような状況にあったわけでありまして、小児科と併用することによってどうなるかということも十分検討させていただきました。しかしながら、残念ながら小児科と産婦人科を併用しても、採算には合わないということから、御案内のとおり、町立病院の赤字体制をなくすための努力を図ってきている段階で、はっきりした赤字となる部分についての対応がどうなるのかということを考えますと、病院運営の中におきまして、議員皆さん方、町民の皆さん方が赤字体制の是正を要望しておられる中で、赤字を拡大させる

ことは、私としては忍びないということであり  
ます。

ただし、今後子供の子育て等々の中におきま  
してどうあるべきかということにつきましては、そ  
ういった部分につきましては、御案内のとおり、富  
良野圏域におきます基幹病院が富良野協会病院で  
ございます。現在のところ、我が町の小児科の対  
応の中で、協会病院にお世話になっている方々  
が非常に多いという部分を承知しておりますので  
、今後広域の中でこの問題については、やはり  
協会病院との対応の中で、子育て対策の中  
で考えていかなければならないのかなという  
ふうに認識をいたしております。町立病院に  
小児科を設置することにつきましては、現状  
では考えられ得ないということで御理解を  
賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 15番村上議員の再  
質問にお答えしたいと思いますけれども、図書  
館の建設につきましては、非常に関心が高ま  
ってきております。そういうことで、私たち  
も早速これからつくるところではなくて、こ  
れからの新しい図書館をつくる上富良野  
としての図書館の機能、ビジョンがどうあ  
るべきか、また、財政的にできない場合に  
は、今の図書館をどうやって改築できるの  
だろうか、また、農協の施設や何かも含め  
た民間施設の活用については検討の余地は  
ないのだろうかということで、基本構想、  
それから改築計画、全部つくって町長、そ  
れから企画の方にも全部渡して、今内議を  
進めております。

それで、私たちは、今教育委員会としては、  
今生涯学習センターをつくるということに  
なりますと、どうしても多額の、12億以上  
のお金がかかりますので、今の財政的から  
いって、当面早急にこの対応を図るとい  
うことは困難だろうと、これは町長の施  
策事業ですから、どういうふうに決定す  
るかわかりませんが、私たちは今の図書  
館を危険度を解消する、町民の利便性を  
図るということから、今の2階から1階  
に持ってきて、そしてやりますと、面積  
もふえますし、その後5年か10年間も  
たそうと、もたす中で新しい図書館の機  
能を發揮するような構想を打ち立ててい  
たらどうだということで考えて、そのこ  
とも理事者の方に今進言をしながら、  
検討して施策決定をいただくようになって  
おります。

そうしますと、今2階から1階におろ  
しますと、大体施設関係、今も床も50  
センチくらい狂っておりますし、施設も  
老朽化しておりますので、約3,000万  
ほどかかります。それから備品関係、棚  
や何かのあれも、今8段ファイル使っ  
ておりますから、

棚使っていますから、それを例えば四、  
五段にするということになりますと、や  
はり備品関係で約1,000万、それ  
からあと、2階の跡地を整備するとい  
うことになると、また300万ぐら  
いかかる。また実施計画に200万  
ぐらいかかるということで、4,700  
万ぐら이의事業費が概算で見積も  
っております。ただ、今これは実施計  
画の中にも入っておりませんので、  
今早急に方向づけについては今年度  
中に町長の方に結論出してくれとい  
うことで、内議を進めてきたいと思  
っておりますけれども、その実施につ  
いては、財政の関係もありますので、  
方向づけが明確になったら、年度と  
方向づけを明確にし、事業を実施し  
たいということで考えておりますので、  
そういうことで御理解いただければ  
と思っております。

議長（平田喜臣君） 次に、町民生活課長。

町民生活課長（米田未範君） 村上  
議員の再質問についてお答えを申し  
上げたいと思います。

まず、計画と比較して、それこそ資  
源化の状況はどうかということでござ  
います。

いずれにいたしましても、まだ有料  
化を進めまして半年経過でございま  
して、年間全量の状況というのは非  
常に比較の出来る状況ではないとい  
うことを前段で御理解をいただい  
ておきたいと思っております。

そういう中にありまして、その資  
源化につきましては、率を示して、  
その計画数値を示しているわけで  
ございます。どうしても熱処理を加  
えて処分するもの、それから埋め  
立てるものというものがあ  
るわけでございまして、これら  
を処理していく部分につきま  
しては、最終的にどの辺が資源  
化に対応するものかというこ  
とでございまして、現在のところ  
有料化以降の10月以降、前  
年の10月以降と比較いた  
しますと、その資源化率とい  
うのは大体50%ぐら  
いになるかというふう  
に思っております。熱  
処理を加えないとか、埋  
め立てないということに  
なれば、それは100%  
ということになるわけ  
ではございまして、こ  
れは当然にして処理し  
ていくものでございま  
すので、この数値とし  
ては、先ほど町長から  
お答えを申し上げまし  
たように、既に一般ご  
みで43%以上、それ  
から不燃ごみで40%  
以上が減じているとい  
うことは、逆にそれ  
だけ以上のものが資  
源に回っているとい  
うふうに御理解を  
賜っておきたいと思  
います。

それから、分別のおおむね良好と  
みなすその判断基準は何なの  
だということではござ  
いまして、1件1件を  
調査して調べている  
ものではございませ  
んが、ステーション  
管理にかかわりま  
しては、地域の皆  
様方の非常に関  
心の高い状況で  
ございまして、今  
議員御発言ご

ざいましたように、収集されていかないごみについても、それぞれごらんになっていただいている。それは何かというところについては、それぞれに記載をさせていただいてございますので、それらに反応していただく状況が非常に高くなっているということも、分別に対する意識のあらわれだというふうに私ども十分とらえてございます。

あわせまして、収集していけないごみが、かつては収集かごの半分以上があったと比する場合もございましたけれども、今全くそういうことはないということでございますので、相当分別、それから排出日、それらについて相当の意識の高さをお持ちいただいているというふうに理解をいたしてございますので、おおむね良好ということで、それはどんなということでは尺度はございませんので、私どもで今とらえている内容でありますということで、御理解いただきたいと思えます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

15番村上和子君。

15番（村上和子君） 課長の御答弁ですけれども、生ごみの処理ですね。これ今コンポストで行われている方が非常に多いということで、今、61件だったのが390件と、6.4倍にふえているわけですけれども、これはずっと永久に補助していくのかどうか。

それと、今、生ごみ処理機として、家電で家庭内で置く小さいのがございまして、コンポストとあわせてそういうものの補助というのは考えられないのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思えます。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） コンポストの御利用が非常に多くなっているということで、私どもも大変好感を持って対処させていただいているというところがございます。これを将来ともどもどこまで続けるのかと、これについては、ちょっと今後のどんな推移があるのかということがひとつありますので、ちょっと当面、当面といいますが、現段階では続けさせていただきたいというふうには思っていますが、相当量が対応になって御希望が少なくなったときには、それのときにまた考えなければいけないことなのかなというふうに思っています。15年度も続けているということで、ちょっと御理解をいただいております。

それから、家庭内の中で処理できるもの、よく言われる電動のものということでございましょうけれども、これについても実際に家庭の中に置いておけるかどうかということについては、その物によって相当違うということもございます。私どもで補助を

したものの、仮に補助をしたもので、実際に置いておけないというようなことになっていきますと、それらについては補助の効果というものが認められない場合も出てくるということでございまして、それらの考え方でいきますと、現状そのプラスチック製のコンポストによって対応していただけるように努力を進めたいというふうに考えている段階でございます。

今後、機械的な整備がどういうふうになされていくかによっては変化があるかもしれませんが、今の段階では対象としない方向で今のところ推移をさせていただきたいというふうに思っています。以上であります。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、15番村上和子君の質問を終了いたします。

この際、昼食休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、17番小野忠君。

17番（小野忠君） 私は、さきに通告いたしました2項目について、町長及び教育長にお伺いをいたします。

第1点は、審議会委員の公募について。

各種審議会を活性化するために、委員を公募することについて提言し、町長の所信をお伺いいたします。

本町には、各種審議会が20以上あります。それで、その委員は行政方で選定し、任命しているのが実態であります。行政の考え方で選定、任命するために、審議会の名称が異なっても構成メンバーは全く同じとは言わないまでも、重複しているのが実態であります。こうした委員会では、新たな発想が生まれないので、行政主導の答申になるのではなからうかと思えます。みずから考え、みずから実行する時代に、従来こうしたあり方を考え直すべき時期が来ているのではないのでしょうか。町内にはいろいろな人材がおります。行政側では知らなくても、公園とか、老人福祉とか、森林とか、それぞれの分野において一家言を持っている人も少なくないと思えます。それらの方の見識を大いに活用すべきであります。

したがって、今後は審議会ごとに任期満了により新たな委員を選ぶ際には、広報で公募し、足りない人数を行政側で選定するという方式に改めることに

することが審議会の活性化につながるものと考えますが、審議会委員の公募制について、町長はいかがお考えか、所信をお伺いをいたします。

2点目は、子供読書活動推進とブックスタートの普及についてお伺いをいたします。

最初に、子供の読書活動の推進ブックスタート普及について質問をいたします。

平成13年12月に、子供の読書活動の推進に関する法律が施行されております。また、平成14年度から文部科学省が示す新学習指導要領では、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくため、学校図書館の充実が必要とされ、公立義務教育諸学校の学校図書館に対する図書購入のため、地方財政措置がされております。これに関して、5点お伺いをいたします。

第1点として、地方交付税として措置された図書館整備費は、各学校にどのように配分されているのかお伺いをいたします。

第2点といたしまして、学校図書館法に義務づけられている司書教諭の配置状況についてお伺いをいたします。

第3点といたしまして、子供読書活動推進計画の策定はどのように行っているのかをお伺いをいたします。

第4点として、各小学校の蔵書冊数は文部科学省が設定した学校図書館標準と比較してどの程度に充足状況になっているのかを伺います。

5点として、赤ちゃんのころから絵本を読んでもらった子はそうでない子より読書の習慣性を持ち、考える力や想像力、応用力に富み、相手の立場に立った思いやりの心が育つと言われております。このことから、絵本をプレゼントする活動が注目されておりますが、このブックスタートの考えはないのかお伺いをいたしたいと思っております。

第6点といたしまして、図書館建設の見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

図書館の建設については、これまでも同僚議員から再三質問がされておりますが、その後どのように検討され、建設について取り組みがなされているのか、町民の長年の願望である我が町の文化の情報と拠点となる図書館の建設は、その後どのように取り組んでおられるのか、建設の見通しについてお伺いをいたしたいと思っております。

以上で終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野議員の御質問にお答えさせていただきます。

審議会委員に關してであります。現在、本町においては21の附属機関のほか、各種委員会等が設

置されており、多くの有識者、町民各層の方々に、その委員に御就任いただき、行政運営に御協力をいただいております。これらの機関は、その時々における行政課題に対応いただいております。これらの機関は、その時々における行政課題に対応いただいております。これら附属機関等においてもその改革、改善が重要と認識をいたしております。

このようなことから、附属機関等の活性化については、行財政改革実施計画の実施項目にも掲げ、取り組んでいるところであり、平成13年10月1日には、附属機関等の設置及び運営に関する規定を制定いたしまして、鋭意取り組んでいるところであります。

また、行政内部7名の課長職で組織したプロジェクトチームに附属機関などの活性化に向けた今後のあり方についてをテーマに検討を指示し、考え方をまとめさせ、昨年10月1日に会議の公開及び運営に関する規定を設けて、附属機関など会議を原則公開として対応を図ってきたところであります。

附属機関などの活性化について、委員の選任のあり方は極めて重要な要素であると考えているところであり、これまでの既成概念にとらわれることなく、新たな視点で選任に当たることが求められていると受けとめております。このことから、附属機関等の設置及び運営に関する規定においても、公募制の採用や女性登用、年齢要件、在任期間など、委員の選任に関する規定を設け、現在、その適正運用に努めているところであります。

議員の御提言にありますように、意欲のある人材の発掘に努めるため、公募制を導入することは大変意義のあることだと考えているところであります。

ただ、各機関によっては、法令などにおいて委員の選任区分を規定しているものも多く、すべてを公募というわけにはまいりませんが、それぞれの附属機関などの設置目的や諮問事項などに応じ、公募枠の拡大に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

子供の読書活動と図書館建設につきましては、教育長からお答えさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 17番小野議員の2点目の子供の読書活動の推進とブックスタートの普及についての御質問につきましては、他の質問と関連がありますので、一括お答えさせていただきます。

第1点目の地方交付税として措置されている図書館整備費が各学校にどのように配分されているかという質問でございますが、初めに、町に地方交付税

として交付されている額を申し上げます。平成12年度には131万9,000円、平成13年度には130万1,000円、平成14年度には152万9,000円が普通交付税に参入され、町に交付されております。

次に、図書館整備費が各学校にどのように配分されたかという御質問であります。平成14年度において各小中学校には180万円を予算計上し、学校規模、学校からの購入要望、学校図書館図書標準の充足率を勘案し、各学校に予算配分をしております。平成14年度の予算配分額は、上富良野小学校69万円、上富良野西小学校25万円、江幌小学校113万円、清富小学校12万円、東中小学校18万円、上富良野中学校23万円、東中中学校には20万円をそれぞれ地方交付税の措置額に上積みし配分しているところでございます。

次に、第2点目の学校図書館法で義務づけられている司書教諭の配置状況であります。平成9年6月に学校図書館法の一部が改正されまして、本年4月1日以降、12学級以上の学校には司書教諭を置かなければならないとされております。本町で学級数が12以上の学校は、上富良野小学校の1校であり、本年度より司書教諭の資格を持つ教諭を2名配置されているところでございます。司書教諭の配置につきましては、総合学習で子供たちの調べ学習や学び方指導などをより深く学習することをねらいとしており、今後もより一層学校図書館の機能が発揮されるよう、司書教諭の役割を明確化し、より活発な図書活動の推進を図れるように努めてまいりたいと考えております。

3点目の子供読書活動推進計画の策定についてであります。子供の読書活動は、子供が言葉を学び、感性を磨き、表現力を高めていく上で欠くことのできないものであります。すべての子供があらゆる機会、場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、町といたしましても積極的にそのための環境整備等の推進を図る必要があると考えております。国においても、平成13年12月に子供の読書活動の推進に関する法律が成立し、子供の読書活動の推進に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務などを明らかにするとともに、国が子供の読書活動の推進に関する基本的な計画を策定、公表することとなっております。

この基本計画は、すべての子供があらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるもので、平成14年から平成18年度までのおおむね5年間に施策の基本的な方向と具体的な方策を立てるよう明らかにしております。当町におい

ても、現在、子供読書活動の推進計画の策定を行うよう進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

4点目の各小学校の蔵書冊数は、文部科学省が設定した学校図書館標準と比較してどのようになっているかという質問でございますが、平成14年度の蔵書数と標準図書数を申し上げます。

上富良野小学校は、蔵書数1万1,210冊で、標準設定数は1万360冊ですので、標準より850冊多い数となっております。これは、昨年故鈴木弥江子文庫としてわかば愛育園の成田逸子さんより多額の寄附をいただき整備したことにより標準冊数を上回っております。上富良野西小学校では、蔵書数4,955冊で標準は6,040冊となっており、標準より1,085冊が少ない蔵書数となっております。江幌小学校では、蔵書数1,581冊ですが、標準は3,520冊で、標準より1,939冊少ない蔵書数となっております。清富小学校では、蔵書数が1,194冊ですが、標準は3,000冊となっており、標準より1,806冊少ない蔵書数となっております。東中小学校では、蔵書数2,936冊ですが、標準は4,560冊で、標準より1,624冊少ない蔵書数となっております。本町の小学校全体の蔵書数は2万1,876冊に対し、標準は2万7,480冊ですので、標準冊数よりも蔵書数が5,604冊少ないのが現状であります。

なお、本町の小中学校における全体の充足率は83.5%となっております。このことを十分踏まえ、今後も各学校の図書整備については、より充実するよう計画的に取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

第5点目の乳幼児の子育て支援として、絵本プレゼントをする活動であるブックスタートの考えはないかとの質問であります。乳幼児期には生涯にわたる人間として健全な基礎を養うとともに、能力をはぐくむために極めて大切な時期でもあります。今後、本町においても、乳幼児教育の充実に意を注いでいかなければならない重要な課題であると認識しているところでございます。

乳幼児のブックスタートにつきましては、乳幼児に本を読んであげることによる言葉がけの行為が親子の絆とコミュニケーションを深める機会につながり、また子育て支援のような情報や機会の提供等にも結びつき、効果を上げている他市町村の事例もございまして、

先般、同じ趣旨で他議員より一般質問を受けまして、図書室に乳幼児向けの図書の充実を図るなどの取り組みを行ってきておりますが、今後も議員からの貴重な提言につきましては、親子の健やかな生活

を願い、また、子育て支援として効果が上げられるよう、実施に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

3番目の図書館建設についてお答えいたします。

図書館の建設計画につきましては、先ほど村上議員にも申し上げましたが、現図書室は施設面で建物危険性や面積の狭隘、さらに利用者の不便性の問題が大きく、また、今後の生涯学習時代において、ますます多様化、高度化、高齢化、専門化する利用者のニーズに対応することは困難となつてきていることから、新しい図書館の新設が必要であり、また、町民の皆さんが熱望している町の重要な懸案事業であることは十分認識しているところでございます。

現在、教育委員会で図書館新設計画と図書室の改築整備計画を策定し、町理事者と協議を進めており、本年度中にその方向性を明確にし、今後一年でも早く町民の皆さんの期待にこたえることができるよう、一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

17番小野忠君。

17番（小野忠君） 明快な御答弁をいただきましたので、再質問がちょっとどのように再質問したらいいかわからないぐらいなのです、余りにも。それで、各種審議会の問題について、ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

今まで上富町報とか、その辺でいろいろな審議委員の公募が載っていることは私もわかっております。それで、今後なかなかしてくれる人がいないのだということも町長1回お話ししたことがございます。

それで、私は考えるには、どうしても審議委員がなかなか公募ができないという場合においては、各町内に住民会長さんがおられると。住民会の会長さんに何とか公募していただくよう、推薦していただくような方向も一つの活性化につながるのではないかとと思ひますが、そういう点についてどのようなお考えか、それをちょっとお聞きしたいと思ひます。

それから、教育長の方のブックスタートについては、よき御説明いただきました。これは、小中学校における全体の充足率が83.5%となっておりますので、一日も早い100%に達するよう御努力をいただきたいと思ひます。

それから、図書館建設であります。図書建設は、以前からこれ私たちも質問に立っているわけなのですが、財政的な問題でなかなかでき得ないのだということであるようですけれども、これは何としても、この読書活動の中ではぜひ一日も早い計画を立てて、そして実行をしていただきたいと、こう

いうように思ひます。

それで、御答弁をいただける部分はあるかないか、もしおありになるようだったら、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番小野議員の再質問にお答えさせていただきます。

審議会委員の公募につきましては、議員からもお話しありましたように、過般もある課で公募いたしました、とうとう応募者がいなかったというようなことで、関係組織の方々をお願いをした経緯がある報告を受けております。今、御提言ありました住民会長さんの協力を得るといふことにつきましても、今後、住民会の会長会議等々でもお願いを申し上げながら、議員から御提言ありましたことを含めながら、住民会長さんの協力や多くの方々の御協力をいただくような手法を考えながら、応募制に対する御協力を町民にいただき、関心を持っていただけるような情報開示をしてまいりたいというように思ひますので、御理解を賜りたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 教育長、答弁。

教育長（高橋英勝君） 17番小野議員の2点の質問なのですが、1点のブックスタートにつきましては、確かに子供たちに本を与えることによって親子のコミュニケーションが図れると、またいろいろな波及効果があるということについては十分認識しております。

ただこれは、ただ本を配付するということだけでなく、読み聞かせだとか、その場所の問題だとかいろいろありますので、当面、うちの内部の方では、どのぐらいの需要度があるのか、ただ一方的に上意下達で本を強制的に配付して読みなさいということだけでなく、そういう需要度も踏まえながら、手をかけられるところからやっいていこうという話にしておりますので、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

それから、図書館の建設につきましては、村上議員にもお答えいたしましたように、今理事者と内議しておりますので、早い時期にこうしたいといふことの御提案をして、御審議をいただくように、さらなる努力をしてまいりたいと考えております。

議長（平田喜臣君） 再々質問ございますか。

以上をもちまして、17番小野忠君の一般質問を終了いたします。

本日は、これにて一般質問を終了いたします。

#### 散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。  
明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。  
明6月18日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 1時23分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年6月17日

上富良野町議会議長            平   田   喜   臣

署名議員                    石   川   洋   次

署名議員                    仲   島   康   行

平成15年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成15年6月18日（水曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（20名）

1 番	中 村 有 秀 君	2 番	中 川 一 男 君
3 番	福 塚 賢 一 君	4 番	笹 木 光 広 君
5 番	吉 武 敏 彦 君	6 番	西 村 昭 教 君
7 番	石 川 洋 次 君	8 番	仲 島 康 行 君
9 番	岩 崎 治 男 君	10 番	佐 藤 政 幸 君
11 番	梨 澤 節 三 君	13 番	長谷川 徳 行 君
14 番	徳 島 稔 君	12 番	米 沢 義 英 君
15 番	村 上 和 子 君	16 番	清 水 茂 雄 君
17 番	小 野 忠 君	18 番	向 山 富 夫 君
19 番	久保田 英 市 君	20 番	平 田 喜 臣 君

欠席議員（0名）

早退議員（1名）

13 番 長谷川 徳 行 君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	高 橋 英 勝 君
代表監査委員	高 口 勤 君	農業委員会会長	小 松 博 君
教育委員会委員長	久 保 儀 之 君	総務課長	田 浦 孝 道 君
企画調整課長	中 澤 良 隆 君	税 務 課 長	越 智 章 夫 君
町民生活課長	米 田 末 範 君	保健福祉課長	佐 藤 憲 治 君
農業振興課長	小 澤 誠 一 君	道路河川課長	田 中 博 君
商工観光まちづくり課長	垣 脇 和 幸 君	会 計 課 長	高 木 加 代 子 君
農業委員会事務局長	谷 口 昭 夫 君	管 理 課 長	上 村 延 君
社会教育課長	尾 崎 茂 雄 君	特別養護老人ホーム所長	林 下 和 義 君
上下水道課長	早 川 俊 博 君	町立病院事務長	三 好 稔 君

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	菊 池 哲 雄 君
係 長	北 川 徳 幸 君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 20名)

### 開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより、平成15年第2回上富良野町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、さきに御案内の日割り表のとおりでございます。

以上であります。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

9番 岩 崎 治 男 君

10番 佐 藤 政 幸 君

を指名いたします。

### 日程第2 町の一般行政についての質問

議長(平田喜臣君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

まず、10番佐藤政幸君。

10番(佐藤政幸君) 本定例会の質問に当たって、3項目7点について質問いたします。

まず、最初に、町民が待ち望んでいた本格的な日の出パークゴルフ場が4月にオープンして、5月末で利用者8,500人を超える大盛況であることは、喜ばしい限りであります。町民の健康増進の上からも、その価値は大きいものと思います。

日の出パークゴルフ場の開設前は、島津公園はパークゴルフ場が優先して、公園本来の機能が損なわれていたことは周知のことだと思えます。これからは、一日も早く公園の環境や雰囲気をもみがえら

せて、町民の憩いの場として提供しなければならないと思うので、その対策についてお伺いいたします。

一つ目は、島津公園内のパークゴルフ場移転後の環境整備、施設改善等の計画はどのように進めるかということでもあります。

二つ目は、日の出パークゴルフコースは大盛況であることは、先ほど申し上げましたが、パークゴルフ人口の増加に伴い、初心者や親子で楽しめる簡易パークゴルフコースを望む声が多く出てきております。

そこで、日の出公園イベント広場周囲の活用等々により、簡易コースをつくって町民に開放する考えはないか、お伺いいたします。

次、上富良野小学校校舎改築に向けての教育委員会の当面の考え方についてお伺いいたします。

町内小中学校7校のうち、6校は全面改築は終了しておりますが、上富良野小学校は昭和35年、36年、45年度に改築を終え、その後改造を加えて現在に至っておりますが、築後30年あるいは40年を経過し、老朽化も進んでいることは御存じのとおりですが、現在の教育環境としては、不十分な点も多く見られることから、校舎の全面改築に向けての計画についてお伺いいたします。

一つ目は、近い将来に向けて全面改築の計画は立てることができるのか、そういう計画はあるのかということでもあります。

二つ目は、明年度以降、大きな改造を要する事業及び計画はあるのかどうかということでもあります。

次、3番目に、大規模校でもあり、老朽化も進んでいるので、全面的な改善対策の必要性が考えられるが、教育委員会として対策をどのように考えているかということでもあります。

以上についてお伺いいたします。

次に、公民館、図書館の整備についてお伺いいたします。

現在の上富良野公民館は、築後30年以上を経過し、老朽化していることは周知のとおりであり、公民館本来の機能を有する場所も分散化して、建物の中には観光協会の事務所、高齢者事業団、そしてまた図書室というようなイメージしかない状態では、本町公民館としては、まことに粗末としか言いようがありませんので、この際お伺いいたします。

一つ目は、公民館活動の場所が分散化して、本町公民館としての拠点が薄れてきているが、既存の施設等を改修して、公民館本来の機能を持った拠点として位置づけをする計画はあるかどうかということでもあります。

二つ目は、図書館の整備については、同僚議員2人から質問もあり、けさの道新の記事でも詳しく報道されたところではありますが、上富良野町として図書館の整備は急を要し、駅前開発とあわせて図書館を整備するとの案もありましたが、私はそれを待つのではなく、新たな対策が急務であると考えますので、改めてどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上、質問といたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま、10番佐藤議員の都市公園に関する御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の島津公園の整備計画についてであります。現在総合計画に予定している事業としては、公園内の池のしゅんせつ事業、トイレの水洗化1カ所を予定しているところであります。

パークゴルフ場移転後の環境整備については、コースとなっていた撤去後の芝生手直し、木の枝払い、休憩施設の配置見直し整備などを現在進めているところであります。

2点目の簡易パークゴルフコースについてであります。上富良野町日の出パークゴルフ場は、4月27日に開設し、5月末現在の利用者数は8,592人となっているところであります。同施設のコースは3コースに別れており、初心者から上級者まで利用できる施設となっていることから、町内外の多くの方々の御利用をいただいております。

町内には、このほかに簡易プレーができる施設として、東中コミュニティ広場パークゴルフ場18ホール、社会教育センター前が9ホール、中央コミュニティ駅裏が9ホール、草分防災センターが9ホールと、初心者にも十分利用できる場所もあり、日の出公園イベント広場周辺に、新たに新設することにつきましては、現在の財政事情からしても困難であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 10番佐藤議員の2番目の上富良野小学校改築に関する3点の質問につきましては、関連がございますので一括お答えさせていただきますと思っております。

現在の上富良野小学校の校舎は、第1線校舎は昭和35年に建設し、その後昭和57年に管理棟を、文部省の補助にあわせ、防衛補助を受け改築し、普通教室等は防衛補助により防音改造をいたしております。

第2線校舎は、昭和36年に普通教室棟を建設し、その後昭和58年に防衛補助により改造いた

しております。

3線校舎は、昭和45年と46年の2カ年で改築し、平成3年にそれぞれ防音補助により改造しているところでございます。

校舎の建物自体は、改造工事を実施してはいるものの、古い方では築後43年、新しい方でも築後31年が経過してありまして、毎年教育環境をより良好な状況のもとに維持していくための対策として、校舎の壁の補修、屋根の塗装、屋上防水の補修、トイレの改修など、改善を必要とする箇所の整備計画を立てて改修工事を年次的に実施しているのが実態であります。

今年度の上富良野小学校の特殊教育にかかわる教育環境を整備充実するために、公立学校施設整備事業として、文部科学省の補助を受けまして、特殊学級と普通指導教室等の大規模改修を計画しているところでございます。

このほか、現状といたしましては、第1線校舎及び第2線校舎の教室の床などの老朽化が進んでおりますが、将来の全面改築といったことも視野に入れ、当面は児童の危険性と適正な維持管理を要する改修工事を進めてまいりたいと考えており、明年度以降の大規模改修は、今のところ計画しておりません。

上富良野小学校校舎の全面改築の将来構想であります。本町の小中学校7校のうち、6校は整備が完了しておりますが、中心校の上富良野小学校のみが未整備となっており、施設の老朽化からも早い時期に全体計画を策定し、将来見通しを明確化していかなければならないと考えているところでございます。

また、全面改築の実施に当たっては、現在の校舎は昭和40年代の児童数が約1,200人を超え、学級数も28から29学級と、最も多かった状況に合わせた建物であり、さらに少子化の影響等で、現在の児童数も半数以下となっていることも踏まえまして、児童数と学級数の適切な想定のもとでの教育環境の整備が必要となりますが、全面改築には多額の財政投資を必要とすることもあり、現在の町の財政事情を考えますと、平成21年度からの第5次上富良野町総合計画に上富良野小学校校舎改築事業を位置づけ実施するよう進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、3番目の公民館図書館の再整備についての質問についてお答えさせていただきます。

1点目の既存の公民館の位置づけと今後の改修計画についてであります。現在の公民館は、昭和46年に建設され、以来32年を経過し、施設も老朽化してきておりますが、公民館の位置づけと活用

つきましては、これまで町民の皆さんに長い期間なれ親しまれ、現在も有効に利用していただいておりますし、また近年の町の都市形態も時代とともに大きく変化し、JR富良野線の東側が著しい発展を遂げている状況下にあるだけに、町の全体の都市形態を考えますと、現在の公民館は西側地区の公共施設としては、重要な位置づけがなされている施設でもあります。

現在、公民館としての機能だけではなくて、図書室も兼ね備えた複合施設として有効活用を図ってきておりますが、施設の老朽化などを考えますと、今の状況のままに継続して維持管理することに限界があり、抜本的な対策を講じる必要があると考えているところでございます。

また、2点目の図書館の整備につきましては、先日村上、小野議員の質問にもお答えいたしましたとおり、町民の方々から早期実現を熱望され、また町の重要な懸案事業であることは十分認識しており、今後の方策について、教育委員会で上富良野町図書館新設整備基本構想及び既存図書室改築計画を策定いたしましたして、現在町理事者と協議を進めているところでございます。

本年度中には公民館の位置づけと図書館の整備計画の方針を明確にし、早期に事業の推進が図られるよう、一層の努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

10番佐藤政幸君。

10番（佐藤政幸君） それでは、再質問をいたします。

まず、島津公園整備計画についてですが、先ほども申し上げましたように、一日も早い都市公園本来の姿によみがえることを願っておりますが、計画の中で、公園内の池のしゅんせつ工事を計画しておりますが、しゅんせつに当たって、池が公園のど真ん中にあるわけでありまして。そのことを考えますと、今後小さな子供たちが公園の中を自由に散策するということになりますと、非常に危険を伴うというようなことが考えられますので、それらの安全対策について、どのように考えているかお伺いをしたいと思います。

最近の例といたしまして、道内でも池での死亡事故が発生いたしております。そのようなことで、安全対策についてお伺いをしたいと、このように思っております。

次に、簡易パークゴルフ施設の考え方でありまして、先ほど、ただいまの御説明では、東中、草分コースがあるというような話であります、町からの距離もでございます。それから、社協センター等のコー

スでありますけれども、そばに駐車場がありまして、自動車が絶えず駐車しているというところでボールを強く打つということはいかななものかというような難点もありますので、日の出公園イベント広場周囲の活用について再度質問をしたいと思うわけであります。

それに現在の財政事情からしても困難であると考えているというお考えでありましたけれども、これはいかななものかなと思っているわけであります。

広場の周辺に、今まで使用していた古いものを活用しながら、ボールを立てる程度の簡易コースでも十分初心者や親子連れは楽しめるのではないかと考えているわけであります。誠意のある答弁をもう一度望むところでございます。

次に、上富良野小学校校舎は、築後31年から43年も経過して老朽化が進んでいるという実態であり、全面改築につきましては、財政事情から平成21年度からの第5次総合計画によらなければ不可能だというような御答弁であります。

また、今年度は大規模改造も実施をする予定になっておりますけれども、上富良野小学校の現在の姿を見ると、児童数の減少あるいは教育環境というものは著しく変化をしております。どんどんと小学生の中にもパソコン等の教材も入れなければならない時代になっておりますので、全面改築をするまでには、少なくとも今の計画から言うと10年以上もかかるということは、もうはっきりしているわけでありまして、ある程度の抜本的な改造、修理等どうしても手を加えなければならないものがあるのではないかと思います。当面の課題として、教育委員会として考えているものがございましたらお伺いをしたいと、このように思います。

次に、公民館の位置づけと活用については、複合施設として有効活用を図って、非常に親しまれている施設であることはわかりますけれども、今の状況のままでは、継続して維持運営に限界があるというお答えでございました。そして、また抜本的な対策を講じる必要もあると考えているということでございます。

そして、また教育委員会としては、図書館新設基本構想及び既存図書館改築計画を策定して、現在町理事者と詰めているというようなお話しもきのう伺ったところでございますが、もしよろしければ、その概要について少し御説明を願えれば、町民の方々も御理解をいただくのではないかと思いますので、お聞きしたいと思います。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 10番佐藤議員の再質問に

お答えさせていただきますが、まず島津公園であります。このことにつきましては、パークゴルフを利用してありますけれども、それを閉鎖して、議員おっしゃるとおり都市公園として復活していくための対応は、急遽取り進めなければならないと。そして、都市公園として本来の姿に早急に戻さなければならないというふうに認識いたしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

また、加えて池のしゅんせつ工事等々を計画しているところでありますが、これらにつきましては、議員から御指摘ありましたように、安全対策を第一に考えながら、都市公園としての利用を一部できない部分も生ずるでありましようけれども、第一に安全対策ということを重点に置いて対処してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

2点目のパークゴルフ場の日の出公園に新設する件でありますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、我が町におきましては、5カ所72ホールのパークゴルフ施設があるわけでありまして、これらの施設の利用状況、パークゴルフ人口がふえてきているということは、私も承知いたしておりますので、これらの5施設72ホールの利用状況を見きわめながら、増設を必要とする状況下に生ずるならば、先ほども申し上げましたように、財政的な部分のみを云々でなくて、やはり対応を措置していかなければならない。ただ、いましばらくは日の出パークゴルフ場の新設27ホールの利用状況と他の施設の利用状況を十分見きわめた上で、増設については判断をしまいらなければならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 10番佐藤議員の再質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、1点の上小の大規模改修につきましては、教育の現場を預かる私どもといたしましては、早い時期に子供たちの教育環境ということの視点から立つと、早い時期にということの願いは持っております。私も常日ごろから、父兄の方々から素朴な願いで、よい教育環境でよい先生により教育をしてほしいというのが、本当に地域の保護者の皆さんが願っていることですから、それぞれの立場で汗を流して条件整備することが必要なのだと思っております。その中で7校のうち6校は整備されておまして、今の上小、先ほども御答弁させていただきましたけれども、継ぎ足し、継ぎ足し、継ぎ足し、生徒も当時から見ると半分ということで、外から見ると非常にまだ使えるような現状に見えますけれども、中身を見ますと、外

だけの改造ですから床が落ちる、そういうことで図書室やなんかも、いつ何時腐って落ちるような、そういう状態の中であれしてしますので、そういうことで、当面今の財政的なことを考えますと、今の西小学校で約11億円かかっておりますから、上小でやるとしたら、恐らく15億円ぐらいはかかるのだらうなど。

もう一つ、今の上小大規模改造をするということになりますと、約7億円ぐらいの費用がかかります。その選択肢はどちらがいいのか、これからまた中身を十分検討しなければならないと思っておりますけれども、先ほども御答弁させていただきましたけれども、今の財政的には、第5次の総合計画の中に位置づけして、何年には上小をやるのだぞというような一つの指標を持ちながら、今度その指標に向かって鋭意努力するように、さらなる努力をしまいたいと考えております。

それから、図書館の問題については、これ本当に今非常に世論が盛り上がってきていますし、またきょうも道新に出たことによって、朝から早速電話いただいて、頑張れという激励の電話いただきました。それで、これも夢と理想を語るのではなくて、現実的にやっぱり町民の方に、これから生涯学習の大切さということからいくと、住民サービスが公民館であり、図書館のサービスだと私は思っております。

そういうことで、今の財政的なあれからいきますと、きのうも村上議員にもお答えいたしましたけれども、三つの試案を考えております。

一つは、新築した場合にはどうなるのだらう、それともう一つは、今の2階から1階におろしたときにはどうなるのだらう、それから、民間施設の活用をした場合にはどのような条件でどのような財政投資が必要なのだらうということで、既に私たちでもって、この基本計画つくってありますので、何度もお答えしておりますように、町長も理事者の方も、この件については耳を傾けていただいておりますので、そういうことで私の方から、今年度中に方向づけを明確にし、何年にどういう方法でやるというようなことの指針を明確にしたいということで御答弁させていただいているところでございます。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、10番佐藤政幸君の一般質問を終了いたします。

次に、11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 私は、通告に従い質問をいたします。

初めに、公共事業の減少に伴う建設業の農業参入による農業の活性化と建設業のソフトランディング

についてですが、私は5月27日に遠別町の北浜建設、ここは従業員50人です、ここが農業に参入し、農業生産法人アリタを設立しました。私は、この農業生産法人アリタと遠別町の農業委員会を訪問研修をしてきました。

3月の読売新聞に、建設業者異業種に参入、雇用は自分たちで守るとあり、そのアリタに研修でお聞きしたのですが、土地は農業委員会の会長が自分の休耕地4ヘクタールを貸し、これを耕作し、上げた収穫は農家の3倍とのことでした。公共事業が落ち込み、後継者のない休耕地を活用し、農業の活性化を図る、これが時代の要求なのかもしれません。

以下、3点についてお聞きします。

1点目は、現在の段階で、町内の建設業で農業参入の意思のある建設業はございますか。

2点目は、上富良野町で建設業の農業参入についての問題点、これはありますか。また、問題点があったなら、それをクリアするための手段、方法、特に農地の取得、リースについてお聞きします。

3点目は、家畜ふん尿施設の義務化が2004年、平成16年10月までとなっており、罰則も伴うとありますが、上富良野町の進捗状況は何%ぐらいですか、またこの家畜ふん尿を集積し、これにEM菌を投入、一冬かけてこれを有機堆肥とし、有機農業を推奨するお考えはございますか。

以上、3点についてお聞きいたします。

次に、市町村合併について3点お聞きいたします。

1点目は、現在富良野圏5市町村合併の情報が途絶えています。しかし、新聞報道等では、毎日のように市町村合併のニュースは出ています。この富良野圏5市町村合併の情報がなくなったのは、中富良野町の任意の合併協議会脱退により、このような状況になったのではないかと思います。しかし、合併特例法の期限は迫り、かつこれの先送りはない、これが現実です。

以前に不作為の作為責任、これはニセコの逢坂町長が言ったことかと思いますが、不作為の作為責任の話がありましたが、このように5市町村にかかわり、しかも期限が設定されている大きな事件、これが作為的になされたのなら、地域住民にとって大きな迷惑となります。

我が町もみずからを守るため、合併をするしない、そのためには飛び地合併についても協議し、住民に合併情報を提供しなければならないのではないのでしょうか、お聞きいたします。

二つ目、高規格道路の話は聞こえてこない。富良野市の中心市街地活性化約60億円の話とか協会病院建設の話、上富良野町の保健福祉施設の話が飛び

回っています。こういうことでよいのだろうか。

5市町村で富良野圏の主要施設、産業、経済、運輸、交通、IT等インフラ、これには今回僚議員も質問しております図書館であるとか、生涯学習施設であるとか、道路であるとかすべて含みます、インフラ整備の段階に入っているのではないのでしょうか、お聞きいたします。

3点目では、水面下では上川中央1市8町の合併、これは資料はつくられ、配付されております。私も持っております。それと十勝大合併、これの前にもお話ししましたが、これへの大動脈の1本が占冠をかすめて十勝、釧路へと流れています。占冠から上富良野までの間は、狭間の富良野圏となっています。富良野市が嫌とか、面積が広いなどは言っていないのではないのでしょうか。いずれ占冠が富良野圏の表玄関になるのかもしれませんが。

そこで、上富良野町はどうするのか、上川中央圏に入るのか。では、今まで100年の歴史を共有してきた広域行政の仲間を見捨てるようになります。これでよいのでしょうか。この狭間の富良野圏、特に地方分権の今、1万2,000人の上富良野町はどうあらねばならないのか、お聞きいたします。

次に、住民自治について2点お聞きいたします。

今我が町最大の課題は、市町村合併をするしない、この二者択一ではないかと思えます。この情報提供がなければおくれるほど、町長、議会の責任は重くなります。私は、住民投票による市町村合併の決定にまさる住民自治はないのではないかと考えています。この大きな問題を町長提案、議会議決で決めてしまつてよいのであろうか、お聞きいたします。

2点目、平成17年3月で市町村合併は終わりといっても過言ではないでしょう。特例法のない合併の話などしたら、今ごろ何を言っているということになります。この市町村合併の終わった後何が来るか、次は道州制がすぐ待っています。分権の受け皿たり得ない町村はどうなるのか、自治の形態はどのようになっていくのか、お聞きいたします。

以上で終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の3項目の御質問に関しましてお答えさせていただきたいと思えます。

まず、第1点目の農業関連の3点についてお答えさせていただきます。

1点目の建設業から農業参入等の有無につきましては、御質問のように建設業の分野においては、公共事業などの減少から、雇用の場の確保は厳しい状況にあり、農業においても国際化が進み、農産物価

格の低迷の中で、農業所得の維持増加には、経営規模の拡大やコスト削減の取り組みは必要で、町内でも9件の農業法人が活動をいたしているところがあります。

建設業からの農業参入につきましては、現在のところ町内の建設業界からは申し出、要望等はありませんので、御理解をいただきたいと思います。

2点目の建設業から農業への参入に対する問題点ではありますが、現状では一般企業が農業へ参入する場合、法律により農地を取得することは認められておりませんが、農業への参入方法としては、農業生産法人を設立して登記することで、農地の取得も可能となり、地域での農業従事者の確保も比較的スムーズに進められるものと考えられるわけでありませぬ。

行政といたしましても、農業生産法人設立のための相談窓口を開いておりますので、申し出、要望等があれば、相談に応じてまいりたいと考えております。

3点目の家畜ふん尿施設についてお答えいたします。

家畜排せつ物は、畜産業等における資源として、農産物や飼料作物の生産に有効に活用されておりますが、畜産経営の大規模化などにより、多量に排出されることに伴い、国民の環境保全に対する意識の高まる中で適正な管理をし、堆肥として積極的に活用していくことが求められていることから、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律として制定され、平成11年から準備期間を経て、平成16年11月より本格的に施行されることとなります。

家畜排せつ物の管理の適正化及び事業の促進に関する法律には罰則規定も設けられておりますが、排せつ物の発生量が少ないこと、自己所有の農地、草地に還元することができる飼養規模が小規模な畜産農家については、法の適用外となっております。

家畜排せつ物処理施設整備の進捗状況は、法の適用を受けないものを除き、全国平均で40%の整備率であり、本町における整備率は81%となっており、かなり整備が進んでいる状況にありますが、まだ若干の未整備農家もありますので、今後も補助事業等を活用し、整備されるよう指導に努めてまいりたいと考えております。

堆肥生産の過程にあつては、生ごみの堆肥化などに利用されているEM菌の活用も望ましいと考えますし、消費者の農畜産物の安全、安心に対する意識の高まりの中で、化学肥料などに頼らない土づくりを通して、畜産農家で生産される堆肥を耕種農家が今後も活用できるよう取り進めてまいりたいと考え

ております。

次に、2番目の御質問の市町村合併に関する3点についてお答えさせていただきます。

富良野圏域における合併につきましては、5市町村により合併研究会を設置し、協議を進めてまいりましたが、最終的には5市町村の組み合わせによる合併協議への取り組みが整わなかったことにつきましては、御案内のとおりであります。

1点目の飛び地合併についての御質問ですが、飛び地での合併の組み合わせにつきましては、法的にも可能でありますし、全国的な事例の中でも、飛び地での合併が数多く検討されていることは承知をいたしております。

しかしながら、私といたしましては、この飛び地合併につきましては、さまざまな課題や問題点も予想されますことから、現在全く考えておりませぬので、御理解をいただきたいと思います。

2点目の合併に際してのインフラ関連の質問ですが、富良野圏での合併につきましては、現段階では合併の協議に至っていない状況にあることから、御質問の主要施設、交通、運輸、IT等インフラ整備の計画を立案する段階になっておりませぬ。

今後、もしどこかの市町村と合併についての協議が調い、合併を前提とした取り組みがなされる場合には、御質問にありますような合併のための諸条件として、当然その整備計画を立て、取り進めていかなければならないものと考えております。

3点目の富良野圏域の今後の動向に関しましては、いつも申し上げているところでもありますけれども、上富良野町の将来を考えると、自主自立の道を進むのか、合併の道を選択するのか、住民や議会の意見を十分お伺いするとともに、近隣市町村とも情報交換を常に行い、その上で決定していかなければならないものと考えております。

今、上富良野町を含めた合併につきましては、近々に合意されるような状況下ではないことから、現状ではさらに行政の効率化を図るため、広域行政の推進を積極的に進めてまいらなければならないと考えております。

この広域行政推進の一つの手段であります広域連合化に向けて、富良野圏域の他市町村とも協議を進め、具現化に努力してまいりたいと考えております。

3番目の住民自治の観点からの御質問ですが、市町村合併の問題につきましては、上富良野町の存立にかかわる極めて大きな課題でありますので、御決定に当たっては、あらゆる機会を設け、議会や町民の皆さんの御意見をお伺いし、決定すべきであると考えております。

現行の地方自治法においては、市町村の配置、分合及び境界変更、いわゆる市町村合併についても議会の議決を経なければならないと規定されており、議会制民主主義の制度により決定する方法をとってございます。

しかしながら、最近市町村合併を判断していく過程において、住民投票を実施している市町村が見受けられますが、これらの市町村の多くは、住民の意思を十分に確認しないまま、市町村長や議員が合併はやむを得ないと考え、独断的に決定しようとする動きに対して住民が反発し、住民投票によるべきとの意見が出て、住民が市町村長や議会に対して不信感が生じた地域の住民投票という運動が起きているようであります。いわゆる住民との信頼関係がうまくいっていないということも考えられるわけであります。

私といたしましても、何度となくこの市町村合併という重大な問題は、住民の意思に基づいて決めるべきであると申し上げているわけで、町長としての私や議会議員としての皆さんも、合併に対するさまざまな情報や意見を十分に町民の皆さんに提起をし、議論する機会もつくって、町民の皆様の意思を十二分に確認し合えるならば、あえて住民投票制度で決定しなくてもよいのではないかと考えるところであります。

このことから、現行の仕組みである議会制民主主義を生き生きとした機能をさせることではないかと考えております。

もし町民の皆さんとの議論していく中で、住民投票によるべきとの町民の皆さんの判断された場合においては、住民投票もやぶさかでないと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

自主的な市町村の合併を推進するため、さまざまな特例措置を定め、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法が施行されておりますが、この期限は平成17年3月までとなっているところであります。これは、あくまでも特例の措置が終わるということではありますが、合併につきましては、将来とも地方自治体の存続の面からも検討を加えていくべき問題と受けとめております。

また、道州制についてであります。この問題につきましては一地方自治体だけの問題ではなく、国レベルの問題と受けとめておりますが、当然道州制につきましては、地方自治の根幹をなすものと考えておりますので、一自治体として大きな影響を受けるような事態になった場合には、その動向によっては自治体として積極的に意見を申し上げなければならないと考えているところでございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

11番 梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 初めに、建設業の農業参入についてお聞きいたします。

この件については、5月19日、道と道建設協会が主催で、北海道内の建設業者を集めて、建設業の農業参入について説明会がなされたものです。

また、追加開催ということで、6月19日、あすですが、同じ札幌で説明会がなされます。随分たくさん建設業者が集まったようでして、前回申し込んで定員外になった100名を優先するとあります。

私の懸念するところは、後継者難による休耕農地の増大、公共事業の減少による建設業の従業員リストラです。幸いに、国も道も規制緩和ということで、経済再生、農業活性化に力を入れているところであります。

上富良野の町にも、9農業生産法人があるとのことですが、これだけでは賄い切れない状況となるのではないかと推察されます。貸し農園等も一案ですが、そのようなことで、町の農業活性化ということにはならないと思います。

道としても、道農業開発公社を活用して、農業生産法人の設立を促進し、これに助成をするとあります。

遠別の北浜建設農業生産法人アリタですが、その社長のお話では、当初5年をかけて実施する予定だったのが、初めから思いもかけず評判もよく、三越に出したカボチャ1個700円が飛ぶように売れたようでした。利益も上がり、順調な滑り出しとなったとのことでした。将来は、農家と協力しながら、作付面積を150ヘクタール程度を目標としているとのことでした。

建設業とは言っても、従業員が大半が農家との兼業、農家にしても地元の建設業、ここの関係が非常に仲よくいっていました。町、農業委員会、農協、商工会とそれぞれお会いしましたが、町を挙げて成功するべく協力し合っていました。

さらに、アリタの農業構想、この農業構想を読みますと、社長も言っておりましたが、農業による雇用の確保、有機農業との取り組み、さらに3年をめどにJAS法の有機認定を取得し、その後有機大豆を生産し、納豆、豆腐、みそに付加価値をつけ、遠別有機納豆、豆腐、みそとして販売、さらに製造工場の建設により、地域の雇用機会を図りたいと書いておりました。

ちょうどお会いしたその日に、このような、これは有機農産物生産工程管理者認定書ということでご

ざいます。これがちょうど届いておりまして、このコピーをいただいております。

私が行ったのは5月27日で、28日には朝日新聞が取材に、それから今月の25日、6月25日には道議会の総務委員会が視察に行き、またその後知事が視察に来られるとのことでした。

道の話によりますと、今北海道のみならず、日本じゅうがこの農業生産法人アリタを注目しているとのことでした。

そこでお聞きします。

このアリタは、建設業の農業参入のはしりです。いずれ上富良野町にも休耕地の増大、公共事業の減少による建設業のリストラ等の問題が出てきます。町長には、建設業者にこの状況をよく説明され、建設業の農業参入による雇用の場の確保、農業の活性化、有機農業製品の製造と、産業の振興を図られてはいかがでしょうか。これを上手に生かしますと、一石が二鳥にも三鳥にもなっていくのではないかと思います。お尋ねいたします。

次に、市町村合併についてお聞きいたします。

合併反対、これが正常な住民感情です。しかし、国は国の権限を市町村に移譲する地方分権という、ここから話が始まったのです。分権をするにしても、小規模自治体では権限の受け皿たり得ないだろう。最低3万人の人口が必要であるということになり、市町村合併論が出てきたわけです。そして、権限には財源が伴わなければならないということで、税財源移譲の三位一体論が出てきて、わけがわからなくなっている状況になっているのです。

しかし、小泉総理は明快に言っています。権限移譲と財源移譲は一体である。そこには、受け皿たる市町村の合併は当然終わっているということが前提となっているように見受けられます。

私から言わせれば、三位一体というのは、地方分権、税財源の移譲、市町村合併が三位一体であり、税財源であるとか、交付金とか、補助金等に話を振り回されても話がわからなくなるのではないかと思います。

ここで、今市町村が我が地域は、この地域が人口5万人弱で合併するからといって、条件をどんどん出せば攻めの地方になることができるのです。しかし、今はただ合併したくないだけでうろろうしている、それが現状ではないかと思います。そして、時間だけたって、最低最悪の状態でやっぱり合併しなければならなくなりましたということで、町民の皆さんにお願いするようになるのではないかと予測されます。

町長は、町民の話を聞くといいますが、情報を出さないで聞かれた町民も、これはわからないのでは

ないでしょうか。私はこのように言っていますが、合併を決めるのは住民みずからの手でと考えています。なぜなら、これは住民自治の問題になっていくからです。

平成17年3月以降は、合併をしない場合は、合併の勧告あつせんにより特例法のないやはり合併になっていきます。現在の議会を維持することもできなくなります。行政機能も同じです。しかし、住民がいますから、住民の自治不在とはなりません。町内会、住民会機能が強化されることになっていくのではないかと予測されます。要するに、道州制に入っていくのです。

平成19年3月、ここは合併をしてもなくても、現在の議会は解散、行政機構は大改革がなされると思います。あと4年後です。合併をした場合は、合併特例法どおりになっていくのかと思います。

そこでお聞きします。

町長の今までのお話を聞いていますと、合併特例法の合併はしないと再三言っています。ということは、わかりやすく言います、特例法にある、要するに特例債と補助金合わせて250億円を、地域住民の声も聞かずに要らないと決定していることになるのですが、それでよいのですか、これが1点。

次に、飛び地でも合併の協議はしないと断言していますが、そのため上富良野町は梓組み未定の町となっているのです。この後中富良野町は、やはり富良野圏5市町村で合併と言い出したら何としますのでしょうか。中富良野町と一緒になるのでしょうか、それとも自主独立で行くつもりでしょうか、お聞きいたします。

さらにもう1点、梓組み未定のため、流言飛語が出ています。上富良野は東神楽、美瑛、中富良野町と合併をして、初代町長は上富良野町の町長にというような話などが出ております。これは、町民に対して不安感を与えているのです。情報が出ないための不安感が町民に出ているのです。これは、町長の責任にもつながります。やはりこの不安感解除のためにはどのようにするのか、以上3点についてお聞きいたします。

次は、住民自治についてお聞きします。

この住民自治は、市町村合併をしてもなくても住民に直接わかることです。その最も身近で最も大きな問題が、再三言っております市町村合併の決定という住民投票となるのではないかと思います。これが自己決定、自己責任の第一弾となるのです。なぜなら、町長提案、議会議決で決めたなら、町長は提案しただけ、決めたのは議会が決めた、ということになり、責任の所在が明確でなくなるから

です。

また、町長も議員も10年もしたらほとんどいなくなりそうです。であるところから、はっきり言いますと、何年たっても、よくても悪くても住民みずからが決定したということは永久に残るのです。だから住民みずからやろうよという機運が醸成されていくのではないのでしょうか。

議会制民主主義、これは町長も議員も町民から与えられた予算の枠内のことについて任されているのです。市町村合併という大きな枠を超えた問題は、住民の意思を確認した後、初めて町長提案、議会議決とならなければならないのではないのでしょうか。それが民主的と言えるのではないのでしょうか。責任の所在が不明となる市町村合併の決定は、私は避けなければならないと考えます。いま一度お尋ねします。

次は、合併をしてもしなくても住民自治の形態は変わってきます。住民自治とは、住民参加ということではないかと思えます。住民がNPOを立ち上げるにしても、行政が仕事を手放さないことには、これは進まない状況にあります。しかし、間もなくその時代に入ります。中高齢者の活用による経費の削減、または善意による行為、治安の関係の防犯、交通安全、高齢者支援等があります。

私は、初めて交通安全と防犯の総会に町内会長として案内が来ましたから参加しましたが、住民自治の始まりというのは、治安の維持、すなわち防犯です。交通安全も同じです。

はっきり言って申しわけありませんが、あのような会議でよいのでしょうか。30分のうち、半分以上は来賓、主催者あいさつ、その後説明、あと5分足らずで質問も何もできない状況にあります。そして、質問をしたら、悪いような感じを受ける。これでよいのだろうかという疑問を持ちました。

交通安全についても、これはどこの本部長が忘れましたが、交通安全についてマンネリとなっているのではないかとということが報道されております。

この我々平成11年の選挙前に、交通安全議員連盟を同僚議員と一緒に立ち上げました。ところが、ああよくつくりましたね、さあやみましょうという、そういう環境にはなかった。手探りで進むことが結局できなくて、立ち消えになったのを思い出します。ということは、本部長の言うことが当たっているのではないのかなと。

それから、次に美瑛町商工会が上川南部の商工会、それから商工会議所に声をかけて国道237号線の環境整備にNPO法人設立を提唱しております。御承知と思えます。

そこでお聞きいたしますが、この町のNPO法人の立ち上げについては、町長はどのようにお考えになりますか、これが1点です。

それから、次は現在のような行政主導のような行政区、町内会のあり方について、どのようにお考えになりますか。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番梨澤議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、建設業界の農業参入につきましては、先ほども申し上げましたように、地元の建設業界がそういう意思を持っていただくことを大いに期待しますし、その意思をもって対応していただくならば、先ほども申し上げましたように、行政としては窓口を設けて相談に応じていくという姿勢で取り進めさせていただきますというふうに思っております。

次に、一番大きな課題であります市町村合併の諸問題につきまして、いろいろと議員の日ごろの御意見等々を拝聴させていただきました。まずは私といたしましては、まず1点目の合併特例法の問題でありますけれども、これはすべてと言ってはちょっと語弊ありますが、大半が起債であります。借金であります。この借金を特別に認めるぞという部分でございますが、私は常に申し上げておりますように、市町村合併というのは、この特例法の借金を認めてくれることを目的に、町村合併をするという考え方は持ち合わせておりません。常に申し上げておりますように、やはり基礎的自治体のいろいろな問題等々を抱えながら、我が上富良野町の将来像を描いた中で、どうしても合併の道を選ばなければならないとするならば、その時点で合併の道を選択、町民の皆さん方とともに御判断をいただき、選択をすべきであるというふうに考えているところでございます。ですから、何度も申し上げておりますように、この特例法があるから合併をするという考え方は持ち合わせていないということで御理解を賜りたいと存じます。

それからもう1点、飛び地合併の問題でありますけれども、これにつきましては、先ほどお答えさせていただきましたように、私としてはこの飛び地合併をしていくという方向を選択していくということは、町民の皆さん方も認めてはいただけないものであるというふうに私としては判断をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思えます。

それからもう1点、上富良野町は上川中部との合併でないかというような云々というお話であります。これは私初めて聞きました。私といたしまして

は、議員もおっしゃるとおり、この富良野盆地100年の歴史を持つ中にありまして、やはり何としても明治時代の富良野村、この原点を忘れることはできないというふうに私としては認識いたしているところであります。そういう観点からして、議員の御質問にありましたような上川中部と安易にというような考え方は、現在私としては持ち合わせていないということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、住民自治の問題であります。この住民自治の問題の中で、住民投票等々を含めた中での考え方でありますが、先ほど議員からお話しありますように、町長提案で決定することがいいのかどうかという考え方につきましては、私といたしましてはこの合併問題、いろいろな面で町として得た情報は住民に十分に開示して、住民の判断をいただくようなそれをし、住民が、町民の皆さん方が合併の判断をする資料として対応していくような情報開示を進めていかなければならないと思っておりますし、また、その中で住民の皆様方が住民投票を必要とするという要望が立ち上がるならば、また議会の議員の皆さん方の御判断をいただき、住民投票条例の制定も考えなければならぬというふうに認識いたしておりますが、現状では私といたしましては、やはり住民の代表であります議会議員の皆さん方の御判断が最終的な決定機関である。住民投票におきましても、決定機関ではございません。最終的な決定機関は議会であります。そういう判断からして、これの提案権というのは町長にだけあるのではないと。議員の皆さん方の議員発議で、議員提案で対応することができ得るわけであります。町長提案だけではないということをおひとつ御理解賜りながら、今後の市町村合併につきましては、町長としての私個人の問題だけではなく、上富良野町という課題を背負った大きな問題であります。これは町長だからどうではなくて、議員だからどうではなくて、町民全体と議会と私と町長と、すべてがこれからの上富良野町という町をどうするのかということをお真剣に議論しながら方向を定めていかなければならない重要な課題であるというふうに認識いたしておりますので、私個人の考え、町長個人の考えで判断されるものではないというふうに思っております。

それから、NPOの法人が立ち上がったかどうかということですが、私といたしましては、上富良野町におきましてNPO法人が立ち上がるということであれば、全面的に支援しながら、協力支援をしていきたいというふうに思っております。

また、住民会組織等々についての御質問もございました。住民会につきましては、今住民会の自治組織の中で、それぞれ住民会長さん方々の御苦労をい

ただきながら住民自治組織が立ち上がっているところでございます。これらにつきましては、私としては今後もこの住民会組織の活性化に向けて、行政としても支援をしていきたいというふうに思っているところであります。

以上お答えさせていただきますが、答弁漏れがございましたら御指摘を賜りたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば。

11番 梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） お尋ねをいたします。

まず、建設業の農業参入についてですが、食は農にあり。食というのは、今は食べる食と、それから職業の職、二つになってくるのではないのかなというふうに思います。これが地に足のついたことかなと、輸入して食べたって、こんなの今もう安全の問題ということでそういうことになっておりませんし、職業についても、公共事業というのがいずれなくなってしまうのですね。では何かというと、この農業を基盤とするというものになっていくのか。食と職、ああ自分で考えながら、ははあ、こうようになっていくのかなというようなことを思っております。

私は、これ3月の新聞に出て、遠別と北見が出て、ここ二つ研修に行こうと思っております。ところが北見の方は、ここは農業法人、こういう生活、舟山組というところなのですが、これをハーブなのです。ハーブは本来上富良野なのです。七、八年前になりますか、前の選挙前ですね、全国ハーブ大会があったのです。そして、全国からハーブ関係者が集まってすばらしい大会だった。ところが、このせつかくのできた人脈も、これ消えてしまって、それからぱしゃっとなってから、私は北見に行こうと思いましたが、多分これは上富良野でできないだろうと思っただけでやめました。

そこで、この建設業の農業参入のアリタの件なのですが、ここにアリタの資料と、それからCD-ROMです。これは遠別からいただいたのと、それからこれだけ道から資料送ってもらいました。これ読めばわかります。この中にすばらしい、先ほど言ったところの有機農業、農業の活性化、それは有機農業による活性化、それから有機堆肥、それから作物、それから加工品、加工品に伴う工場の建設、そしてその製品、いろいろなものなのですが、とれたものとかつくられたもの、ここに2,000人を超える駐屯地があります。そして年間30万人も来る演習場があります。ここを上手に需要と供給をバランスをとっていただきたい。そうすれば、これ個々の農家では供給することできないのです。この辺のところは、町長お考えになってください。

そういうことでもって、この資料からどのようなものを生んでいただくか、四、五年が山場だと思います。土地づくりからいろいろなものがあるから。

それで町長にお尋ねしますが、前にもお聞きしたのですけれども、道が国に特区申請をしておりますけれども、上富良野町は農村再生特区加入申請の考えについては、どのようにお考えになりますか。私もわかりません。アリタでは、入らなくてもいいですとか、どうだろうか、おれたちの場合は入った方がいいように思うのだがということで、まだやっぱりしております。しかし、いろいろな補助とかそういうのが、雇用、法人起こすことによる補助が出たりして、この辺のところ結論は出さなくても、お考えをお聞きいたしたいと思います。

以上が、この建設業の農業参入です。

次、市町村合併についてなのですが、平成の大合併、これは香川県のさぬき市です。これは5町が合併しております。讃岐ですから、讃岐うどんのとれるところかと思えますけれども、ここでは合併したとき我が町意識が強く、各町が持ち込んだ財産は新市が発足後もその地域で使うことになったとあります。多分こんなぐあいになるのかなと。

それから、新市の町づくりには、284億円の合併特例債を使ってとあります。大体ここも250億円ですから、同じようになるのかなと思えますが、これを結局要らないですよと、こう町長言っておられるわけですね。

議長（平田喜臣君） 11番梨澤議員ちょっと確認というか、お願いを申し上げたいと思います。

ただいま一般質問の時間であります。議員の資料等については、大変深い資料を勉強されていると思えますが、この場所は一般質問で、理事者の答弁に対する再質問なり再々質問ということをお確認の上、簡潔に御質問をお願いしたいというふうにお願います。

質問を続けてください。

11番（梨澤節三君） そこで質問いたします。市町村合併、1万2,000人の上富良野町で地方分権という権限の受け皿になることはできますか、これが1点です。

それから次、住民自治についてです。

住民自治については、これは議員も絡んできますね。議員も入ってきます。議員はボランティアか名誉職か。ボランティアは別にボランティアがありますから、ボランティアでもありません。それから、1票をいただいてなっているから、名誉ではありませんが、名誉職でもありません。議員は議員です。その1票1票は頑張れと背中押してくれたり、それから激励のむちであったりということに私は理解して

いるのですが、そこで昨日同僚議員が質問した中に、審議会の活性化ということがありました。委員公募の件についてだったのですね、これは。私は非常に住民自治のいいところを突いていると。しかし町長の答弁では、選任区分で規定されているからと、この辺からわからなくなったのです。全員公募ということにはなりませんと言っておりましたが、結局これが行政主導ということになるのではないのでしょうか。結局全部住民による住民のための住民の政治、自治というのになるのが本来でないかと思えます。

そこで、今後のことになるとは思いますけれども、上富良野町まちづくり基本条例、これをおつくりになる考えはございますか。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） まず、1点目の11番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきますが、まず1点目の建設業の農業参入につきましての関連で、特区対応についてどうかということですが、町としては、私としては、今特別なプロジェクトチームを結成し、特区対応について検討するよう指示をいたしているところであります。

また、加えて今高橋道知事が提唱しております1市町村1雇用、これについても対処検討するよう指示をいたしているところであります。まだまだこれらの課題整理というのは簡単ではないというふうに思っておりますが、町としても検討させているということで御理解いただきたいと。

次に、市町村合併であります。地方分権等々の中で、自治体として地方自治としての権限移譲が1万2,000の町で可能かどうかということにつきましては、今のところ第27次地方制度審議会ですそれを審議いたしているところであります。過般の総理に出した中間答申では、その基礎的自治体の人口規模をどうするのかということにつきましては、11月の最終報告まで先延べであるということでもありますので、第27次地方制度審議会の11月最終答申がどうなってくるのかということを見きわめていきたいな。ここで議員のおっしゃるような3万だとか5万の自治体規模になるのか、あるいは自由民主党が研究会で発表した1万以上の人口ということになるのか、そこらあたりの部分については、十分今後、常に申し上げておりますように、第27次地方制度審議会の状況を見きわめていかなければならないというふうにも思っておりますし、三位一体の改革につきましても、今何か方法が変わってきつつあるように見えますが、今月中に小泉総理が最終決断をするであろうというふうにも思っております

けれども、これらの部分については、最終的に経済財政諮問会議がどのような方向づけをし、補助金、助成金等の削減、地方交付税の見直し等々の減額されたものが税配分の中で地方財源をどうしていくのかというあたりは、今後大きな課題でありますので、十分見きわめて判断をしていかなければならないというふうに思っております。

それから、最後の1点であります。町づくり基本条例の制定をする意識があるかどうかということですが、この問題につきましては、必要とするならば十分検討しながら、今後の課題として研究していきたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、11番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時38分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） 6月定例議会は、私どもの4年任期の最終の定例議会となります。私は任期中、今回の一般質問を含めて、16定例議会の全部に、町民の目線に立って52件157項目の行政各分野にわたってただしてまいりました。今回は、先に通告を申し上げてある3件9項目について一般行政の質問を行いたいと思います。

まず、第1点目は、重症急性呼吸器症候群、いわゆる新型コロナウイルスの対策についてお尋ねを申し上げます。

中国、台湾等で発生しているSARSは、発病しても死亡率が高く、またその伝染性が早く、東南アジアを中心とした各国やWHOは治療対策とともに、その予防対策に苦慮しています。

先般、台湾の医師が日本の旅行中に発病し、大阪、香川県の小豆島のホテルに宿泊したことが判明し、多大な損害を受けています。小豆島では、観光客に激減及び土産もの等にも影響を受けていると報道されております。

富良野地方もいよいよ観光シーズンを迎え、近年中国、台湾から観光客が団体、個人とともに当町に来遊される人々が多くなってきています。当町に来遊された人がSARSを発病した場合、もしくはその疑いがあった場合の多大な影響と損害が予想されるので、その対策についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、第1点は、観光施設及び宿泊施設等の指導

について。

2点目は、病院関係との連絡及び診療体制について。

3点目は町民にSARSの正しい知識と症状、感染予防等の周知についてお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、第2項目めの上富良野町衛生センター廃止による今後の措置についてお尋ねを申し上げます。

平成15年4月1日から、し尿及び浄化槽汚泥の処分については、富良野地区環境衛生組合の汚泥再生処理センターで行うことから、し尿処理施設である上富良野町衛生センターの業務は廃止されました。それに従って、次の点についてお伺いをいたしたいと思います。

第1点は、当該施設の使用条例及び設置条例が廃止され、町の普通財産となったが、施設の性格上から他の転用は考えられないので、既存のままいつまで置くか、またはその取り壊し時期についてお尋ねを申し上げます。

第2点は、取り壊すまでの間、周辺の整備及び旧センター内のし尿処理施設の衛生管理及び防犯対策についてお伺いを申し上げます。

次に、3項目め、堆肥舎設置事業補助と堆肥舎活用状況についてお尋ねを申し上げます。

家畜ふん尿の素掘り投棄や野積みを改善し、畜産環境保全の促進を図るため、国が50%、道が25%、受益者が25%の負担で堆肥舎設置事業の補助を実施してきましたが、次の点についてお伺いをいたしたいと思います。

第1点は、当該補助事業実施の年度別戸数及び受益者負担額についてお尋ねを申し上げます。

2点目は、飼育頭数の基準にもよるが、堆肥舎設置の養豚、酪農別の推進状況は。

3点目、堆肥舎が事業目的に沿った有効活用が図られていると思うが、その活用状況は。

4点目、平成16年11月1日から規制が強化されるが、その指導対策方針についてお尋ねを申し上げます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま、1番中村議員の3項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1番目の重症急性呼吸器症候群のいわゆる新型コロナウイルスの問題につきましては、道がさきに策定いたしました北海道SARS対策にかかわる第一次、第二次の行動計画に基づき、現在道保健福祉部及び出先の各保健所が対応窓口となり、SARS患者の発生時などにおける各種対策が進められて

いるところであります。

御質問の観光施設及び宿泊施設等への指導に関しましては、近年上川管内の観光地において、香港、台湾などのSARS発生地域からの外国人観光客の訪れが多いことから、宿泊施設業者、観光関係者を対象に、SARSに関する正しい知識等を習得していただくため、講習会が5月28日に上川支庁で、6月3日には富良野保健所で開催され、指導と助言がなされたところであります。

本町からも観光レストランやホテル宿泊業者など、関係者16名が出席いたしました。受講によりSARSに対する対応策の認識をなお一層深められたものと思うところであります。

次に、病院関係との連絡及び診療体制についての御質問であります。医療機関がSARS症例の疑いのある患者を診察した場合、直ちに富良野保健所に通報することになっております。この通報を受けて、富良野保健所は医師や患者からの聞き取り調査を行い、初期の段階である患者にあつては、第二種感染症医療機関に指定されております富良野協会病院へ、明らかに可能性の高い患者に対しましては、空気感染を防止するための陰圧設備の整った旭川市立病院に移送し、入院処置を講ずる体制となっております。

行政としても、保健所や関係機関、観光関係者などとの情報の収集に努め、連絡体制など速やかな応急体制がとれるよう、十分に留意してまいりたいと考えております。

町民へのSARSに関する情報の周知につきましては、症状の正しい知識や感染予防法などの内容を6月25日発行の町広報でお知らせする予定となっておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、2番目の衛生センター廃止に関する2点の御質問でございます。お答えさせていただきます。

まず、1点目の既存施設の取り壊しについてですが、管理棟を除き処理棟につきましては、構造的に他への転用が難しい施設であることから、取り壊しすることを前提に、実施計画の中で平成16年度に所要額を計上しているところであります。

2点目の取り壊しまでの間の周辺整備等につきましては、現在気温の高い時期を迎え、敷地内には芝や雑草が生い茂っておりますので、秋に向けて状況を見きわめながら刈り払いを行うことといたしております。

し尿処理の衛生管理面においては、平成14年度末で施設を閉鎖するために、場内の汚物をすべて浄化処理した後、洗浄清掃の上、閉鎖作業を完了したところであります。

また、防犯の面では、一部で施錠のできない箇所を除き、すべての施設出入口は施錠してございますので、施設場内の立ち入りはできない状況となっております。

なお、常時無人でございますので、建物やその周辺の状況、異常などについては、適時その点検をするよう指示をしているところであります。

続きまして、堆肥舎設置事業補助と堆肥舎活用状況に関する4点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の畜産環境整備リース事業については、国、道の補助を受けながら、農協が借り受け者となって平成12年度より事業を実施しているものであります。

実施状況は、平成12年度で堆肥舎2基、尿だめ1基、事業費で2,118万5,000円、受益者負担は529万6,000円となっております。

平成13年度は堆肥舎4基、尿だめ1基、事業費で2,646万4,000円、受益者負担額は661万6,000円となっております。

平成14年度は、堆肥舎8基で事業費5,657万1,000円、受益者負担額は1,414万2,000円となっております。

平成15年度事業としては、堆肥舎5基で事業費1,931万円、受益者負担は482万7,000円の見込みであります。

平成15年度末までに、本事業で実施する整備成果は堆肥舎で19基、尿だめ施設は2基で通算事業費は1億2,353万円、受益者負担額は3,088万2,000円となります。

平成16年度においても、同事業で堆肥舎7基を計画しているところであります。

2点目の養豚、酪農、肉牛の種類別の排せつ物処理施設の推進状況についてお答えいたします。

家畜排せつ物処理については、平成16年11月より、家畜排せつ物の管理の適正及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準が施行されることとなりますが、平成15年5月現在の状況についてお答えいたします。

養豚については、戸数13戸で施設整備実施済み7戸、78%であります。未整備2戸、法の適用外が4戸となっております。

酪農については、戸数19戸で実施済み17戸、89%であります。未整備2戸となっております。

肉牛については、戸数17戸で実施済み6戸、67%であります。未整備3戸、法の適用外が8戸で、整備率は総体で81%となっております。

3点目の堆肥舎の活用状況についてお答えいたし

ますが、堆肥舎の設置については、畜産環境整備リース事業、各補助事業を活用しながら事業を推進してきており、その活用方法についても、事業の目的に沿って利用されているものと考えておりますが、仮に事業の目的外に使用されていることがあったとすれば、指摘を受けることとなりますので、事業目的に沿って適正に活用されるよう、十分指導してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

4点目の法規制と指導対策等についてお答えいたします。

御質問のように、平成16年11月より家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準が施行されることとなりますが、飼育規模が小規模な畜産農家、牛10頭未満、豚100頭未満を除き、法においては罰則規定も設けられ、堆肥の適正な管理と利用が求められることとなるわけでありませう。

さきにもお答えいたしましたとおり、家畜排せつ物処理施設の整備を終えられていない方々もおられますので、今後未整備については、畜産環境整備リース事業などを活用し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の施行までに十分整備できるように指導してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） まず、観光施設及び宿泊施設等の指導ということでございますけれども、5月28日上川支庁で、6月3日富良野保健所で、観光施設及び宿泊施設等を対象にSARSに関する正しい知識を取得していただく講習会が開催され、当町からも関係者が16名参加し、そしてSARSに対する対応策の認識を深めたとの答弁でありました。

たまたま6月16日の北海道新聞に、WHOということで、世界保健機関の尾身という西太平洋事務局長の見解が掲載されておりました。その中で、日本は感染者が出ていませんがという質問に対して、水際での検疫や国民の啓蒙が適切であることが大きいとあります。幸運もありました。これは大阪、それから小豆島での二次感染者が出なかったということだろうと思っております。

今後も、潜伏期の人が日本に来るおそれはあります。患者が発生したら、初動を早くして二次感染防止を徹底することが必要ですということで、この尾身西太平洋事務局長さんが語っております。

私は、この潜伏期の人が本町に来町も予想される。したがって、WHOが今大分危険区域とい

うことを縮小はしてきていますけれども、このSARSの終息宣言が出るまで、関係施設及び関係機関と十分連携強化を図るべきと考えておりますが、この点について、町長の見解をお伺いしたいと思っております。

次に、2点目の関係でございます。台湾、中国、香港も含めてですけれども、出国の際のチェック、それから日本に入国の際のチェック等は十分されているということで、日本へのそういう患者の来日というのが少なくなっているとは思いますが、問題は、先ほど尾身事務局長が言っていたように、潜伏期の人たちのチェックは非常に難しいと判断されています。したがって、潜伏期の人が日本国内で発病または疑い、そして当町に来町されることも十分予想されます。したがって、私は当町の関係者による対策会議の開催または対策連絡会議を設置して、万が一に備えるべきと考えております。

観光地層雲峡を抱える上川町では、6月13日に新型肺炎SARS対策連絡会議を設置して、患者発生を想定した対応策として、防護服、ゴム手袋、ゴーグル、マスク等を患者の搬送及び二次感染防止として購入したと決定しております。したがって、次の点について町長の見解を求めたいと思っております。

まず1点は、新型肺炎対策連絡会議等の設置の考えはあるかないかということでお尋ねいたします。

それから2点目は、防護服、ゴム手袋、ゴーグル、マスク等の購入についてお尋ねいたします。

上川町では、防護服、つなぎ、それからゴム手袋、ゴーグル1セット2万円のを10セット用意をしているということです。

それから、マスクについても、N95というマスクが非常にいいということで、これも予定をして、全部で23万円ぐらいの予算措置をしているということです。

それで、上富良野町の体制はどうかということで、藤田上川南部北署長にお尋ねをいたしました。そうすると、上富良野町は防護服ということで、上と下が離れているものを上下1セット1,720円のを3セット購入しているということです。

それから、ゴム手袋、ゴーグル、マスクは、現在備品としてあるものを、消耗品的なものもあると思っておりますけれども、これを一応使用する予定にしているということでございます。

それで、藤田署長にお尋ねしたのです。なぜ3組かといったら、救急車に乗るのは3人だということで、3セット用意をいたしました。万が一搬送中、例えばどこどこで発生をした、疑いがある、病院へ運ぶ、そして町立病院に運ぶ場合、それから協

会病院に運ぶ場合がある。そうすると、疑いがあるということで、比較的なお、あれであれば、今度はこちらの方に聞いて、どこにあれしたかということと、その施設を消毒をする体制が今度は出てくると思うのです。そういうことで、上川の役場に確認をしたところ、そういうことも予想されるし、上川の層雲峡は非常に規模が大きいから、そういうものを10セット用意をしたと。

北署長に聞くと、確かにそうやって行って、そして協会病院であこれ疑いがあるということになった場合、その後の措置がやれないということなのですね。やれないということは、そういう防護のものが三つしかありませんから、物理的にできませんと。

それで、SARS対策マニュアルということで、北海道ホテル・旅館連絡協議会で出しているマニュアルがあります。その中に、これは保健所が勝手だと思えますけれども、例えば客室にSARSらしい症状のあるお客様が発生した場合の消毒ということで、客室や待機室として使用した個室の消毒は、保健所の指示に従って行くと。保健所がやるのでないですね。そうすると、町が消防の応援も求めてやるかということになるのかなと思います。

それから、可能性例として、診断された場合の施設の消毒ということで、これも当然保健所の指示で行くと。

それから、消毒用防護服、マスク、ゴーグルなどは、消毒現場で着用するように依頼をするということになると、先ほど申し上げた三つでは、不十分ではないかということで考えられます。そういうことで、これらの対策について、どう考えているかということをお願いをいたしたいと思います。

それから、次に3点目に、疑いのある症状を申し出たお客様についての対応マニュアルということで、とりあえず病院に搬送するか、もしくはその疑いのある人が病院に行ったわ、その後第二種感染症の医療機関である富良野協会病院に運びますよと。そうすると、富良野協会病院でこれはもう間違いなくそういうことだということになると、言うなれば陰圧装置のある旭川市立病院に搬送しなければならない。そうすると、これはどこで搬送するかということで、保健所の次長が消防へ来たときにお話を聞いたら、保健所は基本的にやらなければならない義務があるけれども、現実には保健所には救急車もしくは点滴をするような形の装置の車は何もないというのです。そうすると、上富良野の消防が救急車でそのまま市立病院に運ぶのかと、そうすると陰圧装置も何もないのに、そういうことができるかどうかということで、消防では今非常に苦慮しています。

そうすると、富良野保健所の次長は、できるだけお願いをしたいということで、これらについては全然詰めていないということです。

消防では、北海道に陰圧装置のある車は、千歳保健所に1台しかないそうです。そうすると、今高橋知事は、できればこれを飛行場のあるところに何台か、四、五台は用意をしたいなというような予定はしているけれども、まだ現実には今1台しかないわけです。そうすると、万が一そういうことがわかった場合に、消防では千歳にある陰圧装置を防災のヘリコプターで運んでもらえれば、40分でここへ来ると。そういうようなことも考えてもらわなければ、現実に救急隊員が非常に危険な目にさらされると。これは現実に中国や台湾でも、病院の医師や看護師がかかって死亡した例がたくさん出ているわけです。そういうことで、安全確保のためにも、そういうことをやっていただきたいということで、お話をされておりまして。したがって、これらの対応を全然まだ詰めてないという現実の問題がありますので、これらについてお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、衛生センターの関係、一つは処理場の転用が非常に難しいということで十分理解をできます。ただ、私はここで出したのは、例えば旧白銀荘がそのまま放置をされているので、現実にはこれも財政的な問題、それから白銀荘の場合は、ある面で非常に歴史のある建物ということの加味がありますけれども、一応16年度に取り壊しをするということでございますので、それは了解をいたしました。

次に、管理棟の関係なのですが、この転用を考えておられるか、もしくは今回の取り壊し費用の関係は、処理棟だけの計上でないかというようなことも考えられますけれども、その点も含めて管理棟の転用の関係を考えているか、またその用途はということをお願いしたいと思います。

それから、2点目のし尿処理等の衛生管理面においては、平成14年度末で施設を閉鎖するため、場内の汚物をすべて浄化処理をした後、洗浄清掃の上、閉鎖作業を完了したとのことですが、今後取り壊しまでの間に、衛生管理の問題はないと確認してよいかということで、ここに確認を求めたいと思います。

それから2点目、防犯関係では常時無人ということで、適時点検をあわせて行いたいということでございますけれども、恐らく日中は、あそこいろいろなことで車両等の往来が激しいからよるしいですけども、夜の関係の監視体制なのですが、場合によっては、旧衛生センターの前に放射センターがあります。あそこは昼夜兼行で業務を行っております

ので、一応監視依頼も一つの方法かなということで、この点についてお尋ねを申し上げたいと思います。

それから3点目は、周辺の整備ということで、非常に芝がよく生育されたり、樹木等も結構いい形で成長をされておりまして。これらについての処理について、今後どう考えているかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、3番目の堆肥舎設置事業補助の関係です。

まず1点は、畜産環境整備機構によって畜産環境整備リース事業は、平成12年から15年まで堆肥舎9基、尿だめ施設2基を実施していると。そして、16年度は堆肥舎7基を計画しているとの答弁があったが、これを養豚、それから酪農、肉牛ということで種類別に明らかにしていただきたいと思えます。

それから、第2点は、平成12年の3月定例議会の中で、理事者答弁の中でこういうあれがありません。本町の畜産農家につきましては、現在酪農家19戸、肉牛農家18戸、養豚農家14戸で、合計51戸ありますが、管理基準に関し、小規模な畜産農家につきましては適用されないことから、51戸のうち42戸は適用されることとなりますが、既に畜産環境整備対策特別事業など、12戸の整備がなされ、今後改善を要する畜産農家は30戸であります。施設の未整備の畜産農家については、支援措置につきましては、11年度から14年度まで実施をしております畜産基盤総合整備事業において6戸の施設計画を計画し、これ以外については、畜産農家については補助つきリース事業ということで、冒頭申し上げました畜産環境整備リース事業など活用して指導の徹底を図っていくということでございますが、この答弁の中で、既に畜産環境整備特別対策事業で12戸整備をされたということなのですけれども、これの養豚、酪農、肉牛別に何戸かということ、このときの受益者負担率がどうかということ、それから町の補助率が幾らかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、次に今後改善を要する畜産農家は30戸で、施設未整備の畜産農家についての支援措置は、11年度から14年度まで実施を予定しております畜産基盤再編総合整備事業において、6戸の施設整備を計画しているということでございますけれども、一応計画ということでございますから、この実施状況は何戸なのか、それから実施内訳は養豚、酪農、肉牛について何戸かということと、それからこの中では受益者負担率は5%、町の補助は8.3%ということで、13年6月の定例議会で村上議員の質問に対して答えております。そういうことで、

これらについてお尋ねを申し上げたいと思います。

次に、2点目の排せつ物施設の推進状況でございます。養豚、酪農、肉牛の種類別の排せつ物処理施設の推進状況については答弁があったが、次の点について確認をしたいと思えます。

まず1点目は、畜産環境整備リース事業で、平成16年度は堆肥舎7基を計画しているとあるが、その飼育種類別はどうかということで、答弁からいくと養豚は2戸、酪農は2戸、肉牛は3戸の合計7戸と判断しますが、それらについて確認をいたしたいと思えます。

それから、平成12年3月定例で法律の管理基準、豚は100頭以上、牛は10頭以上、養鶏は1,000羽以上が対象ということで、51戸のうち42戸が適用されるという12年3月定例での答弁でございました。今回平成15年、今定例会では、49戸のうち基準以下のところということで、37戸が適用ということでございます。

そういうことで、私がずっとデータの的に調べていきますと、畜産環境整備特別事業対策で12戸、これは平成12年3月の定例で答弁されています。

それから、次は畜産基盤再編総合整備事業ということで、これは答弁の中で計画は6戸と、平成11年から14年ということでございますけれども、これらの戸数、それからもう一つは畜産環境整備リース事業ということで19戸、それから、一応答弁の中で、平成16年度は7戸ということでございます。そうすると、このトータルは44戸になるのですね。だから問題は、11年から14年度の計画は何戸かということになると思いますけれども、例えば44戸であれば、現実に整備を要するところは37戸、実施済みは30戸、未整備は7戸ということでございますので、そうすると、数字的に7戸が合わないという感じになります。これは後でまた答弁して、その中でまた私も理解をしたいと思えます。

それで、次に3点目の関係なのですが、当町の堆肥舎の設置については、三つの事業ということで、畜産環境整備特別対策事業と、畜産基盤再編総合整備事業と、それから畜産環境整備リース事業の三つにおいて実施をされています。受益者負担率がそれぞれ異なっております。いずれにしても国、道、それから町の補助を受けている関係から、当然事業目的に沿った活用が適正に行われていると判断したいのですが、私は先般二十数カ所を見てまいりました。やっぱりある面で、目的に沿って適切に活用されていないところがあったり、それからもう1点は、コンクリートの堆肥盤のないところに、言うならば堆肥を、畜舎の周囲だとか畑に野積みされている

と。現実には、これ平成16年の11月1日から浸透性のないコンクリートの上ということに義務づけられていますから、今は指導期間ということがございますけれども、現実の問題として、そういう状況にある。

そして、また雨水によって地下浸透があったり、それから小河川に流出ということの実態がやっぱり散見されております。そういう関係で、これらの指導についてどうするかという問題。

それからもう1点は、補助を受けて堆肥舎を設置した。そうすると廃業した場合、これらの補助金の関係はどうなるかと。

それからもう一つ、いろいろな事情で飼育頭数を牛は10頭以下にした、豚は100頭以下にした、そういった場合の措置について、どう指導を今までもしていたか、それから今後どうするかということでお尋ねを申し上げたいと思います。

それから、4点目の法の規制なのですが、平成11年1月1日にこの法律ができ、それから施行令ができました。現実には、平成14年11月1日からやらなければならないことと、平成16年11月1日からやらなければならないことと二つ施行令の中で分かれているわけです。

それで、一つは14年11月の施行はこういうことを書いてありますね。施行規則第1条第1項第2号のホという項目で、家畜排せつ物の年間の発生量、それから処理の方法及び処理の方法別の数量について、記録をするということになっているのですね。ですから、私は上富良野の家畜の排せつ物の関係の、現実には各畜産農家の周りに非常にあるということを含めて、町としてどのように数量の実態をつかんでいるかということでお尋ねをいたしたいと思います。

それからもう一つは、結局それだけ堆肥舎もしくは畜舎の周辺、それから畑にもあるということで、この法律は管理を適正化するというのと、もう一つは、この堆肥の利用促進を図るという二面を持った法律なのです。そうすると、この家畜排せつ物の堆肥化利用の促進ということで、これは12年6月の定例会で、町長はこう答弁しています。家畜の排せつ物は、これまでも堆肥として農産物や飼料作物の生産に欠くことができない資源として有効に活用されてきました。しかし土づくりは重要な要素であると認識を持ちながら、畜産経営の大規模化による発生の増大、耕種農家の労働力不足、高齢化、作業機器不足などの背景として、その利用は減少しているところでもあります。しかし、町の第4次総合計画並びに第4次農業振興計画に示してありますように、化学肥料の多用を避け、クリーンで安全な農産

物を生産していくために、堆肥の利用は今後ますます重要であり、有機物資源の普及活用を基本とする土づくり、地域ぐるみで進めていくよう畜産農家と耕種農家のお互いの連携を図りながら、今後も取り進めてまいりたいと思っていますということなのですけれども、先ほど梨澤議員の質問についても、大体同じような答弁なのですね。具体的に進展はしていない。もしあれであれば、この12年6月の、これは米沢議員の質問に対しての答弁でございます。そうすると、これから今日までどういう取り組みを具体的にしてきたかということについてお尋ねを申し上げたいと思います。

以上、再質問終わります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、御質問にない項目で、私の方で調査できない部分がございますので、その部分については答弁を差し控えていただきたいと思いますというふうに思います。

さて、SARS対策であります。これにつきましては、議員もおっしゃるとおり、やはりSARSというのは、どのようなものかという正しい知識と、その予防対策を十二分に認識しなければならないということから、さきにお答えさせていただきましたような情報の開示、提供をしていきたいというふうに思っております。

それから、またそういったSARSへの対応についての関係者との連絡会議につきましては、極力今月中に開催しながら取り進めていく計画をもう指示しておりますので、そういう形の中で進めさせていただくということでもあります。

基本的には、二次感染をどう防止するかということが最も重要な課題であります。今までの各地域で発生しましたSARSの対応については、二次感染、二次対策の問題から大量発生していくというような状況でありますので、この二次感染の防止策を北海道はどうするのか、町村はどうするのかということあたりを含めながら、その対応を図っていかなければならないというふうに思っております。

その防御体制等々につきましても、北海道は何をするのか、町村が何をするのかということ、今北海道の指針が出てきておりますので、それらの部分と保健所の対応等々について十分煮詰めていきたいというふうに思います。

議員から、上川南部消防事務組合の北消防署の対応について、署員のいろいろなお話を聞きましたところではありますが、議員は私よりもよく詳しく知っているなど。管理者である私には、一切の報告はご

ざいませ、この問題について。対処はしているという報告を受けております。そういうことでありますので、今現場がどういう判断をしているのか、議員は非常に現場が苦慮しているような御質問でありましたが、この苦慮している状況というのは、管理者である私に報告はなされていない現況であります。早急に北消防署の方の現状を報告させるように努めていきたいというふうに思っております。

要は、先ほど申し上げましたように北海道が何をし、町村がどこまで対応するかということあたりを十分煮詰めていきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の衛生センターの問題であります。先ほどお答えさせていただいたとおりであります。衛生管理上問題はないということで御理解を賜りながら、解体する部分につきましては、先ほどもお答えさせていただいたと同じように、処理棟については解体をすると、管理棟については再利用を考えているということで御理解いただきたい。

解体費用につきましては、実施計画で提示しておりますように、平成16年度で解体予定であるということで御理解をいただきたい。

それまでの管理につきましては、先ほどお答えさせていただいたとおり、周辺の対応等々も含めながら環境整備等も含め、また無人であることに対する対処もしていきたいというふうに思っております。

それから、堆肥舎につきましてもの種々の御質問がございました。新たに係数の御質問もございました。これらにつきましては、係数が中心でありますので、担当課長の方からお答えさせていただきます。

活用状況につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、基本的に事業目的に沿った利用促進を図るように十分に指導をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長、答弁。

農業振興課長（小澤誠一君） 中村議員の堆肥舎及びそれらに関する御質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、戸数等の議員がおっしゃっているところでもありますけれども、総体で酪農が19戸、それから肉牛が17戸、それから養豚が13戸であります。その酪農の中には、一部肉牛もまぜながら飼われておりますので、実数は49戸であります。そのうち堆肥舎として整備されたもの、これが酪農においては17戸、ここに先ほどの答弁のとおりでありますけれども、これらにつきましては議員のおっしゃるような畜産環境整備、これは過去におきましてであ

りますけれども、こういうこと。

それから、今取り上げております畜産リース事業、それから自己で行ったもの、これらをあわせまして堆肥舎については30が設置されております。これらについては法の適用外、これらもありますので、これらをする、まだ7戸が未整備だということでもあります。

それから、尿だめ等につきましては、総体で22基しかまだ整備されてございません。これはこの答弁の中でも読み取れるかと思っておりますけれども、そういうことになっております。

それで、適用外が12戸ございます。それらを差し引くと37戸がこの法の適用ということになります。

それで、今後未整備がございます。これらをこの事業を使いまして整備を進めていかなければならないというふうに考えてございます。

それから、戸数の入れかわりでもありますけれども、これらについては、年度ごとに減少をするものがございます。私中で今年の5月というようなことで申し上げましたけれども、それらは多少の動き、10頭未満になったり10頭以上になったりするケースが出てきます。そういうことで、ばらつきがあるということで御理解をいただきたいと思っております。

それから畜産環境、負担率の関係でありますけれども、これらは25%でありますけれども、過去におきましては、パワーアップ事業にのりまして5%で受益者がやられたケース、こういうものもございます。

それから、補助を受けて、事業が途中で離農等がございまして、廃止するというようなケースも出てきます。これらについては基本的には補助事業でありますから、補助金返還対象にはなりませんけれども、今のところは本町においては出ておりません。

家畜の排せつ物の発生量でありますけれども、これは頭数によって変わりますけれども、私どもの押さえとしましては、年間3万トンから3万3,000トンというようなところで押さえさせていただきます。これは個々の押さえはちょっと別にしまして、そういう押さえでございます。

それから、今日までの取り組みでありますけれども、平成11年までにつきましては、先ほども述べましたように、大方が整備されてなかったというような現状であります。12年度以降、この法律の施行に合わせまして、16年に施行されるというようなことから、これに合わせまして整備を図ってきたということでございます。

今後、堆肥舎については7戸残っておりますので、これらの整備に向けて進めていきたいというふ

うに考えてございます。

以上であります。（「答弁漏れ」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 申しわけございません。答弁漏れが2点あったということでございます。

まず、施工の仕方でありまして、必ずしもコンクリートで補助事業によるがんじがらめのものをつくらなくても、コストの安いもので、ひとつ簡易な方式も認められておりますので、こういう施工の仕方ひとつ考えていかなければならないというように思っております。

それから、目的に沿った利用がなされない場合、これは当然指摘を受けまして、補助事業のものについては、当然指摘を受け、場合によっては補助金の返還の対象になる場合も出てくるかもしれません。このようなことのないように、ひとつ努めていきたいというふうに考えてございます。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば。

1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） S A R Sの関係でございますけれども、非常に救急をつかさどる現場では、道、それから富良野保健所の対応が十分詰められていないというのが実態でございます。したがって、私は一応上富良野の関係団体の協議を、町長は今月中に実施をするということでございますから、その中でいろいろな意見をまとめて、やはり万が一の救急搬送体制、それからもう一つは、防護服等を、万が一救急車が行く、今度はこっちは事情を確認しながら、その行動を確認をするということになると、当然保健福祉課にも必要だろうし、それから消防の方にも、なおこれらの防護服が必要ではないかなという気がいたします。

そういうことで、起きてから手配ではなくて、上川は10セット用意をして、あと消毒用のアルコールは期限期間があるから、これはもうすぐ市販のもので手に入るから、これ以外はそろえたということでございますので、そういうことで十分関係機関と協議をして、万が一に備えていただきたいと、このようにお願いをいたしたいと思っております。

それから、堆肥盤の関係でございますけれども、一応数字的に明確にならない部分は、今町長の言うように事前の通告がないということで、それは了承して、後ほど課長ともこれらの数字について突き合わせをしたいと思っております。

いずれにしても、畜産農家価格等が非常に厳しい中で、営々と努力をされております。しかし、畜産の環境整備ということで、この法律が平成11年の11月に発効して、一応5年間の有余期間とい

うことで、先ほど課長は、全国平均の場合の上富良野町は81%の推進状況ということでございます。

そういうことで、この負担率、このリース事業ということになると、25%負担という非常に大きな金額になるかと思っておりますけれども、十分酪農家の皆さん方と協議をしながら支援措置をとっていただきたいと思っております。

それから、もう1点は目的に沿って適切な活用という関係でございますが、現実に私が見た範囲では、そういった目的に沿った活用のないところもありました。したがって、恐らくいろいろな事情があるだろうと思っておりますけれども、一応町として十分な指導をやっていただきたいとお願いをいたしたいと思っております。

それから、あと堆肥舎を設置したが、廃業の関係が今ないということで、飼育頭数の基準以内に縮小した場合の、これはいろいろな経営状況等も含めての話だろうと思っておりますけれども、それらの点について、もう一度明確な答弁をお願いいたしたいと思っております。

それから、あと堆肥の有効活用ということで、現実に3万トンから3万3,000トンある。それであれば堆肥に活用した部分がどのぐらいかというようなことで、先ほど申し上げた平成14年11月1日からは、それぞれ記録することが義務づけられております。それらの義務づけられたものが、どう町で、言うならば発生量、それから処理の方法、それから処理の方法別の数量ということで、一応施行規則ではっきりうたわれております。したがって、それらも十分調査をすれば、堆肥としてどれだけ活用されている、それからされない部分、それから言うなれば畜舎や畑で放置をされている面等の数量も出てくるような気がいたしますけれども、この14年11月1日の施行規則の関係は、町としてどう判断するかということでお尋ねします。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、S A R S対策でありますけれども、先ほど来お答えさせていただいておりますように、近々招集します連絡会議におきましていろいろなお話が出てくるというのは、議員御質問のとおりであります。その意見等々十二分に承知しながら、その対策を講じてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、堆肥舎につきましては、先ほど来お話をしておりますように、未整備については養豚2戸の酪農2戸、肉牛3戸という7戸の方々未整備で

ありますが、16年度にリース事業で対処するという計画を立てているという報告を受けておりますので、そうすることによって、100%対応でき得るなというふうに期待をいたしておりますが、計画どおり進むように指導していきたいというふうに思います。

また、目的外利用につきましては、リース事業につきましてはJAさんが事業主体でありますので、今後JAさんとも十分調整をしながら行政指導をしていきたいというふうに思っております。

それから、堆肥の有効利用であります。これにつきましては議員も御承知のとおり、JAさんと調整、タイアップしながら、町としても助成策を講じて取り進めているところであります。より一層の対応ができるように、今後もJAさんと調整を図りながら、耕種農家の皆さん方が有機質堆肥を大いに利用していただいて、お金のかかる化学肥料の削減に向けて農業経営を進めていくような対応をJAさんともより一層調整を図りながら、今後も進めていきたいというふうに思います。

他のことにつきましては、担当課長からお答えさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） 中村議員の2点、堆肥盤の当然基準以内でやっていて、それであと飼養頭数の変化によって基準、法の適用を受けられなくなった場合、これらについては飼養規模は小さいながらも、要するに家畜を飼われているものにおいては、必ず堆肥というか、排せつ物は出てくるわけですので、これらを当然法の適用外にはなるものの、既存の施設は十分活用してほしいなというふうには考えています。

ただ、私が先ほどから申し上げているのは、設置されてない方については、そういう簡易な方法もあるよということでも申し上げているところでございます。

それから、堆肥の発生量でありますけれども、これらは、私先ほど3万から3万3,000トンと申し上げました。個々のものは数値的には出ております。これらは個人の情報にかかわるものでありますから、私どもでは調査はしておりますけれども、だれがどうのということは申し上げられない。現段階で申し上げられるのは、3万から3万3,000トンの生堆肥が出てますということをお知らせいたします。以上であります。

1番（中村有秀君） 答弁漏れがある。数値はあれなのだけれども、処理の方法、処理の方法別の数量がわかればということで、それはわからなければいいですよ。だけれども、数値を押さえているとい

うことであるから、そのことを聞きたい。今わからなければいいです。

議長（平田喜臣君） 農業振興課長。

農業振興課長（小澤誠一君） ただいまの御質問に、後ほどお答えさせていただきます。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、1番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） 私は、任期最終の今定例会に当たり、住民生活の上で最も重要かつ身近な問題の一つであります、道道及び町道の路線改良整備等について、2点ほど質問させていただきます。簡潔に行いますので、理事者におかれましては、実のある明快なる御答弁をお願いしたいと思います。

まず1点目に、住宅地よりパークゴルフ場に至る基線道路及び北27号道路は、旭川方面からの観光路線であり、東側住宅地への通行及び西側住民の買い物、パークゴルフ場設置等により、上富良野町で最も車両の交通量が多い路線であります。このような状況下で心配されるのは、パークゴルフ場利用者の自転車及び歩行者による通行が非常に多く見受けられ、危険であります。早急に自転車専用道または歩道及び信号機等の設置及び改良による安全対策が急務であると考えますが、町長は対応についてどのように考えておられるのか、所信について誠意と決断を持った答えを伺いたいと思います。

2点目に、道道吹上上富良野線の改良工事が東1丁目、ダイイチスーパー駐車場横の交差点から東2線交差点区間の改良が進んでいないが、主要観光道路であり、大型スーパーの出店も相まって、さきの路線と同様に、上富良野町で最も交通量の多い路線となっております。しかるに、幅員は狭く、街路灯も乏しく、メイン路線とは形ばかりの、上富良野町において最も貧弱な路線であります。

上富良野町の主要観光路線として、対外に恥ずかしくない改良整備を行うべきであり、また住民生活路線としても、住民生活に支障を来す現状にあり、早急に路線改良及び街路灯などの設置を強く要望すべく、即行動すべきであると考えますが、要望経過と対応について、住民が納得できる実のある決断を持った町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番清水議員の道路整備に関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

御質問の1点目の基線道路及び北27号道路は、議員からの御意見にもありますように、最近特に重要な路線となり、交通量も増加してきております。

車や自転車、歩行者がふえることにより、交通事故の発生が憂慮されるところでありますので、歩道の設置を含め、この区域において有効な交通安全対策を警察や交通関係団体などとも協議を重ね、安全確保のための諸対策を講じてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

2点目の道道吹上上富良野線につきましては、町の中心部と十勝岳温泉を結ぶ観光道路として、また沿道の大型小売店などが進出しており、住民生活に欠かせない重要な生活道路であると認識いたしております。

本路線の整備は、平成7年度より日の出、旭野地区の拡幅線形改良が進められておりますが、質問の区間につきましては、交通安全上の問題、観光施設を訪れる方々への配慮を考えますと、その必要性については、議員と同様に認識をいたしているところであります。

しかしながら、私といたしましては、駅周辺整備にかかわる周辺道路の整備を優先させたいと考えているところであります。

道の整備方針により、1町村においては、道主体の街路事業が2路線の実施されることは、極めて困難な状況にあることから、本路線については駅周辺道路の整備が終わり次第、その後引き続き事業ができるように道に要望を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目のパークゴルフ場に至る路線の改良ですが、27号道路は車道標識白線から路肩までが非常に狭く、自転車及び歩行者の通行が困難な状況にあります。今月の11日の上富良野老人クラブ連合会ゲートボール大会に出席させていただいた折に、1日いたわけですが、27号道路を猛スピードで走行する車両が多く所見されました。非常に危険であります。

また、基線ですが、歩道が設置されているが、交差する車道及び住宅の出入り口と歩道の段差が異常に大きく、身障者及び高齢者の通行に支障があり、特に車いすまたは自転車での通行は困難な状況にあります。

以上の観点から、早急に対応を図られるよう、再度強く要望いたします。

2点目の吹上上富良野線改良ですが、町長は住民生活に欠かせない重要路線と認識と言われながら、駅周辺整備を優先と答えられたが、私はこのお答えには矛盾を感じます。吹上上富良野線の改良は、住

民生活環境整備の上で最も必要と考えます。そうした中で、町長はこの点についてどのようにお考えなのか、駅前周辺整備も上富良野町の顔として大変に大切な課題であると認識はしておりますが、それにも増して、この路線の改良は必要不可欠でないかと考えますので、再度御回答をお願いいたします。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、27号道路と基線道路の改良についてであります。まず北27号道路につきましては、御存じのとおり国道から西側の北27号道路は整備が完了いたしました。しかし、日の出公園へ抜ける東側道路が未整備であるということも含めながら、踏切周辺の改良等々も含めて、これらにつきましては27号西道路に延長した日の出公園に向かっての東道路の改良は、これは進めていかなければならない道路である。

また、近年の交通量からしても、整備を促進しなければならぬというふうには思っておりますが、現状におきましては、基線道路の歩道の問題等々も含めながら、一部改修を含め、また交通規制等々の対応も図りながら、公安委員会等々との調整も図って対処していきたいというふうには思っているところであります。

また、道道吹上線につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、日の出旭野間の改良工事が進んでおります。日の出までの現和田牧場近辺までの整備が未整備であるというようなこともあるわけですが、御案内のとおり駅前通り、道道上富良野停車場線につきましては、当初から早くから改修計画があったところでありますが、十勝岳の噴火に伴いまして、議員も御承知のとおり、住民の避難路を優先するということから、江花街路の改修を先に進めさせていただいたと。そして、当初計画にありました道道上富良野停車場線の改修がおくれているということもございまして、そういったこと等、先ほど来お答えさせていただいておりますように、従前から道の街路事業が一町村で2路線の採択はなかなか難しいというふうなことから、優先順位をつけて対応を促進を図っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。

16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） 再々質問をさせていただきます。

パークゴルフ場周辺整備につきましては、パーク

ゴルフ場建設着工以前に、私一度提言しておりますが、歩道その他についての環境整備をあわせて行うべきだということで申し上げておりますが、今考えますと、これから云々ということは遅きに失した感じがありますが、何分にも一たん事があると人命にかかわる問題ですので、早急に解決していただきたいと思っております。いつごろ、どの時期にたたき台にのせるか、お考えなのか、その辺当然理事者としてお考えのことと思っておりますので、お伺いしたいと思っております。

また、2点目の問題の中で、町長がお答えなされた中で、駅周辺の整備については、言われてから非常に久しいのではないかなというふうに考えております。実現は何年度をめどにしておられるのか、また可能性はどうか、また近年交通手段が非常に変化しております。そうした中で、駅周辺整備については一考を要する面もあるものではないかなというふうに考えますが、その辺のお考えがあれば、あわせてお伺いしたいと思っております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、日の出パークゴルフ場周辺の道路整備であります。これにつきましては、先ほど来お答えさせていただいておりますように、現在の第4次総合計画におきます実施計画の中には載っておりません。町としての財政状況の中では、当分の間一部改修をしながら安全対策を講ずるとともに、交通規制等々の対応を図って、その対処を図っていかねばならないというふうに思っておりますが、この状況におきましては、いつの時期ということだけでなく、財政措置をしながら早急に対処していきたいものだなというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、道道上富良野停車場線の改修は、以前から出ていたのに遅いのではないかとありますが、これにつきましては先ほどもお話し申し上げましたように、実施計画が、議員も御承知のとおり、図面もでき上がっていたところではありますが、十勝岳噴火ということによりまして、住民の避難路を優先するということから、先ほど申し上げましたように、江花街路の促進を図ったと、そのことによって今日までおけているということでございます。

現在この実施につきましては、今の今次総合計画の中で位置づけているところでありますが、財政的な対処につきましては、今なおその総事業費がどのようになるのかというようなことを十分見きわめながら今後対処していかねばならないというふ

うに思っております。

昨日の所管事務調査報告の中で、所管委員会から促進を図るようにと、十分財政状況等を見きわめながらという御報告をいただいたところでありますので、御報告を尊重しながら今後取り進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、16番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

この際、若干早いのですが、昼食休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（平田喜臣君） 昼食休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） 私は、農業振興について、3点質問をしたいと思っております。

まず最初に、1点目の平成16年度からスタートする米の生産調整にかかる対応についてであります。

昭和46年に始まった生産調整も、30年以上も経過し、いまだにその問題は十分に解決していません。過剰米の解消には、成果が上がっていないのが現状であります。この30年を経過した間、さまざまな制度改正をしながら今日まで経過してきており、我が町も、今では水田面積は50%以上の転作率となっており、水田地帯の経営は大変厳しい状況となってきたのが現実ではないでしょうか。

平成16年度からは、米政策改革大綱に沿って大きく変わろうとしております。これは、平成22年までに米づくりのあるべき姿を実現しようとし、また今後の食糧供給体制を築き上げようとするものであります。

この内容を見ますと、需給調整のあり方が従来の減反、いわゆる休耕させるという考え方から、生産調整すべき面積の配分が必要に合った生産量と、その生産量に合った面積配分が変わったことでもあります。

また、生産者、農業者団体みずからが主体的に取り組んでいくことが、また求められております。

これからの農業の行うものを明確にし、農業を行う経営体として、種々の政策も焦点をはっきりさせていることが挙げられます。

また、地域の水田農業のあり方を地域みずから策定し、それに基づいた取り組みによって、従来ある

休耕奨励金と言われていた助成金が、産地づくり推進交付金と変わっていくことであります。過剰米処理対策の制度ができたことも、また大きく変わったところでもあります。

この政策の改革大綱は、平成16年をスタート年として、平成22年には米づくりの本来あるべき姿にしようとするものであり、平成15年度は、その準備期間として位置づけられているわけでありす。

この1年間の中で、来年度からスタートするこの米政策改革大綱にとって十分に検討し、我が町の水田農業のあるべき姿を確立しなければならないものとするわけでありす。

町は、この大きく変わろうとしている米政策改革大綱について、現状の中での課題と、また16年度からスタートする今後の対応について、どのように考えているのか答弁を求めるものであります。

次に、農業振興計画作成に当たって、その進め方と町の農業政策の振興についての考え方を問うものであります。

第4次農業振興計画が平成15年度で終わり、16年度に向けて第5次の農業振興計画を策定しなければなりません。第4次農業振興計画は、旧上富良野農協が、まだ合併前のときにつくられたものであります。今現在、富良野沿線の各土地改良区が大同団結をし合併し、また農協がこの富良野圏域の中で一つに合併したところでありす。まさに、この一つになった農協が、この富良野圏域の農業政策をどうしていくかということが大きく我が町においても左右されるところであります。

この第5次の農業振興計画策定に当たって、私は従来の農業振興計画と違った視点から、この計画を策定するべきだと思っております。従来のハード的な面、いわゆる農地の流動化対策あるいは後継者の育成、あるいは土地の基盤整備と、そういったもろもろのいわゆる経営基盤の整備については当然必要であります。やはりこれから農業者が進もうとしているこれからの農業のあり方も、また十分見据えた中で組まなければならないと考えるわけでありす。

私は、その中で、一つは消費者のための食の安全、安心を追求した一つの大きな取り組みが必要であると思っております。

また、今までは生産から販売まで、いわゆる販売は農協に一元委託をするというような形から、生産者みずから生産から販売まで取り組むというような状況になってきている今日、やはり生産者のために販売力をつける人材の育成も、また必要と思っております。

また、あわせて、今の農村事情を見ますと、高齢化、それから後継者の不足、また高齢化、あるいは後継者がいないというのがために、自分の代だけで農業経営を断念をするというような状況になってきつつあります。

また、郡部を見ますと、非常に非農家の戸数がふえまして、郡部の地域でも特に水田地帯と言われるところは、農業者の戸数が減り、非農家の数が非常に多くなってきているのが現実であります。

そういった中で、やはり農業後継者の育成のためには、その家の後継者と、それから新しい考え方、あるいは新しい発想を持った人材の導入もまた必要なわけでありす。そういう意味におきまして、新規就農者育成のためのやはりプログラムをこの計画の中に盛り込む必要があるのかと考えるわけでありす。

また、機械化農業がどんどん進んでいるわけでありす。そういう中において、やはり農業経営も一家族のいわゆる自己完結型の農業経営から、経営の仕事の作業の分担、あるいは受託といったものもこれから大きく変わってくるだろうと思っております。そういう意味で、より一層専門化を進める意味でも、また大規模経営あるいは集約的な農業を進めるためにも、そういった作業を引き受ける、あるいはそれによって農業というものに取り組めるような受託組織の育成もまた必要と思っております。

特に水田地帯においては、16年度からスタートする米政策改革大綱が地域の自主的な、いわゆる地域の水田ビジョンを策定した中で取り組みなさい、地域の独自の発想で取り組みなさいと言われていた中では、当然この改革大綱の十分見据えた中での農業振興計画の策定が必要と思っております。

そういう意味におきまして、今の第4次農業振興計画の終了年に当たり、特に第5次農業振興計画の策定については、本当に真剣に、またかつ長期にわたった視点に立って、いろいろな角度から私は検討しながら策定しなければならない、非常に大切な第5次の農業振興計画策定の年だと思っております。そういう意味におきまして、町部局としてその進め方と、また今後の町の農業振興政策について、どのように現在考えておられるか、町長の答弁を求めるものであります。

次に、第3点目は、国営しろがね事業が完了に伴い、今後施設の活用を図る必要がありますが、どのように考えているか答弁を求めるものであります。

平成14年度に事業が完了し、しろがね土地改良区が立ち上がり、15年度よりいよいよ受益者、町もその賦課金の支払いが始まるところであります。

これから事業の始まりが、この賦課金の支払いではなくて、この施設の活用がこれからの事業の始まりと考えるわけであります。せっかくの施設も、そして多額な投資をしたこの施設を十分活用しなければ、何の有益性もないわけであります。

そこで、現在この活用状態がどのように進んでいるのか、ひとつお聞きするところであります。

また、今後より一層の活用を図るために、今後どのようにこの取り組みについて考えていくか、答弁を求めるものであります。

以上、3点について、町長の力強い答弁をお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番西村議員の農業振興についての3点の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の米の自主生産調整への対応についてであります。国は昭和46年から続いている米の生産調整などに多大な財政支出を行ってきたところではあります。過剰米に関する成果が上がらなかった、また国民の税負担に対する公平性が問われてきていたところでもあります。このことから、課題はいかにして売れる米づくりを進めるかということでもあります。その対応は、非常に難しいものと考えますが、効率かつ安定的経営体が市場を通じて需要動向を敏感に感じ取り、売れる米づくりを行うことを基本に、消費者重視、市場重視の米づくりを行わなければならないと言われていたところでもあります。

これらの対応として、平成16年までに、全国の市町村は地域水田農業ビジョンを策定し、米政策と生産調整を一体的に実施することとなったところでもあります。

地域水田農業ビジョンにあっては、地域農業の特性、作物振興及び水田利用の方向、作物の販売目標、担い手の明確化、担い手への土地利用集積など、地域の自由な発想で策定することとなっているところでもあります。

平成20年には、現行の米の生産調整制度を農業者や農業団体が主役になって取り進める仕組みとなりますので、町も農業者、JAと一体となって生産調整の取り組み、地域水田農業ビジョンの策定、進行管理に積極的にかかわってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

2点目の農業振興計画の策定に当たって、その進め方と農業施策についての御質問にお答えさせていただきます。

第4次の上富良野町農業振興計画については、平

成15年度をもって振興計画期間が終了するため、16年度から20年度までの第5次農業振興計画の策定については、農協、農業改良普及所など関係機関との協議を進め、食に対する安全、安心への取り組み、クリーン農業への取り組み、農地流動化の取り組み、土地改良事業の取り組み、水稲作付適地への集約化、農業女性グループ活動などに対する支援、低コスト経営を目指す農業機械、施設の有効活用などの7項目を柱にして、町の総合計画との整合性をとりながら、地域の特色に沿った計画を策定するよう検討作業に入っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

次、3点目の国営しろがね事業の完了後の施設の活用等についての御質問でありますけれども、国営しろがね事業については、平成14年度をもって完了し、受益農家には畑地かんがい施設の設置と、あわせて野菜を初め畑作物に灌水するためのリールマシンを12機導入しておりますので、積極的な活用をお願いするものであります。

畑作物への灌水は、収量が増加するばかりでなく、高品質の農作物の収穫も期待できますので、営農計画に基づき、野菜を初めとする高収益作物の導入により農業所得の向上を図れるよう、今後もより一層農協、農業改良普及センターなどとの関係機関とともに一層の活用方法の普及指導に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

6番西村昭教君。

6番（西村昭教君） まず最初に、16年度からスタートする米政策改革大綱ですか、今答弁にありましたように、いわゆる地域水田農業ビジョンの策定ということが大きく取り上げられて、これができなければ、これに基づいていわゆる地域づくり推進交付金というのが、また国から出てくるということでもありますけれども、実はきのうの新聞ですか、いわゆる道の農協米対ですが、ここに新聞に載っているのですが、いわゆる道の地域水田農業ビジョンという中で、実はここに載っているのが、いわゆる転作で需要があるパン用秋まき小麦の新品種を生産、それから黒毛和牛の繁殖経営を組み合わせた複合農業の導入など複数の選択肢を示したと。まだほかにもあると思うのですが、いわゆるそういう一つの例になるのかどうかちょっとわかりませんが、そういうものが明示された。こういったものを、これは北海道としてだと思っております、いわゆる上富良野町もそういうことで農業ビジョンを策定しなければならないということで、多分今準備をされているだろうとは思っております、ここにもう一つあるので

す。いわゆる米生産の担い手となる農家の経営規模の目標を家族経営で25ヘクタールに定めたということは、これは25ヘクタールぐらいになっていかないと、農業経営として成り立っていないかという一面も私はあると思うのです。

ここにもう一つ例があるのですが、別な意味です。価格の問題です。米が今60キロ当たり1万2,500円ぐらいです。これが1,000円下がると、いわゆる所得が4万2,000円から2万9,000円、約3割下がるわけでありまして。ところが経費も3割下がればいいのですが、これは下がらないのです。そうすると、非常に規模を大きくしていかないと、いわゆる経営も成り立っていないということになってきますが、実際にこの25ヘクタールを目標にしていくぞと。我が町もそういう形でやや近い数字を目標にするだろうとは思いますが、そういう中で、現実にはいわゆる進めていったときに、今水田をつくっている農業者というのは、約多分半分以下になると思うのです。以下にならないと1戸当たりの経営がならないですから、今大体900町ですから、30戸でいいですよ。30戸から40戸。ところが今その倍以上あります。ですから、当然そこで大きな問題が出てくるということが一つ挙げられると思うのです。

ここで今そういうことが課題として横たわっているわけですから、当然そういう問題も十分踏まえた中で、この地域水田農業ビジョンというのを策定していかないと、私は来年度から米農家というのはだんだんだんだん先細りになっていなくなるという非常に危惧を持っている1人でありまして、そういう点、町長その現実的なものがスタートしたときに、どういう状況になっていくかと、今のままでいると。そういう面で、町長どういう認識をされているのか、今答弁いただいたのですけれども、そういう部分どういう認識を持っておられるのか、またあわせていわゆるそういう現実がありますので、その水田農業ビジョンの策定に当たって、当然行政単独ではできないと思うのですが、今農協も一生懸命取り組んで今策定中のようでありまして。そういう中で、どういうぐあいに取り組もうとされておられるのか、もう一度町長に答弁を求めたいと思います。

それから、2点目の農業振興計画ですが、やはりこれもいわゆる米改革大綱と大きく絡んでくると思うのです。当然水田地帯で米改革大綱に沿っていきますと、当然転作でもう約五十何%転作率があるわけですから、当然畑作物もそこに植えられるということになりますと、同じ農業者でありながら、畑作物の経営をまた圧迫するというような形も現象として出てくるところであります。いわゆる政府管掌作

物であるならば、まだいいのですが、いわゆる市場原理に基づいてつくられる豆だとかあるいはバレイショ、そういったものについては非常にうちの町の基幹作物の一つでありますから、非常に苦しいところに追い込まれるという状況も懸念されるわけでありまして、そういう意味においては、この振興計画の第5次の策定については、やはりここに今答弁にありました地域の特色に沿ったというよりも、どういう特色を出して農業経営というものを成り立たせていくかという考え方に立ってもらわないと、どうも後ばい的な施策になりがちには私は思うのでありますけれども、その点で町長としてどういう考え方をされているか、もう一度伺いをしたいと思っております。

それから、国営のしろがね事業ですが、非常に機械なんか入れて活用しておられるようでありまして、定期的に雨が降ればそう使うこともないのですが、使っても使わなくても、受益者にとっては大きな負担を強いられているわけでありまして、やはりそういう面で、もっともこの施設を活用した、水を使って大いに利益を上げる、経営を展開できるような施策というのは、私はもっともととすべきだと思うのです。

今上富の何カ所かそういうハウスを利用してどんどん水を使ってやっているところもありまして、水は何ば使っても無料だということで、ポンプも要らないし、非常に楽だということで、初期の設備投資は、施設園芸ですからかかりますけれども、やはり契約栽培でやって非常にいいということも一つ評価をしていることが出ておりました。そういう意味では、やはりそういう面でもっともって灌水だけに使うのではなくて、いわゆる同じ灌水でも高収益作物の導入によって、やはりもっともって使ってもらえるような施策というのは、私は必要だと思うのです。当然そういう施設でありますと、雇用としての機会も多に出てくると。もっとそういう携わってくれる人がいれば、もっと広げてみてもいいというようなことも言葉として出ていたわけでありまして、そういう意味では、この水を使う施策の推進というのは、私は大いに必要だと思うのですが、今後財政の問題もあろうかと思うのですけれども、国のそういう補助制度、あるいは振興政策もあると思うのですけれども、極力そういうものも大いに活用しながら私は進めていくべきだと思うのですけれども、その点で町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。まず、3点よろしくお願ひいたします。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 6番西村議員の再質問にお

答えさせていただきます。

まず、地域水田農業ビジョンの関連であります。これにつきましては、今JAさんとも調整を図っているところでありますけれども、町といたしましても、JA、農協さんとの調整を図りながら、地域水田農業の推進のための今後の基本となる分野でありますので、十分地域の対応を進めていくように努力していかなければいけないというふうに思っておりますが、要は議員が先ほど御質問いただいたように、JAさん、農協さんがどれだけの米の販売量を確保、対応でき得るのか、そのことによって作付面積が自然と出てくるわけでありまして、また先ほど議員からもお話がありました、個々の農家が自主販売をどのようにどれだけのものを対応できるのかということを含めながら、我が町におきます水田農業の面積が確定するということか、決まってくるのではなかろうかなというふうに思っております。そのためには、今言うように販売、売れる米をつくるということが重要であるというふうに思っているところでありまして、そういう体制の中で、しからは今現在900ヘクタールからの水田面積が、その販売量に見合ってどれだけの面積が縮小されるのかは別としても、必ず出てきますその転作農地をどのように今後対応していくのか、どういう作付をしていくのか。昨日の新聞にも出ておりました、議員御質問にありました北海道としてのいろいろな考え方、そういうような部分もあるわけでありまして、この転作の今後の対応ということも含めて、農業の全般的な施策の展開をしていかなければならないというふうに思っているところであります。

そういうような状況を踏まえた中で、偶然にも16年度からスタートします第5次農業振興計画におきましては、今現在、先ほど報告させていただきましたように、7項目の重点課題、柱を立てながら、今我が町の農業振興としての基本的な方向づけを今策定しているところであります。このことにつきましては、JAさんとも十分調整を図りながら、地域農家の皆さん方の意見を十分集約させていただきながら、この第5次農業振興計画が我が町に即した計画となるように対処していかなければならないと、計画を策定していかなければいけないというふうに思っております。

この策定した中で、今後地域農業の推進のために行政施策をどのように推進していくかということの位置づけを今後していくつもりでいるところであります。

要は、今最も重要な地域水田農業ビジョンの策定と、それに見合った水田農業の推進と、またそのことによって転作していく転作田の対応等々も含めな

がら、総合的な7項目を柱とした農業振興計画を策定して、今後の農業振興施策の展開を進めていくということが基本であるということで御理解をいただきたいと思っております。

最後に、国営しろがねであります。議員御質問にありますように、巨額の財政投資をし、巨額の財政負担をしてでき上がりましたこのしろがね土地改良区、そしてその施設等々につきましては、御案内のとおり私はいつも申し上げておりますが、農機具を洗浄するための水が確保できたということでは、全く問題外であると。このことよって、先ほどお答えさせていただきましたように、農業所得の増収につながる営農計画を策定して、その営農計画に基づいたこの水利用を、議員御質問のように最大限活用した中での農業所得の増進を図っていかなければならないというふうに思っております。今後もJAさんとの調整、また農業改良普及所との調整を図りながら、このしろがね地区の対応について、より一層の支援、指導をしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問があれば賜ります。よろしいですか。

以上をもちまして、6番西村昭教君の一般質問を終了いたします。

次に、12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 私は、さきに通告してありました点について、教育長及び町長の見解を求めます。

まず、第1点目には、少人数学級についてであります。

今、全国的には1人1人の子供に基礎的な学力を保障する教育を重視する取り組みが奨励されるようになってきています。その背景には、国が進めてきた画一的な授業内容に、多くの子供たちがついていけないという状況の中で、落ちこぼれや非行に走るなど、社会問題化したためでもあります。その傾向は小中学校、そして高校と高学年になればなるほど、その傾向が顕著にあらわれるという状況の中で、今各自治体においても、小学生段階から少人数学級の取り組みが県単位あるいは自治体単位で取り組まれるという状況になって、基礎学力がいかに大切かということを物語っているものではないでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、上富良野町においては、上富良野小学校が1、2年生を対象に少人数学級のモデル校という形になって指定されておりますが、しかし聞きますと、16年度からはどのようになるかわからないという状況にあります。今多くの

保護者や生徒からも、また教育現場からも、引き続きこの制度を活用できないものかという声が上がるとい状況になっています。教育委員会として、今後これらの対策を道が行わないという状況においても、また雇用交付金などの活用とあわせて、町単独において何らかの形によって教員の複数配置も視野に入れた具体的な検討が必要だと考えます。

この間、教育長等の答弁においては、財政的な問題があるという形の中で、なかなか具体的な対策が出てこないという状況になっていますが、そういう状況では、今済まされないという状況になっているものと考えますので、この点についての具体的な対策、今後の道における対応等についてお伺いしたいと思います。

次に、公共施設のトイレの改修の問題であります。子供やお年寄り、障害者の方々にとって使い勝手な公共施設は、今や当然のようになり、かなりこういうことが叫ばれて、日にちも日数も大分たつという状況になってきています。しかし、いまだに当町においては、庁舎を初めとした各公共施設において、改善されてない施設が多数見受けられるという状況になっております。そういう意味では公共の福祉、そして子供たちが安心してトイレができる、こういうためにも早期の改修計画を示すべきだと考えておりますが、この点についての改修計画年度はどのようにされるのか、お伺いいたします。

次に、公営住宅の改築についてお伺いいたします。

公営住宅の改築が、計画に基づいて進められていますが、毎年一棟という状況にあります。公営住宅に入居を望む人が数多くいるという状況の中で、待機者も数十人いるという状況になってきています。実態を見れば、そういう人たちの要望にこたえられていないというのが実情ではないでしょうか。

ある住民の方は、公営住宅に入居できないというのであれば、中富良野や富良野に新たに入居、公営住宅を求めるとい状況まで出てきており、上富良野町の将来の町づくりにおいても、人口の流出というのは大きな問題であり、こういった面からも歯どめをかけるための公営住宅の供給をふやすという対策が今必要かと思えます。

公営住宅の建築は、また同時に地元の雇用の確保と物品の調達にもつながる大切な公共事業でもありますが、公営住宅の改築計画の再検討が必要だと考えておりますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、駅前再開発について質問いたします。

町長は、駅前再開発について、この間の答弁の中で、関係される方々の意見も聞きながら、あるいは

財政の裏づけも検討しながら、第4次の総合計画の中で何とか努力し、対応したいと、こう思っていると答弁しています。その答弁を聞く限りでは、前進もあり得るし、かといって財政の裏づけがなければ、後退もあり得るとい状況がうかがえます。そういう意味では、どちらへ進もうとしているのかということがなかなか読み取れないという状況ではないでしょうか。

確かに今の財政状況で言えば、かなり厳しい財政状況という状況の中で、町においては、この間行ってきたのは、財政の改革と称して、公共施設の民間委託や各種使用料や手数料の引き上げや、あるいは給与等の削減等々行ってきて、それでもなおかつ将来にわたっての財源確保が大変だとい状況の中で、駅前再開発をするという状況になれば、当然多額の費用がかかることは明らかであり、そのことを考えれば、当面凍結も含めた再検討をする課題ではないかと考えております。

確かに、町並みを整備をするという点では、賛成する一面もありますが、しかし膨大な多くの予算を使って、それが過去の借金と残り、また住民負担という形になって残るのでは、住民にとっても、商業者にとっても、耐えられない現状が出てきては困りますので、そういった意味では、財政の展望も含めてどのようにされるのか、きっちりその方向性を示すべきだと考えておりますが、これらの点についての町長の見解を求めるものであります。

次に、西保育所の民間委託についてお伺いいたします。

町は、西保育所を平成15年度4月1日から民間委託しようと、昨年度から保護者との対話を続けてきましたが、余りにも保護者の要求に、また説明が十分されないという状況の中で、反対に遭い断念せざるを得ないという状況になりました。しかし、その反省もなく、再び財政の効率化と保育の質の向上を理由に、また保護者の十分な理解も得たとして、民間委託先をこの7月上旬に内定しようとしています。しかし、どうでしょうか、保護者との間で言えば、いまだに十分な理解が得られていないという状況の中で、不満がくすぶるとい状況になっております。保護者にしてみれば、公共の公の施設だから安心して預けられる、こういう声が聞かれるのも当然ではないでしょうか。

なぜこういう問題が発生するのでしょうか。私は、この問題の大きな原因というのは、子供のことよりも行政の都合で、一方的に子供のことを考えることなく行政の都合で民間委託を誘導したところ、大きな問題点があると考えています。

町長は、事あるごとに保育の質の向上、財政効率

化をするということをやっています。私は、この点をもう一度よく考えてみた場合に、行政であろうが民間であろうが、質の向上というのは、そこにかかる子供たちにかかる思いがどれだけトップに立つ人が持っているか、あるいはその指導する人たちが持っているかによって質が向上したり、また低下したりということになるわけでありまして。そういう意味では、この間こういう問題をきっちりとらえて、行政が保育サービスの向上のために本当に最善の努力をして、真剣に取り組んできたであらうでしょうか。決してそうではないという状況の中で、民間委託をしようとする事自体が大きな問題点があると考えています。

財政的な問題で言えば、委託費を初めとする予算の見直しを行い、職員や町長みずからも町長車の廃止を含めた、また清掃業務や夜間業務、これを全面的に職員総出で行えば、ある程度の財政の捻出もできるわけですから、みずから身を切って痛みを感じる、こういうことが今行政に求められていると考えておりますが、この点について、町長は直ちに民間委託をやめるべきであり、同時に財政のいま一度見直しを行って、行政でなければならぬ安心して預けられる保育行政をきっちり示すべきだと考えておりますが、この点についての町長の見解を求めます。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

十勝岳の活動は、まだまだ終息したという状況にあるわけではありません。それだけに、火山泥流災害を防ぐための不断の対策が当然必要であるということは、言うまでもありません。

そこでお伺いいたしますが、この間十勝岳噴火後、泥流災害対策に備えたダムなどの防災工事が進められておりますが、しかし財政難から、当初の目標よりもなかなか進捗状況がおくれるという、進まないという状況になっております。

また、この問題で言えば、国の直轄事業と、あるいは道の直轄事業という形の中のいわゆる財政的な担保という点での違いも、その整備状況の完成年度のおくれという状況ということにもあらわれております。そういう意味では、早急に整備状況を完成年度をきっちり示して、今後どのような整備状況で進められようとしているのか、これらの点についての見解を求めるものであります。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

1番目の少人数学級につきましては、教育長の方からお答えさせていただきたいと思っております。

まず、2番目の公共施設のトイレ改修についての

御質問にお答えさせていただきます。

既存公共施設のトイレや他の設備につきまして、建築年度が古いほど現在の仕様に合わなくなり、利用者に我慢をさせていただいている状況下にありますが、私といたしましては、個々の公共施設の老朽化の度合いや利用実態に応じた対応をしなければならぬと考えているところであります。特に御意見をいただきましたトイレにつきましては、近年の建築主体施設以外のほとんどの施設では、車いす仕様等にもなっておりませんので、利用者の意見をよく聞きながら、例えば補助的に手すりを設置するなど、可能な範囲での整備検討をしてみたいと存じております。

次に、公営住宅の改築についてであります。現在町の公営住宅管理戸数は431戸となっております。住宅の改築計画につきましては、平成17年度までの10年間の中期展望のもとに、平成7年度に策定いたしました公営住宅再生マスタープランに基づき、建築年度の古い団地から順次建てかえを実施しており、平成14年度末までに72戸を建てかえをいたしているところであります。残りの戸数359戸は、そのほとんどが昭和50年代に建てられたものであり、近年中に相次いでその更新時期を迎えることから、国が既存公営住宅の改善を支援する公営住宅ストック総合計画事業費補助の適用を受けるため、平成14年度に上富良野町公営住宅ストック総合活用計画を策定し、改築や水洗化などの住宅改善を進めることとしているところであります。

建てかえ見直しにつきましては、対象となる団地内の戸数が多く、その住民に退居してもらい建てかえを行うことは、引っ越し先の確保や建てかえ用地を別に取得し造成を要するなど、費用が多額となることから、これまでどおり対象棟ごとに順次取り壊しして建てかえを行う方法によることとして、計画的に取り組んでおりますので、御理解を願いたいと思っております。

次に、4番目の駅周辺整備に関する御質問ですが、現在のところ整備地区に導入する施設、機能について、最終的な検討をしている段階であり、子細にお答えができ得る段階ではありませんが、駅周辺整備において基軸となる駅前広場や周辺道路の整備事業など、現時点で整備されているものについてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、駅前広場を含む周辺道路の道道部分の整備につきましては、北海道が行う街路事業を活用したいと考えております。

また、現在導入を検討しております施設機能を立地するエリアについては、再開発事業や町づくり総合支援事業などの国土交通省所管の補助事業を初

め、防衛庁事業、地域政策補助金などの北海道所管の事業も活用しながら進めていきたいと考えているところであります。

財源見通しについては、これら全体事業費がどれくらいになるのか、補助金が起債がどの程度になるのか、また一般財源が幾ら要するのかを見定め、特にその一般財源の所要額によっては、計画期間もどの程度にすべきかなど、これからの事業を十分に検討し、総合的かつ慎重な判断のもとに進めていく所存でありますので、御理解を賜りたいと存じます。

5番目の西保育所民間委託についての御質問であります。西保育所の委託につきましては、議員の以前からの御質問にもお答えさせていただいておりますように、行財政改革実施計画に基づき、多様な保育ニーズの対応や、子育て支援事業の充実を図るために、民間活力を取り入れて柔軟な発想や手法によって保育所運営を委託することがねらいであります。このことにより、町職員の保育士を要望の多い子育て支援部門等に振り向けて、総合的な子育て支援施策を向上させることができるものと考えておりますので、議員が言われている保育サービス向上と財政効率化のみを理由として行おうとするものではないことを御理解賜りたいと存じます。

保護者等の要望意見を取り入れる努力が十分でないとの御指摘に関しましては、委託に際して保護者やお子さんが不安感を持たれないよう、委託条件や保育内容等について意見をお聞きするために、これまで役員会を含めて7回、父母の会とお話し合いを重ねてまいりましたので、保護者への理解をいただくべく努力を払ってきたものと考えております。

また、西保育所を委託する前に、清掃管理業務だの委託料の経費見直しを行うべきではないかとのことではありますが、既に行財政改革実施計画の中で、全事務事業にわたり見直しに取り組んでおり、今後もなお一層見直しを図ってまいりたいと考えております。

来年4月の西保育所民営化実施に向けて、引き続き保護者の理解と協力を得ながら委託準備を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、防災対策についてであります。十勝岳噴火による火山泥流災害を防ぐため、富良野川を管理している北海道旭川土木現業所によりまして、昭和44年から富良野川火山砂防事業として逐次整備されておりますが、平成14年度末現在では、事業費ペースで30.6%、泥流整備率で16.3%、土砂整備率で31.5%と聞いているところであります。平成14年度末現在の整備状況は、床固め工群32基、底面スクリュウダム1基、低ダム群13基、投下型ダム4基、砂防ダム3基、ブロックダム

2基が完成整備されているところであります。

今後の整備事業として、平成3年度から平成20年度までの計画で、3号砂防ダムのかさ上げ工事が進められており、またソフト事業として泥流監視装置の整備が平成13年度から着手し、計画的に整備されているところであります。

現段階におきましては、計画総事業費約850億円を見積もっており、現在まで約260億円の施設整備がなされ、毎年20億円ぐらいの予算規模で整備が進められておりますが、残りの事業を整備するためには、単純計算でも30年ほどを要する予定となることから、町といたしましては、引き続き防災関係機関に対し、本事業の予算獲得と早期完成に向けて事業促進が図られるよう強く要望をしているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の1点目の少人数学級についての御質問にお答えさせていただきます。

北海道教育委員会では、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正を踏まえまして、小学校低学年少人数学級モデル実施要領を定め、平成14年から2カ年、小学校低学年少人数学級モデル校を全道で25校指定し、低学年の少人数制による学級編成を実施しているところでございます。

本町においても、上富良野小学校がモデル校としての指定を受けまして、平成14年度は第1学年を対象に35人以下による学級編成を実施し、平成15年度は、第1学年及び第2学年で実施し、少人数学級のよさを生かし、その効果を上げているところでございます。

現在の小学校低学年少人数制学級モデル校実施要領では、あくまでも試行措置として、平成14年度及び平成15年度の2カ年限定とされておりまして、平成14年度と平成15年度に1学年、2学年を対象に2名の教員の増員をされているところでございます。

平成16年度以降の実施見通しについては明らかにされておませんが、今後においても少人数学級モデル校の制度がさらに延長されていくものと期待しておりますし、北海道教育委員会に対しまして、これまでどおり継続がなされるよう要望しているところでございます。

学習面で、基礎基本の確実な定着を必要とする小学校低学年においては、少人数による学習生活は大変望ましく、効果が大であると認識しているところでございます。

しかしながら、町単独での教員の複数配置につきましては、その効果は認識しながらも、町の財政的問題や教職員の暫定的な雇用条件等の課題もありまして、現状では難しい面もあり、実施に当たっては慎重に対応せざるを得ない状況であります。

しかしながら、議員から提言のあります国、道の制度の活用での対応等につきましては、これからその実現の可能性について検討を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再質問があれば賜ります。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） まず、公営住宅の問題についてお伺いいたします。

確かに公営住宅の再生マスタープランに基づく建築が行われております。しかし、実態に即しているかということ、必ずしもそうでないという状況があります。それが顕著にあらわれているのは、公営住宅における上富良野町と美瑛町、中富良野町のいわゆる戸数はどうなっているのかという問題で言えば、美瑛町は、これ平成13年度の市町村財政の概要を見ましたら、美瑛町では521戸、上富良野町が436戸、中富良野町が424戸という形の中で、人口規模でいっても、上富良野町の公営住宅の戸数そのものが不足しているということが明らかになっています。そうすれば、当然公募戸数に対する応募件数の割合がどうなっているかということ、競争率が自動的に高くはね上がるという状況で、4.1%と。中富良野町も高く3.7%という状況になって、こういう弊害が、いわゆる公営住宅のなかなか建設が進まないという状況が、こういったところにもあらわれていると。

本来であれば、公営住宅の供給は、住宅の事情がなかなか賄えないという、そういう人たちのために公の施設を、公営住宅を提供する、供給するという旨の公営住宅の趣旨でありますから、こういった意味からも、逸脱しているということを言わざるを得ないという状況になっております。そういう意味では、行政のきっちりとした責任によって、公営住宅の供給、そして待機者の解消という立場からも、きっちりとした公営住宅の改築の計画そのものを見直すべきだと私は考えておりますが、この点について町長の見解をもう一度お伺いしたいと考えております。

次に、駅前開発の問題についてお伺いいたします。

町長は、この間まだその財政規模や、どういう方向でこの事業を進めるのかということについては、まだ聞き取り調査も行って、来年度からその具

体的な方向がわかるというような話し方かなというふうに思っております。いわゆる都市計画再生プラン、いわゆる再生法の中においては、こういう事業を進める場合は、事前に届け出が必要だということが法律でも盛り込まれているわけでありまして。当然その法律に基づいて、町は具体的な方向性を示さない限り、これは発信しないというのは道理であります。そういう意味で、単に道路をつくるだとか、確かに今まで整備した部分があるにしても、中心はやはり住宅の立ち退き等々が当然出てくる課題でありますから、わずか1億円だとか2億円でこの計画が終わるという問題ではないということは明らかであります。そういう意味では、大体財政見通しで言えば、まだ事業対応がはっきりしてないとはいえ、大体これぐらいの金額がかかるのではないかなというような、そういう予測も当然立てられながら、この事業を進めているものと考えておりますし、そういう腹づもりがなければ、またこういう事業というのは進まない話でありますから、20億円ぐらいかかるのか、30億円、40億円という状況が必要なのか、仮にそういう状況になれば、当然借り入れも起債もあるという状況の中で、町の持ち出しもあるということは明らかでありますから、そういう財源の裏打ちがない中で、この計画を進められようとしているということであれば問題でありますから、そのところを私が聞きたいのは、どうなっているのかということを知りたいわけで、ここの点について、もう一度明確な答弁をお伺いいたします。

現時点上富良野町の財政は、よく町長おっしゃるように大変だと。わずかいわゆる酪農ヘルパーの3万5,000円の年間のこういう補助まで削減するということを言っているわけですから、3万5,000円のお金がないので四苦八苦して、そして民間委託をやらうと、こういうことなのでしょう。それでなおかつ、財政見通しがもたない中でですよ、この駅前再開発をやるということに矛盾があるのではないですか。ですから、はっきり財政の裏打ちがあるかどうかということ、またそれを示してどういう方向に進むのかと、商店街の方も気をもんでいるわけです。そういった意味では、町長はそういった意味で財政の硬直化を防ぐと言っているわけですから、これがやることによって、財政の硬直化も当然起るでしょう。見えない財政負担も当然あるわけですから、こういった問題についてきっちりとした展望を示していただきたいと思っておりますが、この点について町長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、西保育所の民間委託の問題であります。町長は、十分この間7回の保護者との懇談会も終え

て、ある程度おおむね理解は得られたという判断をしているわけですが、どの時点で、この7回の最後の時点で判断したのか、その点をお伺いいたします。

保護者の方にいろいろ聞きましたら、町長が来て言ったのは、いろいろ条件を示していただいて、それになるべく沿うような形の中で、委託条件も整備していきたいという話であったけれども、しかし、なかなか具体的などころまでは説明してくれないと。最終的に決定するのは議会だから、議会が委託をいいか悪いかということで最終的に判断するのだということをおっしゃっています。

私はここでおかしいと思ったのは、それでは町長の思いというのは何なのかということ。確かに最終的な手続で言えば、議会が判断するでしょう。その前に、町長の意思決定があつて初めて、議会はそれに対してよいか悪いかということをお判断するわけですから、町長そこで既にもう逃げているのではないですか。そのことをきちり明確にさせていただきたいのと、財政問題で言えば、この間見直しを行ったと、こういうわけです。私は見直しを行ってないから、まだできるから委託業務の見直しを行って、財源の捻出を行えば、少なくとも1,200万円、1,000万円から800万円の財源の確保ができるのだということをおっしゃっているわけですよ。このことをしないで、ただ過去の経過があるから、財政の削減したからやっているということにはならないということをおっしゃっているのです。まだできるのだということです。痛みを伴うというのは、それぐらいのことなのです、町長。みずから行政に対して、住民に対して、保護者に対して痛みを伴おうとするのだしたら、みずから痛みを伴う、ここまで削減した、こういうことを示すべきではないですか。そういうことを示さないで、ただこれまでの経過で委託や各種の使用料、手数料の引き上げを行って、住民に負担を押しつけて、それでいいのだという理屈にはならないと思いますが、私はそういう最善の努力をした結果、保育園の質のサービスの向上でも、一時保育、延長保育、望む子供たちや保護者の方たくさんいるわけですから、こういう努力をした結果、それでもなおかつだめだったのだということであれば理解できるけれども、まだまだ改善できる部分があるからだとおっしゃるところにあるわけで、そのことをしないで民間委託という理由にはなりませんよ。

ですから、何回も言いますが、民間であっても、行政であっても、保育にどういう態度に臨むか、これによって質が向上できるか、サービスが向上するかどうかここなわけで、この点を町長先頭に立ってもう一度検証、再検討、私はすべきだと思います

が、この点についての町長の見解を求めます。

次に、防災対策の問題であります。確かに膨大な事業費、予算という形になっております。今答弁されたように、おおむね3割ぐらいの進捗状況だと、総体の総工費から言えば。そういうことでの答弁であります。そういう意味では、災害というのは、いつ何時どこで起こるかわかりません。今前回の述べましたけれども、国の直轄事業と、あるいは道の管轄事業という形の中で、予算の配分そのものが違うという状況がありますが、しかし当事者にしてみれば、国であろうが道であろうが、いち早くこの危険性をやはり最小限食い止める、こういう立場からはどの事業であれ、率先してすぐにその予防対策を講じてほしいというのが当然でありますから、この点について、ただ今後30年かかるというだけの単純計算ではなく、今後どのような取り組みをされて、土現においてもどのような対策をされようとしているのか、この点についてもう一度明確に答弁をお願いしたいというふうに思います。

それと、教育問題について言えば、保護者の方やいろいろ現場の方の意見も聞きまして、モデル校という形の中で、その部分で言えば理解できると。しかし、せっかくここまで積み上げてきたものがあるのだから、これをやはり1学年引き上げてほしい、もしくはそれができなければ教職員の複数配置、加配も検討してほしいということをおっしゃっているのです。

今いろいろな障害を持った方、あるいはそれに類似するという形の中で、40人をまとめるということになると、相当厳しいものと。そういう意味では、一人でも二人でもそういう一学年に教員を複数配置できるような体制をしていただければ、本当に現場としては助かるのだという、こういう声が寄せられています。そういう意味では、確かに財政的な問題もあるかもしれませんが、しかし、それ以上に子供たちというのは、その日その時が大切であります。そのことを考えたときには、当てがないわけですから、このことをきちりやはり町の単独予算あるいは雇用給付金、限界もあります。これ問題が多い内容であります。比布町においては雇用給付金を使いながら複数配置を行うという状況も、この近隣でも生まれてきております。そういう意味で、国に当然要請すると同時に、当面そのできない場合、町単独においてもこれらの体制をとる気持ち、そういう体制をぜひ行うべきだということをお考えしておりますが、この点についての教育長の見解を求めます。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の再質問に

お答えさせていただきます。

まず、公営住宅の改築の問題と増設の問題等々がありますが、今現在、先ほどお答えさせていただきましたように、我が町では431戸の公営住宅を確保いたしているところであります。美瑛町、中富良野町、他の町等の公営住宅の数等々についての御意見ございました。我が町におきましては、他の自治体と違って、都市並みのアパート建設業の皆さん方の増設がなされております。この公営住宅につきましても、地元上富良野町のアパート業者の皆さん方から、公営住宅については余り増設しないで、我々の民間企業の圧迫をさせないようなという要望も受けているところでありますが、現在私といたしましては、この431戸の公営住宅を確保し、維持していきたいと。これを増設する気は全くございません。議員と考え方が全く違うわけですが、民がやるべきものは、大いに民の力をかりてやっていくと。官がそれまですべてをやらなければということにつきましては、私は官がやることにつきましては、この種の問題につきましては、ある程度の住宅確保は官が責任を持たなければならないというふうに思いますが、対応でき得るすべてにおいては、民の力をかりて、民の方々の対応でいきたいというふうに思っておりますし、改築計画につきましても、町といたしましては、先ほどお答えさせていただきましたように、公営住宅の再生マスタープランに基づきまして、改築計画を進めていくという基本姿勢は変わらないということで御理解をいただきたいと思っております。

次の駅前再開発の件であります。今年度の予算特別委員会でもお答えさせていただきましたように、平成15年度におきましては、総事業費がどのようになるのかということ煮詰めながら、総事業費の算出を本年度やっていくということでございますので、事業費は今どれくらいになるのかということにつきましては、今のところは明確な数値をお答えすることができません。ことしそれらのことを踏まえながら事業費の調整をさせていただいたと。そして、この間におきましては、北海道あるいは旭川開発建設部、あるいはJRさんとの調整を進めながら事業の計画を立てさせていただいたと。そして、それに対する事業費の算出を今やっていると。その中で、先ほどお答えさせていただきましたように、補助金、起債額、一般財源がどうなるかということをもとにして判断をしていきたいというふうに思っておりますが、昨日所管事務調査報告におきまして報告を賜りましたように、町の将来の発展をかけたときに、放置しておくことのできないものである。財政を見定め、状況を判断しながら積極的に取り組

めという所管委員会の調査報告を承っておりますので、私といたしましては、財政状況を見きわめた中で、議員の考え方とは違うわけですが、取り進めていきたいというふうに思っております。

ただ、財政は厳しい、その中で対処できるかどうかという判断は、今後十分していかなければならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、次の西保育所の移管の問題ですが、これも議員のお考えとはちょっと違うわけですが、常に議員に御質問いただいておりますことと変わりは今もございませんが、意思決定を議会に任ずという云々の御質問がございました。私が意思決定をして議会に提案するわけです。そして、議会の判断を得るわけです。提案をしないで議会の判断を待つという、議決ということには相なりません。私が意思決定をして、議会に提案をして、議会の議決を賜ると。ですから、私は意思決定はもう定まっている。現在の組織機構を構造改革を抜本的にして、簡素で効率的な組織をつくるためには、民ができるものはすべて民に移管し、官がやるべきものには、おのずと官の部分で対応していきたい。民ができる部分については、民間の活力を導入していくと、委託を推進していくということが私の考えでありますので、この点につきましても、そういったときに西保育所につきましても、昨日の所管事務調査報告で承りました効率的な組織体制の確立を図り、行政の責任分野を明確にして、行政関与の必要性や行政サービスの提供のあり方について十分見きわめるという御意見を承って、所管委員会からの調査事務報告を承っておりますので、私はそういった線を持ちながら、私自身も民ができるものにつきましては、民間活力の導入を図っていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後に、防災対策ですが、これは議員と全く意見は同じであります。議員のお力もかりながら、北海道に対しまして、先ほど申し上げましたように、促進方をしていきたいというふうに思っているところであります。

現在、この十勝岳の火山砂防計画は、大正15年の十勝岳噴火におきます1,330万立米の土石流を対処する事業計画と相なっているところでありますが、先ほどお答えさせていただきましたように、現在16%から17%ぐらいの達成率であると、防御率であるという状況でございます。現在取り進めております第3号砂防ダムのかさ上げが完了すれば、約50%の防御体制になると。引き続き2号ダムのかさ上げを計画しているわけですが、こ

れらが完成すれば、相当数の防御体制が整います。しかしながら、今まだなおかつ3基の大型ダムの増設を計画しているわけでありますが、これにつきましては、北海道といたしましても、ことしからこの富良野川の砂防計画の見直しを図ろうと、これから大型ダム3基を増設することが、果たして財政投資市場からもいいのか、あるいは他の手法がないのか、北海道としては見直しを図っていきたいというようなことで検討会議を検討する段階に入っているということを受けておりますが、私といたしましては、地域としての安全対策におきまして、大正15年の泥流の1,330万立米を制御する当初の目的から、計画から後退する見直しは全く認められないというふうに思っておりますので、こういった点につきましては、今後北海道との調整を進めながら取り進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、少人数学級制のよさ、また効果については、もう本当に効果が上がることについては十分認識しております。

一つ議員にも認識していただきたいと思うのですが、今上富良野の小中学校の学級編成、46学級やっております、そのうち35人以上の学級数が9学級あります。9学級を1人複数で配置して、35人以下にするということになると、大体1人今先生雇用しますと300万円かかりますので、大体2,700万円ぐらいの所要額が生じてまいります。今の財政的なところからいったら、気持ちは同じなのですが、財政的にいったら町独自の問題として解決することについては、慎重せざるを得ないのだろうな。ただ、これについては国も近い将来、今30人学級ということで、教育は国家大計の大きな柱だということによって来てくれるので、近い将来には30人学級ということの大きな期待をしております。

そんなことで、来年度の見通し、先日も局の方に16年はどうなるのだろうという話を打診いたしましたけれども、まだ道の方の政策決定はしておりません。そういうことでございますけれども、町独自ということは大変だと思いますので、引き続きまた道に要望してまいりたいと思っておりますし、また議員から言われております緊急雇用対策だとか、いろいろな制度の中で、もし解決ができるのであれば、率先して前向きに検討してまいりたいということで考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 再々質問。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 公営住宅の問題で言えば、確かに民間活力という形の中でよく言われております。しかし、民間活力といえども、やはり町が公営住宅を供給するという基本的な姿勢は、崩してはいけないと私は考えているわけです。公営住宅のこの供給の精神というの、いわゆる低廉で多くの住宅の困窮者に対する、今こういう言葉が適切かどうかわかりませんが、そういう趣旨のもとで、この供給という形の中でなっているわけでありまして。そういう意味では、限度というものがあるのではないかと。全面的に任せてはいないということと言われると思うけれども、私はもう少し住宅の供給戸数を、やはり当初の上富良野町の戸数ぐらいまで、やはり引き上げるべきだと。せめて470か500ぐらいまで引き上げるべきだというふうに考えています。そういう意味では、民間活力ということもよく出てきておりますが、民間活力で結局町外の業者が出てくるという状況になっておりますので、こういう住宅の供給というのは、地元の雇用にもつながり、物品の調達にも当然つながるといって中身でありますから、ただ民間活力一点張りでは、やはりその基本姿勢を忘れずに、きちっとした供給体制をとるべきだというふうに思います。

この競争率を見ても、上富良野町の場合は異常にちょっと高いのではないかとこのように思いますし、この点についてもう一度町長の見解を求めます。

次に、西保育所の問題であります。この点についても、相変わらずかたくなな姿勢は変わらないという状況であります。再三この経費の捻出においても、こうすれば経費の捻出ができるのではないかと。私を私は親切丁寧に町長に提言しているわけですから、そのことを再検討して、やはり財源の捻出ができるのであったら、そういったことも含めて職員が一丸となって、やっぱり保育行政を水準を高めようとするのだったら、みずからが体を動かして、それこそ町長が言うように汗も流し、知恵も働かせ、このことをなくして、行政は何の仕事するのかということ私を私は言わざるを得ません。そういう意味では、常日ごろから町長が言っているのと、何となく違うのではないかとこのように私は考えますし、そういうことが今行政に求められている、やはり住民に対する思いやりだということに思いますが、この点についても、もう一度見解を求めると同時に、確かに町長の意思決定で、いわゆる議会に提案されますから、このことが保護者との間では、よく話が通じてなかったのでしょうか。町長は何となく回避しているように映ったのでしょうか。町長は議会

が決めることだからということと言われて、町長というのはそんなに決定権がないのでしょうか、米沢さんと言うから、いやそうではないでしょうと、1万2,000人のトップの方だから、もうはいと言えませんが右向くというような形になるのではないかと、そのぐらいの町民を思いやる気持ちがあるのだと、そういう気持ちでやっているのだから、そういうことはないでしょうということをおきましてたけれども、私はこの点でも、もう一度行政水準のその委託の問題も含めて見直せば、財源の確保もできるし、民間委託をしなくても、行政が確保できると同時に最善の、何回も言いますが、保育水準の向上をするための努力してきたかということ言えば、まだまだ足りない。このことを最大限にしてきたのであれば、多くの人も納得できるでしょうけれども、この点が私は問題なのです。事あるごとに上富良野町の一貫した町政の流れに、ここが問題だというふうに考えておりますが、もう一度町長の見解を求めます。

次に、教育長にお伺いいたしますが、確かに予算というのは限りあるものかもしれませんが、現場のいろいろ話聞きましたら、各学校、教室に1人ずつ配置しなくても、まあ1人が2人ぐらい配置してもらって、その先生がそういう各学級、学年の何組に行き、そして何時間目はこういう教育でやっばり子供たちを教えるのだということもできるのだということをおっしゃっているのですよね。ですから、教育現場のことももう一度聞いていただいて、私以上に教育長は教育現場の方々と対話をしてお話ししておりますから、よくわかっていると思います。そういう意味では、そういうことも含めて何らかのやっばり町独自の対策として、ぜひもう一度進めていただきたいというふうに思いますけれども、この点についても、もう一度見解を求めておきたいというふうに思います。

議長（平田喜臣君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、公営住宅の件でありますけれども、先ほどもお答えさせていただきましたように、現在431戸の公営住宅を確保いたしているわけですが、これの改修等々を図りながら取り進めていくという基本的な考え方には変わりはありません。私といたしましては、将来的にはこの431戸も、もう少し減らすべきでないかなというような考え方を持っておりますけれども、現状の状況からすると、この431戸を確保しながら、当面は進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

それから、次の西保育所の委託の問題であります。お褒めをいただいたような、何かそんな気もするわけですが、私といたしましては、父母の皆さん方のお話の中で、父母の皆さん方が不安としている部分をいかに解消すべきか、行政として委託するためには、不安を抱えている父母の皆さん方の不安の部分をどう解消するかということの起点に父母の皆さん方とお話し合いをさせていただいております。その中で、そういった不安をお聞きいたしておりましたし、それらについての説明もさせていただきながら、そういった不安解消について、今後の町として受託をする方に、そういった父母の不安を解消するための行政指導は取り進めていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、民間委託の問題につきましては、私といたしましては柔軟な対応を図っていき、そういう保育行政の中で民間の力をおかりしたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

また、財政的な部分につきましては、議員からも御指摘、御発言をいただいております。そういった部分を含めながら、私は行財政改革の中で健全財政の維持のために我慢をできるものは我慢をさせていただきながら削減をしていかなければならないというふうに思っているところであります。予算特別委員会の折にもお話し申し上げました、適正な受益者負担の原則をもとにした行財政運営を今後も進めていきたいというふうに思っております。

財政改革につきましては、私が就任させていただきまして取り組んだのがこの財政改革でございます。1回目の一次の財政改革の中で、既に報告させていただいておりますが、2億5,900万円の一般財源の削減を図ってまいりました。そして、今第二次に向かっております行財政改革大綱を新たにつくり、行財政改革実施計画のもとに、13年、14年、15年の今年度は最終年度であります。この年度3カ年間に3億2,000万円の一般財源の削減を目標として取り進めているところであります。昨日議員の皆様方に配付させていただきました平成13年、14年の2カ年間の実施の中で、2億1,000万円相当の一般財源の削減を図りました。今後は、目標でありますあと残された1億1,000万円の削減を、今年度15年度でその体制をするように努力してまいりたいというふうに思っているところであります。行財政改革は、これは今私としては第2次期間で、現在13年から15年の実施をしているところであります。今後新たに16年から新たな行財政改革の方向づけをしてい

なければならない。行財政改革はいつまでたっても  
エンドレスと、なくなる課題ではないというふうに  
認識いたしておりますので、議員からの御発言等々  
のものも含めながら、今後の財政改革の中で対処し  
てまいりたいというふうに思っておりますので、御  
理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 次に、教育長答弁。

教育長（高橋英勝君） 12番米沢議員の再々質  
問なのですけれども、議員が言っていることにつ  
いては、私たちの町だけでなく、その教育に対する  
思いというのはどこの町村も同じだと思いますの  
で、課題を共有しながら、目線を合わせながらさら  
なる努力をしていきたいと思っております、また最  
後にチームティーチング、複数教員の配置というこ  
とで、実はこれ質問の中でお答えいたしませんでし  
たけれども、道の緊急雇用対策で西小学校に1人加  
配として配置していただいております。そういう制  
度については、うちの方も制度を最高に活用するこ  
とについては、先ほどもお答えしておりますので、  
そういうことを見逃さないように、活用できるもの  
については、積極的にということ配慮してまいり  
たいと思っておりますので、御理解をいただ  
ければと思います。

議長（平田喜臣君） 以上をもちまして、12番  
米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

#### 散 会 宣 告

議長（平田喜臣君） 以上で、本日の日程は、全  
部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせま  
す。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 報告申し上げます。

明6月19日は、本定例会の3日目で、開会は午  
前9時でございます。定刻までに御参集賜りますよ  
うお願い申し上げます。

以上であります。

午後 2時30分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年6月18日

上富良野町議会議長            平   田   喜   臣

署名議員                    岩   崎   治   男

署名議員                    佐   藤   政   幸

平成15年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成15年6月19日（木曜日）

議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 議案第 1号 平成15年度上富良野町一般会計補正予算（第1号）
- 第 3 議案第 2号 平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第 3号 平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 4号 平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 5号 平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 6号 平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 7号 平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 8号 平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 9号 特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第11 議案第10号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第11号 上富良野町公共施設の暴力団排除に関する条例
- 第13 議案第12号 財産取得の件（防災行政無線戸別受信機購入）
- 第14 議案第13号 泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件
- 第15 議案第14号 旭野川砂防工事請負契約締結の件
- 第16 発議案第1号 議員派遣の件
- 第17 発議案第2号 上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 発議案第3号 30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を堅持することを求める意見の件
- 第19 発議案第4号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見の件
- 第20 閉会中の継続調査申し出の件

出席議員（20名）

1番	中村有秀君	2番	中川一男君
3番	福塚賢一君	4番	笹木光広君
5番	吉武敏彦君	6番	西村昭教君
7番	石川洋次君	8番	仲島康行君
9番	岩崎治男君	10番	佐藤政幸君
11番	梨澤節三君	12番	米沢義英君
13番	長谷川徳行君	14番	徳島稔君
15番	村上和子君	16番	清水茂雄君
17番	小野忠君	18番	向山富夫君
19番	久保田英市君	20番	平田喜臣君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	高橋英勝君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	田浦孝道君
企画調整課長	中澤良隆君	税務課長	越智章夫君
町民生活課長	米田末範君	保健福祉課長	佐藤憲治君
農業振興課長	小澤誠一君	道路河川課長	田中博君
商工観光まちづくり課長	垣脇和幸君	会計課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	谷口昭夫君	管理課長	上村延君
社会教育課長	尾崎茂雄君	特別養護老人ホーム所長	林下和義君
上下水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	三好稔君

議会議務局出席職員

局長 北川 雅一 君  
係長 北川 徳幸 君

次

局長 菊池 哲雄 君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 20名)

### 開 議 宣 告

議長(平田喜臣君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は20名であります。

これより、平成15年第2回上富良野町議会定例会第3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### 諸 般 の 報 告

議長(平田喜臣君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

議会運営委員長並びに各常任委員長より閉会中の継続調査として配付のとおり申し出がございました。

以上でございます。

議長(平田喜臣君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### 日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(平田喜臣君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

11番 梨 澤 節 三 君

12番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

### 日程第2 議案第1号

議長(平田喜臣君) 日程第2 議案第1号平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(田浦孝道君) ただいま上程されました議案第1号平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)につきまして、先にその編成概要を申し上げます。

まず、その1点目は、一般会計及び各特別会計等において、平成14年度会計決算を迎えましたことから、それぞれの決算剰余金につきましては、平成15年度会計へ繰り越し手続を終えたところであり

ますが、その中で、特別会計との間で財源調整を行った部分の剰余金相当額を一般会計に返還を受けるため、予算計上をいたしております。

2点目は、本年8月から実施することで準備を取り進めている住民基本台帳ネットワークシステムのカード発行などに伴い、発行手数料を収入として新たに見込みをいたします。

また、町内の方々から御寄附をちょうだいしましたので、その趣旨に沿うべく、歳出におきましても所要の予算措置を行います。

3点目は、既定の事務事業実施に当たりまして、新たに助成金を受けるなどの条件変化に対処する必要から、関係予算の構成を行います。

4点目は、歳入歳出全体において、結果的に剰余と見込まれます一般財源につきましては、今後への備えとするため、財政調整基金及び国営土地改良事業負担基金にそれぞれ各3,000万円ずつ積み立てすべく予算計上をいたしております。

以上、申し上げましたことを主な内容といたしまして、関係する既決予算を構成するために補正予算を編成したところでございます。

以下、議案を朗読しながら御説明してまいります。

議案第1号平成15年度上富良野町一般会計補正予算(第1号)。

平成15年度上富良野町の一般会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億669万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億3,169万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次に、1ページに移ります。

ここの歳入及び2ページの歳出の議決部分につきましては、それぞれ款ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

それでは、最初に歳入から申し上げます。

11款使用料及び手数料1万円。

12款国庫支出金1,081万3,000円。

13款道支出金107万4,000円。

15款寄附金40万8,000円。

16款繰入金2,094万7,000円。

17款繰越金7,274万円。

18款諸収入70万円。

歳入合計は1億669万2,000円となります。

次に、歳出。

2款総務費3,000万5,000円。

3款民生費50万3,000円。

4款衛生費94万円。

6款農林業費3,000万円。

7款商工費40万8,000円。

8款土木費636万円。

9款消防費251万円の減。

10款教育費136万5,000円。

15款予備費3,962万1,000円。

歳出合計も同額の1億669万2,000円でございます。

次に、3ページの地方債補正について申し上げます。

ここでは、北16号道路及び東5線道路整備に当たりまして、北16号事案につきましては、本年度完成に向けましての取り進めをしておりますが、事業費に不足を生じたことから、事業費調整を行いました結果、それぞれの限度額に増減が伴うこととなった次第でございます。

以上が議決項目でございます。

次に、6ページ以降の事項別明細書につきましては、8ページの歳入から申し上げてまいります。

この8ページ以降につきましても、各款ごとにその主なものを申し上げてまいります。

まず、11款使用料及び手数料ですが、ここでは本年8月から実施予定の住基カード発行や住民票の広域交付がスタートされますことから、それに伴い新たな手数料収入を見込み計上したところでございます。

なお、この収入根拠となる手数料条例を改正することで、今定例会にあわせましてお願いをしております。

次に、10ページ。

12款国庫支出金。ここでは、特に当初予算におきまして計画しておりました西町団地の町営住宅水洗化事業につきまして要望いたしました結果、新たに補助採択となりましたことで計上いたしてございます。

次に、12ページ。

13款道支出金。ここでは、新結成されました町内老人クラブに対しまして、町の助成をしたわけですが、それに対しまして道からの補助を受けること並びに町の子育て支援事業に対しまして補助採択となりましたことから計上いたしてござい

ます。

次に、14ページ。

13款寄附金につきましてはでございますが、一般寄附金につきましては1件、総務費寄附金につきましては同じく1件、民生費寄附金につきましては3件、教育費寄附金につきましても3件の方々からそれぞれ御寄附をちょうだいしたものでございます。

一般寄附金以外のものにつきましては、それぞれの寄附の御趣旨に沿いまして、歳出で同額の予算計上を行ってございます。

次に、16ページ。

16款繰入金につきましては、冒頭にも申し上げましたが、ここに記載後、特別会計におきましての決算繰り越しにつきまして、一般会計に返還いただく額を計上したものでございます。

次に、18ページ。

17款繰越金であります。一般会計におけます平成14年度分の純繰越金分を受け入れするものであります。

次に、20ページ。

18款諸収入につきましては、実施を予定してございます地元自衛隊音楽隊と、地元の中学校並びに高等学校吹奏楽部によります合同演奏会に対しまして、財団法人防衛施設周辺整備協会から10万円の助成が受けられること。また、将来の景観条例制定に向けまして、策定委員会及び役場内の関係する部署の職員を対象としました研修会の開催に対しまして、財団法人北海道市町村振興協会から60万円の助成が受けられることになりましたことから計上をいたしてございます。同額、歳出におきましても、それぞれ関係科目に計上いたしているところでございます。

次に、22ページ。

19款町債につきましては、さきに申し上げたとおりでございます。

次に、24ページの歳出につきましても、歳入同様申し上げてまいります。

まず、2款総務費では、今後の財源調整のため、財政調整基金に3,000万円を積み立ていたします。また、2目交通安全対策費では、寄附の趣旨に沿いまして、交通安全啓発用品を購入する予定となっております。また、2項の徴税費におきましては、特別土地保有税審議会が廃止されたことから、既定の経費を減額いたします。

次に、26ページ。

3款民生費では、寄附目的に沿いまして保健福祉施設整備基金へ13万円を積み立ていたします。また、老人福祉費では、施設入所者の処遇に関し、本州に居住してございます扶養義務者との間で面談が

必要となったことから、職員派遣のための旅費20万円を追加計上してございます。また、老人クラブの結成や地域別のふれあいサロン事業実施地区の増に対しまして、新たに町から助成を講じる経費を計上してございます。

次に、28ページ。

4款衛生費では、東中地区でございますが、道路改良工事に関しまして、水道管移設が必要となったわけではありますが、その経費の不足する分につきまして、簡水会計へ繰り出しをいたすものでございます。

次に、30ページ。

6款農林業費では、冒頭申し上げましたように、国営土地改良事業に伴います今後の町の負担の財源に充てるべく基金に積み立てを行うところであります。

次に、32ページ。

7款商工費では、御案内のとおり公共施設での分煙対策としまして、今回、セントラルプラザの利用者への対処を図るべく空気清浄機を設置するための経費を新たにお願ひするものであります。

次に、34ページ。

8款土木費では、まず2項の道路橋梁費及び3項の河川費におきましては、それぞれの事案で事業費調整の結果、節ごとに予算の構成をいたしております。また、4項の都市計画費では、歳入におきましても申し上げましたように、景観条例の制定に向けました研修会に対します経費を追加計上いたしてございます。

次に、36ページに移ります。

9款消防費でございます。上川南部消防事務組合の平成14年度決算が繰越金を生じたので、精算還付を受けます。あわせまして、新たに、元消防長の叙勲受賞に伴います報賞金19万円、それと寄附の受納に対しまして、その趣旨に沿いまして救急備品購入を5万円とするべく、合わせまして24万円を追加計上したところでございます。

次に、38ページ。

10款教育費でございますが、1項教育総務費におきましては、上富良野高等学校の生徒に対します入学準備金及び大学等進学のための就学資金の貸し付け対象者が数の確定を見ましたので、精査をいたしてございます。また、2項の小学校費では、江幌小の特認児童数の増加に伴います通学用の車両経費の追加をお願いするものであります。あわせまして、寄附に関連しまして、図書購入費をお願いするものであります。また、5項の社会教育費におきましては、予定しています子育て支援事業に対しましての同費補助採択となりましたことから、事業内容の拡

充を図る経費を計上してございます。また、6項保健体育費におきましては、スキー場リフト設備の修繕費と、寄附金の趣旨に沿いましてパークゴルフ場の看板を設置するため、経費を新たにそれぞれ計上をいたしてございます。

次に、40ページ。

14款給与費でございますが、事業費調整に伴いまして、財源を組み替えいたしてございます。

次に、42ページ。

予備費でございますが、全体で余剰となります一般財源を、今後、年度末に向けましての間、万が一の不測の財源需要に備えるため、増額計上をいたしてございます。

次に、44ページ以降につきましては、このたびの補正に関連しまして、該当する各調書をつけてございますので、審議の参考としていただきたいと思ひます。

以上、補正予算の説明いたします。

原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番梨澤節三君。

11番（梨澤節三君） 36ページ、消防費の負担金補助及び交付金、このところで、これは叙勲ということを出ているのですが、これは、全くやらないということは、御苦労さまですということがありますから、一律1万円にしたらいかがなんでしょうか。一律、全部です。もらった方、一律、御苦労さまですと。19名分あるのですよ、19万円といひますと。そうすると、そんなにそんなに出るものではありませんから、ちょっとした気持ちとして1万円ずつと、いかがでしょうか。

議長（平田喜臣君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 11番梨澤議員の御質問にお答えします。

過去の経過を踏まえまして、今現在も叙勲等の受賞者に対しましての報賞金の交付基準を盛ってございますが、過去からの基準を踏襲しまして、今現在も町に関係する消防も含めました団体での責任者が上申する場合には、その受賞を受けられる方の意向が、上京しまして受賞される場合には、その旅費相当分につきましては、報賞金として支給してございます。それ以外の機関が上申するケースにつきましては、町からお祝い金という名目で報賞金を1万円支給してございます。これらにつきましては、それが適当であるという考え方で今現在に至ってございますので、いましばらくこういう状態で継続をして

まいりたいというふうに考えてございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

15番村上和子君。

15番（村上和子君） 39ページのパークゴルフ場の看板ですけれども、これは20万円ですけれども、パークゴルフ場のところの看板なのでしょう。それとも、途中の案内板も直すのでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 村上議員の御質問にお答え申し上げます。

これにつきましては、パークゴルフ場内の大型あずまやに設置する看板でございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

15番村上和子君。

15番（村上和子君） 途中のところですね。上富良野町パークゴルフ場という案内板、道しるべがあるのですけれども、あれはどれも臨時的、本当に簡単なものしか取りつけられておりませんので、そういったものもちょっと直された方がいいかなと思ひまして申し上げたのですけれども。

議長（平田喜臣君） 社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 村上議員の御質問にお答えします。

今、草分防災センターの付近に、町外から来るお客さんのために仮に看板を設置してございます。町全体の看板につきましては、町の中の景観も考えまして、今年度です、今検討してございます。富良野方面から来ます上富良野町へと、それと旭川方面からの来客者のために看板を検討してございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） 2点ほどお聞きをいたしたいと思ひます。

まず、27ページです。特別旅費の関係なんです、一応いろいろな事情で未納未収がある、そのための徴収に出かけていくということでございますけれども、一応20万円ということでございますが、未納未収の金額はお幾らなのかというようなことが、まず1点。

それから、2点目は、旅費をかけてまで行かなければならない状況はどういうものなのかということで、支障のない範囲でお答えをいただきたいと思ひます。

それから、2点目は、33ページ、セントラルブ

ラザの施設備品なのですが、セントラルプラザも相当の人が入っているということで、空気清浄機ということでございますけれども、役場から社会教育総合センター等にはございますけれども、まだ公民館が未設置なので、これらの公民館への設置計画というのはどう考えているのかという、この2点お願いいたします。

議長（平田喜臣君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 1番中村議員の1点目の御質問でございますが、特別旅費の補正の理由からまずちょっと申し上げたいと思ひます。

この特別旅費の補正の理由につきましては、今現在、特別養護老人ホームに入所している方の関係でございますが、この方の扶養義務となる人が本州に在住しておられます。この方につきましては、高齢で痴呆とか、あるいは身体の虚弱な方で、扶養義務者に対していろいろこういう貢献的なことの御相談やなんかにこれまで応じていただいていたのですけれども、最近になりまして、扶養義務ということを放棄するような、こちらから再三にわたって、母親である高齢者のいろいろな扶養に関しての状況が変わる都度、連絡をしていたところでございます。この方については、本州でございますので、配達記録の書留郵便とか、あるいは電話、ファクス等で再三にわたって母親の状況をお伝えしていたのですけれども、一切応答がございませんでしたし、もう1点は、この方は介護サービスを受けてございまして、特養に入所される前は在宅で介護サービスを受けていた方なのですけれども、これらの介護サービス利用料、それから今現在入っている特養の入所料とか、これらの未収が発生するようになりまして、それからもう一つは、介護保険料も滞納の状況にございまして、こういう保険料とか利用料の未納の関係についても御相談したいということで、先ほど申し上げましたように、郵便とか電話、ファクス等で連絡をさせていただいたのですが、一切応答がございませんでした。これらについて、やはり介護サービスを受けている以上は、そういう料金未納ということになりますと支障が出てきますので、これらについて、何ら扶養義務である人からそれらについての、要するに納入する意思という連絡もございませんでしたので、このまま放置していると、やはり滞納がどんどん膨れ上がっていくというようなこともありまして、母親である、こういう介護のサービスを受けている方につきましては、年金を受給してございまして、その年金を管理しているのが、このお子さんでございますので、その人に対して扶養義務である者に対しての料金の催告を行ってきてございました。なかなか納めていただけませんので、これ

らについて、この年金を差し押さえるか、あるいは年金からこれらの料金を天引きするような法的な措置ができないかということで検討させていただいております。町村会からの顧問弁護士からも、これらについての御相談をさせていただきました。しかしながら、法的手段をとるにしても、最終的には、息子である扶養義務者と面談して、それらについての意思を確認する必要があるという部分もございますし、また、今言う未納の部分についての督促等も当然させていただくというようなことで、本州の在住しているところに出向くということが一つの出張の目的でございます。

先ほどの未収金の状況でございますけれども、介護保険料と特別養護老人ホームの介護サービス利用料、それから特養に入る前の訪問介護の利用料等を含めまして、5月末現在でございますけれども、32万円ほどございます。この状態が続きますと、今特養に入所しておりますので、だんだん膨れ上がっていくというような状況でありますので、これらについての対応をきっちりとしなければならないという目的もございます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 次に、社会教育課長。

社会教育課長（尾崎茂雄君） 1番中村議員の御質問にお答えをいたします。

公民館の備品の関係でございますが、公民館の空気清浄機の設置につきましては、今、既存の改修計画もございますので、その中で検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 1番中村有秀君。

1番（中村有秀君） 茨城県に行く、5月末で32万円ということでございますけれども、十分コンタクトをとりながら茨城県まで出張ということになるのかなと思いますけれども、ただ、今の経過を聞いてみますと、扶養義務者の誠意が非常に感じられないなという感じがいたします。ですから、同じ行くのであれば実効のある形ということできちっとコンタクトをとってやっていただきたいというのが1点。

それからもう1点、年金の差し押さえということになると、当然、扶養義務者が管理をしているということであれば、それらも十分話し合いをするということもございますけれども。もし、支障がなければ年金額はお幾らなのか。というのは、そういうことで十分カバーを、言うなれば、差し押さえをしてカバーができる金額なのかどうなのか。逆に、今度、扶養義務者が年金にプラスしてまた払っていかなければならないという状況が出てくるのかどうか

という心配があります。そういう点で、それらも配慮した形で十分実効のある形のものをとっていただきたいと。

言うなれば、非常に財政が厳しい中で、こういう未収未納のために特別旅費をとることになると、町民感情としてもやはりどうなのかなという気持ちが当然出てまいると思います。その点の配慮をお願いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の御質問にお答え申し上げます。

ただいま課長の方から内容等を申し上げたわけでございますが、今回の目的は、いわゆる扶養義務者であります方からも、全然連絡がとれないという状況に至ってでございます。したがって、このまま行きますと、今申し上げましたとおり滞納がふえていくというようなことから、法的措置をとらざるを得ないという観点で、どうしても本人と面談して、町の方としては通告をしなければいけない。この通告することによって、家庭裁判所等に法的な手続をとることができるということです。そのために、今回本人にどうしても会う気持ちでお伺いすることになってございまして、当然、全然連絡がとれませんので、場合によっては、行った場合において1日で終わるか2日で終わるかという点がございまして、この点、どうしてもこういう形の中で、不安定な中で行かなければいけないというような状況もありまして、2泊3日の予定で臨んでおりますが、場合によっては、隣近所の情報等を受けた中で、本人がどのような生活の状況にあるかというような聞き取りもやって、そういう会える状況がつかれるのかどうかという点も、この辺重要な出張になるというふうに思っております。

そういうようなことで、今回、このような中で措置をさせていただいているということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。（発言する者あり）支障がなければ、年金受給額についての答弁がない。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 額についてはちょっと支障がございますので、差し控えさせていただきますが、承知している限りは十分に徴収することは可能だというふうに判断しております。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 34ページの都市計画費にかかわる景観条例の問題でお伺いいたしますが、

報償費という形で組み立てられておりますが、これから景観条例策定にあわせていろいろな講習会ということですが、今後、何回こういうような、いわゆる講習会というか勉強会というのが開催されるのか。

さらにお伺いしたいのは、景観条例といっても、自然保護の立場から、あるいは街並み、それと同時に商業の活性化という立場からの、多面的な景観条例の内容というものがあるかというふうに思いますが、今後、上富良野町が目指す景観条例の中身をいま一度、ちょっと理解できない部分もあるわけで、どういうものを目指して、将来こういう町において、どういうものがプラス志向になっていくのかということも含めて、この景観条例策定に当たった内容等をもう一度お伺いしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番米沢議員の御質問にお答えいたします。

景観条例の件でございますが、議員御承知のとおり、景観というものは大変奥深い学問でございます。今御質問のこの町の景観をどのように考えて取り組んだのかということでございますけれども、その概要等々も決めて勉強しながらつくっていくというのがこの趣旨でございますけれども、担当といたしましては、町全体、すべてのことを網羅するのにはちょっと時間がなさ過ぎるなということで、一応景観を守らなければならない場所というのも大体ポイントを絞りまして、そこに向かっての景観の規制をどうしていくかと。また、つくり上げ、守っていくにはどうすべきかということの部分で専門の先生をお招きして研修し、あるいはアドバイスをいただきながら、よりよい景観条例の策定に向かって、今後進めていくということでございます。

何回ぐらいの回数かということですが、一応当初では、当初予算の方では1回分ということでしたが、今回補正をいただきまして、トータルで4回分の先生のお越しをいただきながら、アドバイス及び講師となって指導していただくということで予定をいたしております。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） これから地域指定も行うということで、聞く範囲では、当面、貴重な地域を指定して自然を守ろうというようなことかなというふうな感じに受けとめられています。

この間、町においては、いろんな形で町民の方から意見を聞くというような話も進められてきております。多くの方が望んでいるのは、そういう自然を守るという立場から、当然大切だということと言

われておりますが、同時に、上富良野の町の中にも、やはりそういう、これ、景観条例に該当するかどうかわかりませんが、くつろげる、そういう人たちがこの町を回って楽しめる、地方から来ても楽しんで、くつろげるというような、そういった町づくりも望んでいるわけで、そういうものも含めた景観条例という拡大解釈をすればそういうことにもなるかと思いますが、そういう意味での住民の意見も十分取り入れながら、町に人が来れるような、また、商業の活性化につながるような、そういうものと結びつけた、欲張りかもしれませんが、必要かと思いますが、その点も当然視野に入っているということかと思いますが、その点明確にさせていただきたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 議員の御質問にお答えいたしますと存じます。

今、御質問のとおりつくるだけが目的でなく、さらにその策定の中においては、当然、そういった町中の景観についても、結果として、そういった論議がなされて、それらが実践できるようなことで、この景観条例の策定が縦横というふうなことで、町中の景観についても論議ができる場となるというふうに思っております。また、そういうふうなことで、この策定委員会の中でも、委員の方にもそういったことも自発的な取り組みができるようなことで会議を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解願いたいと存じます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第1号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者多数）

議長（平田喜臣君） 起立多数であります。

よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第3 議案第2号

議長（平田喜臣君） 日程第3 議案第2号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程され

ました議案第2号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第1点は、平成14年度会計にかかわります歳入歳出の精算によりまして、平成15年度への繰越額が6,427万3,000円と確定したことから、当初予算の2,000万円に4,427万3,000円を歳入増額計上しようとするものであります。

2点目といたしまして、平成15年度の老人保健拠出金額が定まり、当初予算に対しまして医療分、事務費分合わせまして258万8,000円の不足分を増額計上しようとするものであります。

3点目は、平成15年度の介護給付費納付金が示され、当初予算額に対しまして189万4,000円減額となりましたことから、これに対応し減額計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第2号平成15年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成15年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,427万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,967万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページ、2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

補正額のみ申し上げます。

8款繰越金、1項繰越金4,427万3,000円。

歳入合計4,427万3,000円。補正後の総額が11億9,967万3,000円となるところでございます。

2、歳出。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金258万8,000円。

4款介護納付金、1項介護納付金189万4,000円の減。

10款予備費、1項予備費4,357万9,000円。

歳出合計4,427万3,000円。補正後の総額11億9,967万3,000円となるところでございます。

3ページ、4ページの歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳入。

8款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金4,427万3,000円、これにつきましては、平成14年度の会計の精査によりまして、15年度への繰越金であります。先ほど申し上げましたように、当初2,000万円の予算額に4,427万3,000円を加えて、総額6,427万3,000円となったところであります。

7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。

3、歳出。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金257万8,000円、2目老人保健事務費拠出金1万円、これにつきましては老人保健拠出金の15年度分の拠出額が示されたことから、それぞれ当初予算に不足する額を計上させていただいたものでございます。

4款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金189万4,000円の減、これにつきましては15年度の納付額が示され、当初額に比較いたしまして189万4,000円の減となったところでございます。

10款予備費、1項予備費、1目予備費4,357万9,000円、収支の差額を計上し、今後の医療費等の不測の支出に対応しようとするものであります。

以上で説明といたします。御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番福塚賢一君。

3番(福塚賢一君) 所管に関する事で大変恐縮ですけれども、これから質問する関係にありましては、助役の答弁を賜りたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

結論から申し上げます、5ページの歳入、8款繰越金、1項繰越金、2目その他繰越金、このその他ですね、それから、1節その他繰越金、これは前年度繰越金で理解できるのではないかと。もし、国保会計の場合の繰越金の療養給付金の交付金が存在していた場合は、この2目1節の繰越金の関係についてはどのような歳入科目名になるのか。たまたまこれは不用額に残ができたということで、その他と

いうことに類することでその他となったのかと思いますけれども、決して大きな間違いだと自分は受けとめておりませんので、では、療養関係の交付金が存在していて、繰越金が出た場合に、この歳入科目名はどのような表現をするのかと。

これらについては、説明の欄で読み取ってもらうことができるのではないかと思います。この辺の考え方をまずお尋ねしたいと思います。

それから、この機会にお伺いしたいと思います。3月定例会では、本会計の将来計画からして、国保世帯につき約3,000万円の増税を求め、税条例の改正をして経過してきておりますが、ここに来て、補正に当たって約5,000万円近い予備費の金額を留保しているわけですね。基金7,500万円、当初予算支消しているわけですがけれども、ここに来てなぜ積み戻し、5,000万円のうちの全額までと言わないものの、なぜここに来て積み立てをしなかったのか。この2点について助役の見解を賜りたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

いわゆる繰越金の計上の関係でございますが、国保会計におきましては、所定の様式がございます。議員が今おっしゃいますとおり、療養費等の繰り越し等の関係もございまして、その他という科目設定で処理することになってございます。その中で、当然、説明の欄の中で14年度繰越金とか、そういう詳細をお示するというような形になってございます。

それと、剰余金の積み戻しの関係でございますが、当然、国保会計におきましては、給付の状況というのが非常に状況によりまして変動幅が大きというようなことがございます。そういう点で、繰り越しが必ず出たら、それを積み戻すというようなことではなくて、総体的な執行の中での対応という中で措置をさせていただいておりまして、財政のそういう見通しの中でこの辺の措置をさせていただくというようなことで考えております。

当然、6月段階においては年度当初でございますので、その辺のところを、今後の期間が長い関係もありまして、給付の状況等を見ながら、その辺の最終的に詰めはその時期を見て考えていきたいというふうに思っております。

議長（平田喜臣君） 3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 後段の分は理事者の財政運営の観点ですから、今後見守って注視していきたいと思っておりますけれども、聡明な助役して、1点目

ですよ、その他繰越金、その他繰越金にしなくても、他会計同様前年度繰越金でよろしいのではないかと。もし、この療養給付費の交付金の中で繰越金と性格になるものが出てきたら、どのようなことで2目1節の表現をするのですかと、その関係については説明付記でいいのではないですか。たまたまこの会計では、性格ではその他に類することはその他でいいかもしれませんけれども、今後、給付交付金の関係で残高が出てきたら、この辺の表現はどうなるのですかと聞いているのですよ、助役らしくないですよ。再質問いたします。

議長（平田喜臣君） 暫時休憩いたします。

午前 9時50分 休憩

午前 9時52分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま3番議員の質問に対する答弁を行います。

助役、答弁。

助役（植田耕一君） 福塚議員の質問にお答え申し上げます。他の会計とまた違う形をとってございまして、書式が定められてございます。その中で、款としては繰越金になってございまして、目におきましては療養給付費の交付金繰越金とその他繰越金というふうに2目にまたがってございます。このその他繰越金の中におきましては、前年度からの繰越金の計上というようにございまして、そういう書式の中で決められているところでございます。当初予算におきましては、そういう観点から、その中で目計上をさせていただいているところでございまして、区分的には、そういう中ではっきり区分されてございます。

その他繰り越しの中におきましては、当該会計の繰越金には個々に計上するのですよというような決めになってございますので、そういう点で、このようなその他繰越金というような中での措置をさせていただいているということでございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議案第3号

議長（平田喜臣君） 日程第4 議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

第1点は、平成14年度会計にかかわります支払基金交付金等の精算を加えました歳入歳出の精算によりまして、平成15年度への繰越額が2,390万2,000円と確定したことから、所要の歳入補正計上をしようとするものであります。

2点目といたしまして、平成14年度分の国庫負担金、道費負担金、一般会計繰入金等の精算によりまして、年間等に要する所要額を歳出計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第3号平成15年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成15年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,617万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億907万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページ、2ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

補正額のみ申し上げます。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金227万円。

5款繰越金、1項繰越金1,390万1,000円。

歳入合計1,617万8,000円。

補正後の歳入総額14億907万8,000円となることと存じます。

2、歳出。

3款諸支出金1,617万8,000円、1項償還金1,063万9,000円。2項繰出金553万

9,000円。

歳出合計1,617万8,000円。

補正後の額は、歳入歳出同額でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお開きいただきたいと存じます。

2、歳入。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金227万7,000円。これにつきましては、14年度分精査にかかわります医療費等にかかわります交付金の精算支出分であります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,390万1,000円、これにつきましては、平成14年度老人保健会計の精算によりまして15年度会計への繰り越しが確定したことによる計上であります。

7ページ、8ページをお開きください。

3、歳出。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、これにつきましては、節の組み替えでございます。当初、社会保険にかかわります医療費の支給にかかわりますデータ提供をいただくことに関しまして、委託によって予定をいたしてございましたが、1件当たりの手数料によることとなりましたことから、組み替えをさせていただくものでございます。

3款諸支出金、1項償還金、1目償還金1,063万9,000円、これにつきましては、平成14年度分の精査によりまして、それぞれ償還額を計上したところであります。3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金553万9,000円、これにつきましても、平成14年度分の精算によりまして、一般会計から繰り入れをいただいたうち、超過額について繰り戻し分を計上したものでございます。

以上で説明といたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第4号

議長（平田喜臣君） 日程第5 議案第4号平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました議案第4号上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨をまず申し上げます。

1点目といたしまして、平成14年度の介護保険特別会計決算におまして繰越額が確定しましたことから、今後の介護保険事業の円滑な運営に備えるための基金に積み立てを行うものであります。

2点目といたしましては、平成14年度の介護給付費及び事務費が確定したことに伴います、国・道負担金、事務交付金など、特定財源の過不足額について不足分にかかわる追加交付額の歳入計上、それから超過交付にかかわる部分で返還金の所要額を補正するものであります。

また、一般会計からの繰入金につきましても、同じく介護給付費や職員給与費、特別給付費等の確定に伴います精算の返還分を一般会計へ繰出金として計上いたすものであります。

以上が主な補正の内容であります。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げます。

議案第4号平成15年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成15年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,102万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,402万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款国庫支出金、1項国庫負担金375万9,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金63万3,000円。

7款繰越金、1項繰越金662万8,000円。

歳入合計の補正額は1,102万円であります。

次に、2、歳出。

1款総務費20万8,000円の減。1項総務管理費3,000円。3項介護認定審査会費21万1,000円の減。

5款基金積立金、1項基金積立金699万9,000円。

6款諸支出金194万円、1項償還金及び還付加算金41万3,000円、3項繰出金152万7,000円。

7款予備費、1項予備費228万9,000円。

歳出合計の補正額は、歳入と同じく1,102万円であります。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書につきましては、5ページから御説明申し上げたいと思えます。

2、歳入について補正内容を申し上げます。

2款国庫支出金、介護給付費の負担金375万9,000円につきましては、冒頭申し上げましたとおり、平成14年度介護給付費の確定に伴います国庫負担金不足にかかわる追加交付分の計上であります。

次に、4款支払基金交付金、介護給付費交付金63万3,000円、これにつきましても、同じく平成14年度の精算に伴います追加交付分の計上であります。

7款繰越金、これにつきましては、平成14年度会計の決算において確定いたしました繰り越し分であります。

次に、7ページをお願いいたします。

3、歳出。

1款総務費、これにつきましては、国保連の介護給付の事務電算システムに要します標準マスター使用料の改定にかかわる計上でございます。

それと、当初予定していましたが、これにつきましては、広域化支援事業の国庫補助の対象となりまして、この介護認定審査会の事務局であります富良野市が一括5市町村の機器一式を購入して整備することによる減額でありまして、残りこの機器の附属の備品は町が購入するということで、3万7,000円ほど残る形でございます。

次に、5款基金積立金699万9,000円につきましては、繰越金の一部と平成14年度分介護給付費国庫負担金の追加交付分を財源に充て基金に積み立てるものであります。

次に、6款償還金と一般会計繰出金につきましては、平成14年度介護給付費、事務費などの精算によりまして受領済みの同負担金、事務費交付金、事務費補助金、一般会計繰入金、これの超過交付分の

返還分の計上であります。

次に、7款予備費につきましては、歳入歳出補正額の差額分228万9,000円でありますが、今年度中の財政需要に備えるための計上であります。

以上で説明いたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第6 議案第5号

議長（平田喜臣君） 日程第6 議案第5号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第5号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

1点目といたしまして、平成14年度会計の収支の差額を一般会計へ繰り出すものでございます。

2点目といたしまして、道道上富良野旭中富良野線ほか1路線の道路工事に伴いまして、水道管の移設が生じることから、これらにかかる費用を補正しようとするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成15年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成15年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ202万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,262万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとに金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

3款繰入金、1項繰入金94万円。

4款繰越金、1項繰越金11万3,000円。

5款諸収入、1項諸収入97万円。

歳入の合計といたしまして202万3,000円でございます。

2、歳出。

1款衛生費、1項簡易水道事業費191万円。

3款繰出金、1項繰出金11万3,000円。

歳出の合計といたしまして202万3,000円でございます。

2ページ、3ページの歳入歳出予算補正事項別明細書。1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページの2、歳入。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金94万円につきましては、道路改良工事に伴います水道管移設の減耗分を一般会計から繰り入れするものでございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金11万3,000円につきましては、平成14年度会計の収支の差額分でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入97万円につきましては、道道上富良野旭中富良野線ほか1路線の道路改良工事に伴います水道管移設工事の補償費でございます。

3、歳出。

1款衛生費、1項簡易水道事業費、1目一般管理費191万円につきましては、道道上富良野旭中富良野線ほか1路線の道路工事に伴います水道管の移設工事費でございます。

3款繰出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金11万3,000円につきましては、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第7 議案第6号

議長(平田喜臣君) 日程第7 議案第6号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長(早川俊博君) ただいま上程いただきました議案第6号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

1点目といたしまして、平成14年度会計の収支の差額を一般会計へ繰り出すものでございます。

2点目といたしまして、水道管工事において、平成3年から平成9年にかけて、確認申請書を提出せず無届けで工事を行った、上富良野町公共下水道に関する条例違反に対し、条例に基づき、この配水設備の指定業者に対し3カ月の登録の効力の停止とあわせて、過料を徴するものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成15年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成15年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,062万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,572万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金、1項繰越金1,057万1,000円。

6款諸収入、1項延滞金加算金及び過料5万円、歳入の合計といたしまして、1,062万1,000円でございます。

2、歳出。

3款予備費、1項予備費5万円。

4款繰出金、1項繰出金1,057万1,000円。

歳出の合計といたしまして、1,062万1,000円でございます。

3ページ、4ページの歳入歳出予算補正事項別明細書、1、総括につきましては、説明を省略させていただきます。

次の5ページ、6ページをお開き願いたいと思います。

2、歳入。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金1,057万1,000円につきましては、平成14年度の会計確定によります収支の差額を繰越金として受け入れしようとするものでございます。

6款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、2目過料5万円につきましては、上富良野町公共下水道に関する条例に違反し、確認申請書を提出せず無届けで配水設備工事をした違反行為に対するものですが、この件につきましては、この4月からまだ水洗化されていない処理区域内約300件に対しまして、水洗化についてのアンケート調査を実施した中で、既に水洗化をしているという回答があったことから、実態を調査した結果、平成3年から平成9年にかけて、同一業者において9件の無届けの施工が判明したことに伴い、この指定業者に対し3カ月の配水設備業者の登録の効力の停止処分とあわせて、条例に基づき過料を徴するものでございます。町民の皆様大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。

4款繰出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金1,057万1,000円につきましては、先ほど申し上げました収支の差額を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号

議長（平田喜臣君） 日程第8 議案第7号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

特別養護老人ホーム所長。

特別養護老人ホーム所長（林下和義君） ただいま上程いただきました議案第7号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成14年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして、繰越金2,869万8,000円が確定いたしましたので、1点目といたしまして319万7,000円を一般会計へ繰出金として諸支出金に計上し、平成14年度一般会計繰入金のうち事業費分を繰り出し、補正するものでございます。

2点目といたしまして、550万1,000円を予備費に計上し、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス状況に対処し、今後の会計運営に支障が生じないよう不測の事態に備えようとするものでございます。

以下、議案を朗読しながら御説明申し上げたいと思います。

議案第7号平成15年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）。

平成15年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ869万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億629万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

補正額のみ申し上げたいと思います。

1、歳入。

1款繰越金、1項繰越金869万8,000円。

歳入合計869万8,000円。

歳入の補正額の合計は869万8,000円でございます。

歳入の総額は3億629万8,000円となります。

2、歳出。

5款諸支出金、1項繰出金319万7,000円。

6款予備費、1項予備費550万1,000円。

歳出合計869万8,000円。

歳出の補正額の合計は869万8,000円でございます。

歳出総額は3億629万8,000円となります。

次は、3ページ、4ページをお開きいただきたいと思っております。

3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書は、省略させていただきたいと思っております。

5ページ、6ページをお開きいただきたいと思っております。

2、歳入。

補正額のみ申し上げたいと思っております。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、これは平成14年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして繰越金が確定いたしましたものでございます。

3、歳出。

5款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金319万7,000円、これは平成14年度一般会計繰入金の事業費分319万7,000円を繰り出しするものでございます。

6款予備費、1項予備費、1目予備費550万1,000円、今後のラベンダーハイツの事業における不足する財源需要に備えようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号

議長（平田喜臣君） 日程第9 議案第8号平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長（早川俊博君） ただいま上程いただきました議案第8号平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

道道吹上上富良野線の道路工事に伴いまして、水道の導水管が工事の支障となり移設が生じることから、それらにかかる費用を補正しようとするものでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成15年度上富良野町水道事業会計補正予算（第1号）。

総則。

第1条、平成15年度上富良野町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

補正額のみを申し上げます。

第1款水道事業収益、第3項特別利益61万円。

支出。

第1款水道事業費用、第3項特別損失61万円。  
資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中「不足する額5,984万1,000円」を「不足する額6,045万1,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金5,984万1,000円」を「過年度分損益勘定留保資金6,045万1,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正しようとするものでございます。

収入。

第1款資本的収入、第1項負担金480万円。

支出。

第1款資本的支出、第1項建設改良費541万円。

次の1ページ、2ページの平成15年度上富良野町水道事業会計予算実施計画につきましては、説明を省略させていただきます。

次の3ページ、4ページをお開きいただきたいと思います。

平成15年度上富良野町水道事業会計予算説明書の収益的収入及び支出に入らせていただきます。

1、収入。

1款水道事業収益、3項特別利益、1目その他特別利益61万円につきましては、導水管移設工事の町の負担分を計上するものでございます。

2、支出。

1款水道事業費用、3項特別損失、2目その他特別損失61万円につきましても、導水管移設に伴います減耗分の計上でございます。

次に、資本的収入及び支出ですが、1、収入。

1款資本的収入、1項負担金、1目工事負担金480万円につきましては、導水管移設工事の北海道分の負担分でございます。

2、支出。

1款資本的支出、1項建設改良費、2目配水管設備費541万円につきましては、導水管移設工事費の計上でございます。

以上で、補正予算の内容の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

午前10時28分 休憩

午前10時50分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10 議案第9号

議長（平田喜臣君） 日程第10 議案第9号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程されました議案第9号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、先に提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび、好転の兆しの見えない現下の厳しい経済情勢が続く状況にあることに加えまして、2年前の上富良野町特別職報酬等審議会におきまして、2カ年程度の周期で特別職の報酬等につきまして、再

評価をすべきとの御意見を賜っていただきましたことから、2年目を迎えました5月7日に、新たに10名で構成しました特別職報酬等審議会に対しまして、特別職の報酬等のあるべき水準額につきまして諮問をしたわけであります。

同審議会では、以降延べ3回にわたりまして集中審議を重ねられ、最終日となりました6月3日には審議会から支給額水準を引き下げる内容で答申をいただいたところでございます。

この答申書につきましては、既に議員の皆様にもお知らせしているとおりでございますが、長引く厳しい経済情勢を背景に、また、民間におきましては、はるかに厳しい実態にあることから、町の常勤4役の給料及び議会議員の報酬につきましては、いずれも現行額を2%から3%程度引き下げるものであり、さらに平成2年度の人事院勧告に基づき制度化されました期末手当の算定基礎であります15%の加算措置につきましても、時代に合わないとの理由から、廃止すべきとの附帯意見をいただいたところでございます。

いずれの答申内容につきましても、過去同様に十分に尊重するとともに、その内容に従いまして町長、助役、収入及び教育長に係る条例を改正することとしたところでございます。

また、特別職の職員で非常勤の者の報酬につきましては、審議会の考え方を踏まえまして、この際、連動して引き下げ改定を行うことが適当であるとの判断を加え、役職ごとに現行額からおおむね2%程度の額で引き下げることで、関係条例を改正するものでございます。この改正条例の適用は7月1日となっておりますことから、常勤4役につきましては2年振り、非常勤の者については5年振りの改定となるところでございます。

また、引き下げによる削減降下額であります、平年ベースで申し上げますと、4役につきましては290万円、非常勤の者につきましては35万円程度と試算してございます。

また、この改正条例の中では、既に上富良野町特別土地保有税審議会条例が廃止されていることに伴いまして、関係する分につきまして削除をいたしてございます。

以上申し上げます内容に基づきまして、関係する3本の条例を一括して改正を行うものであります。

それでは、引き続き議案の内容につきまして、その要点について申し上げます。

議案第9号特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

まず、第1条では、常勤特別職のうち、町長、助

役、収入役につきまして定めている条例であります。その改正分でございます。

第2条、第5項では、期末手当の算定について定めておりますが、冒頭申し上げましたように、加算措置を廃止することから、該当する条文につきまして削除をいたします。

次に、3役の給料額については、別表第1で定めておりますが、町長におきましては、現行額から2万5,000円引き下げて77万円に、助役にあつては現行額から1万7,000円引き下げて63万円に、収入役にあつては、現行額から1万2,000円引き下げて56万5,000円と改めるところでございます。

次に、第2条では、教育長の給料等を定めております条例の改正でございます。内容につきましては、収入役と同様に現行額から1万2,000円を引き下げて、56万5,000円と改めるところでございます。

なお、教育長の期末手当額につきましては、常勤3役の規定を準用しておりますことから、結果的に加算部分につきましては、廃止となるところでございます。

次に、第3条におきましては、特別職の職員で非常勤の者について定めております条例の改正でございます。役職ごとの報酬額につきましては、別表で定めてございますので、この別表中の役職ごとの、まず監査委員の代表の方の現行7万6,900円を1,600円引き下げて、7万5,300円にし、同じく監査委員及び農業委員会委員で、代理の方の現行額4万8,200円を1,000円引き下げて4万7,200円にするものであります。

農業委員会会長の現行額6万8,700円を1,400円引き下げて6万7,300円に、農業委員会委員の現行額4万1,000円を900円引き下げて4万100円に、教育委員会委員長の現行額5万2,300円を1,100円引き下げて5万1,200円に、教育委員会委員の現行額3万5,900円を800円引き下げて、3万5,100円に、選挙管理委員会委員長の現行額3万2,800円を700円引き下げて、3万2,100円に、選挙管理委員会委員の現行額2万4,600円を500円引き下げて、2万4,100円に、日額報酬として時間が4時間未満の場合の現行額4,000円を200円引き下げて3,800円に、同じく4時間以上の場合の現行額6,800円を同じく200円引き下げて6,600円に、また、年額報酬として定めてございます学校医でございますが、現行額22万400円を4,500円引き下げて21万5,900円に、同じく

年額報酬の学校薬剤師の現行額10万2,500円を2,100円引き下げまして、10万400円にそれぞれ改めるところでございます。

また、冒頭でも申し上げましたように、特別土地保有税審議会委員につきましては、設置条例の廃止によりまして実態がないことから、条文を削除いたすところでございます。

次に、附則でございますが、第1項では、この条例は交付の日から施行することとしますが、第1条及び第2条並びに第3条の別表の報酬の額にかかわる改正規定につきましては、平成15年7月1日からの施行といたします。

第2項では、特別土地保有税審議会委員の削除する条文の規定につきましては、平成15年4月1日からの適用とすところであります。

第3項及び第4項におきましては、年額報酬の場合の改定に当たりまして算定する方法と、既に支払い済みの場合は、内払いである旨の取り扱いを定めてございます。

以上が、議案第9号の条例改正の内容でございます。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これにより、質疑に入ります。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） ただいま上程されました特別職の給与に関する条例改正ですけれども、いろいろ申し上げたく思っておりますが、本件にかかわる関係についてのみ、1点質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

このたびの町長の給与と条例の一部改正についての決断については、及ばずながら高く評価をしている一人であります。ただいま総務課長の方から趣旨の説明があったわけですけれども、いとも簡単に4役の節減額が250万円と、それだけなのですよね。提案理由の中で、少なくとも4役については、町長についてはこの額でありますと、残された9カ月。助役については、こういう金額になりますと、残されております2役についてはこういう金額になるという点を承知したいので、その1点をこの機会にお尋ねしたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げたいと思っております。

ただいま申し上げましたように、改正条例の適用につきましては7月1日ということで考えてございますが、影響額等につきましては、通年でとらえてございますので、通年額で申し上げさせていただきたいと思っております。

町長におきましては、おおむねの額で申し上げますが、97万円程度の額となります。

助役におきましては、74万円程度であります。

収入役、教育長におきましては、それぞれ60万円程度の影響額として把握しているところでございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 大変恐縮ですけれども、今回の特別職の給与と改定に当たっては、はっきりカット額がわかっているわけですよね。少なくとも4役の数字は把握されていると思うのです。それが、円までとは言いませんけれども、配慮が足りないという考え方に立っているわけですけれども、おおよその町長の減額になる給料額は承知しました。

通年額ということは今言われましたけれども、通年額をベースにして計算したのが町長が97万円だと。では、今回諮問してその答申を受けて、町長は受けたわけですから、それをなぜ根拠にして計算しないのか、なぜ通年額なのか。その違いを理解したいので御説明願いたいと思っております。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 福塚議員の御質問にお答えします。

7月からということでございますので、年度中の状況等につきましては、また後ほど、今後の補正予算予算の中でまた明らかにしてまいりたいと思っておりますが、今、手持ちの資料に基づきまして、概数でありますけれども7月からの影響額につきましては、4役におきましては200万円程度ということで数字を押さえてございます。

以上でございます。

議長（平田喜臣君） 3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 質問に答えていただけないと思うのです。

少なくとも、総務課長の責任を感じるのであれば、答申を受けて、少なくとも4役の積算はできていると思うのです。今の話では全然理解できないのです。補正予算は後になってもいいですよ。ですけれども、今の通年の、残された9カ月でも単純計算できるわけですよ、ちょっと。うんとインプットすれば、その辺、極めて総務課長の説明のあいまいさ、問題意識の欠如、これを指摘して質問を終わります。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

1 番中村有秀君。

1 番（中村有秀君） 特別職報酬審議会の経過等の中で、私、議事録を読ませてもらったのです。その経過の中で、まず、特別報酬審議会の中で事務局という発言それから答弁は、総務課長ということで認識してよろしいでしょうか、まず1点。

それから、その中で第2回の特別職報酬審議会の5月15日です。堀内会長が「たしか全国町村議員の報酬で率のようなものがあつたと思ひますが」ということに対して、事務局という答弁で「参考までに申し上げますが、議長で町長の月額に対して40%から50%、それから副で33%から37%、その次が平で30%から31%となつてます」と。ですから、一般議員を平という形でこの議事録の中に載っているのですね。

ですから、皆さん方、役場で一般職員を平職員という形で、総務課長だと思ひますけれども、そういう認識で一般職員もそうだし、それから議長、副議長以外の議員に対しても、平という表現の認識をまだ持っておられてこの表現になつたと思うのですが、その点ちょっと確認したいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 総務課長、答弁。

総務課長（田浦孝道君） 1 番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、同審議会の庶務を担当するのは私ども総務課でございます。審議会の会議の中で、いろんな委員からの求めには、私どもわかる範囲内でお答えをさせていただいております。したがひまして、私、総務課長、この3回には補佐、それと担当の職員係長の3名でそれぞれお世話をさせていただいたところでございますが、発言というか、その資料説明については必要に応じてそれぞれがやっております。

2点目の関係でありますけれども、私の記憶では、平という、議員については、恐らく議事録をごらんいただいていると思うのですが、私の記憶ではそのような呼称での発言はなかつたと記憶してございますので、会議の議事録としては、ちょっと後ほどまた確認をしますが、少し精査する必要もあるのではないかというふうには思つてございます。

いずれにしましても、議会事務局を通じまして、資料参考にちょうだいしていただいたものを申し上げたところでございますので、当時、どのように発言したかについては、後ほど精査をさせていただきたいと思ひます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） 1 番中村有秀君。

1 番（中村有秀君） 事務局が3名ということ

で、それであればこの答弁は総務課長がしたということと理解していいですね。

それから、問題は、平という認識ですけれども、全国の町村議会、それから北海道の町村議会も、区別のもは報酬的には議長、副議長、それから常任委員長、それから議員という分類でなつております。ですから、この議事録の関係で、議員の間でも皆さんにちょっとお話ししたけれども、ある面で差別用語でないかと。皆さん方が役場の職員に平職員なんていう言葉は使わないでしよう、現実の問題。一般職員という程度の押さえ方だろうと思うのです。ですから、こんな感覚まで、先ほど同僚議員も言つていたけれども、その認識を疑うということですが、僕はこういう関係で、やっぱりこの見識が何だろうと。言うなれば、上富良野の役場の番頭的な総務課長が、やっぱり一般議員を平職員という認識で、これはもう議事録に完全に載つて、私はそのままこれを写してきたものですから、ですから、総務課長としても、事務局を担当する以上、議事録を見てから、あそこの情報コーナーに提示するわけでしょう。ですから、それらはそういう感覚でいるからすらすらと、僕は精査なんてこれからしても遅いと思うのです。

ですから、この点ははっきりもう一度総務課長の見解をいただきたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） 総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 1 番中村議員の御質問にお答えします。

ただいま議員からもありましたように、そのやりとりの中での説明については、私が説明をさせていただいたところであります。

先ほど申しあげましたように、議会事務局を通じまして資料をちょうだいしていただきましたことから、その資料の、今議員もおっしゃつたように、そういう役職ごとに記載しているものを私は朗読説明した記憶がござひますが、いずれにしましても、議事録にそのような活字としてまとめられてござひますので、大変皆様にご不快を与えましたことについては申しわけなく深くおわび申し上げます。

今後、そのようなことのないように十分注意、意を用いてまいりたいと思ひますので、御理解を賜りたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質問、討論を終了いたします。

これより、議案第9号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者多数)

議長(平田喜臣君) 起立多数であります。

よって、議案第9号の件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第10号

議長(平田喜臣君) 日程第11 議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) ただいま上程されました議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

既に御承知のとおり、住民基本台帳法の改正に伴いまして、平成14年8月より住民基本台帳ネットワークシステムの第1次の稼働を進めてまいりましたが、当該システムの第2次稼働といたしまして、住民票の写しの広域交付、転出入の特例、住民基本台帳カードの発行に関します施行期日が、平成15年8月25日と当該法により定められており、これに対応いたしまして機器整備や交付テストなどの準備も行っております。今後、期日からの交付事務を進めるため、関連いたします上富良野町手数料条例に当該交付事務手数料を新たに定めようとするものであります。

内容といたしましては、当該条例別表に手数料を徴収する事項、種類及び手数料の金額を住民基本台帳カードの交付手数料1件につき500円、住民票の写しの広域交付手数料を1件につき400円と定めようとするものであります。なお、住民基本台帳カードにつきましては2種類の形態を準備し、一つは、住民基本台帳カードのみの役割として、表面には氏名のみ表示したものと、もう1点は、本人確認情報としての氏名、生年月日、性別、住所、顔写真などを表面に表示し、住民票の役割を兼ね備えたものとして、あくまで申請によりいずれか一方を選択していただき、交付しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第10号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例(平成12年上富良野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中45の項を47の項として、22の項から44の項までを2項ずつ繰り下げ、21の項の次に次の2項を加える。

22項、住民票の写しの広域交付に関する手数料1件につき400円。

23項、住民基本台帳カードの交付に関する手数料1件につき500円。

附則、この条例は、平成15年8月25日から施行する。

以上で、説明といたします。

御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長(平田喜臣君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

15番村上和子君。

15番(村上和子君) 反対というわけではございませんけれども、ちょっとわかりかねるところがありますので、質問したいと思います。

住基カードの交付手数料500円ということですが、これは名前とそれから住民コード、それと役場名とかが入るかと思うのですけれども、国の命令ということではないでしょうか、指示によって上富良野町は導入に至っているわけでございますけれども、安全性が守られるかという点と、それと写真なんかは必要となるのかどうか。それと、もう一つの住民票の写しの広域交付に関する手数料1件400円でございますけれども、これは他町村でお金を取るという話は余り聞いていないのですよ。それと、住基カード交付の手数料も隣の美瑛町なんかは2,000円と。それからほかのところでは2,500円と、そういうところもありまして、これは町長そのものが余り取ってほしくないというようなこともあるようでして、安全性の問題なんかもあるかと思うのですけれども、町長としましてはどのようなお考えを持っていらっしゃるのか。

それと、写真の件なんかはどうなりますでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(平田喜臣君) 町民生活課長。

町民生活課長(米田末範君) 15番村上議員の御質問にお答えをしたいと思います。まず、第1点の安全性にかかわりましては、これは昨年制定の段階でも、国の機器整備の中でそれぞれ対応していることございまして、基本的には安全性は保たれているということでございます。

あわせて、本町の個人情報の保護条例にかかわりましては、何かの不都合がある場合については、これらについては切断することを町長が判断し得るということになってございますので、基本的に守られているということで御理解を賜っておきたいと思っております。

第2点目の写真は必要かということでございます

が、先ほども提案理由の中で説明を申し上げましたが、あくまで町民証としてその活用をしたいという方につきましては、当然にして写真等が入っていることが基本になるのかなというふうに思います。それをもって本人確認情報として、位置どりをさせていただくということでございます。

なお、当初にお話ございました住民基本台帳コード、いわゆる番号につきましては、内在する内におさめるものでございますので、表に出るものではございません。

それから、広域交付の関連につきましては、当然広域交付にかかわりまして、その手数料を、今全国でそれぞれに定めてございます。各自治体で発行の段階でどうするかということでございます。

ということは、通常の基本台帳によります住民票の発行とは異なりまして、他の市町村の方々がおいでになって、御自分がお住みになっているところをこちらの方でとるということでございますので、当然にして、それらについて整理をさせていただくものでございます。

それから、カードの発行手数料の額でございますがいろんな論議でございます。それぞれにございますが、国としては一つのガイドラインとして500円程度が総務省としては望まれるということで、これらについては指導もございまして、ただ、それぞれ論議をすべき内容でございますが、当町といたしましては、一つ本人確認情報として、町民証の役割をその中に持たすということもございまして、500円の発行手数料というところで御提案を申し上げたところであります。

以上であります。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

1 番中村有秀君。

1 番（中村有秀君） 住民基本台帳のカードの関係ですね、私、以前に町民証の発行ということで一般質問をさせていただいて、できるだけこれについては実現するようにと。しかし、今回、住民基本台帳のカードの交付ということがあるので、8月以降こういう形になりますよという課長のお話してのですが、一つ、私、以前一般質問したときに、東川町だとか留萌だとか石狩だとか、いろんな町村の例を出して、カードのデザインですね、これを東川では5種類ぐらい、それから留萌では7種類ぐらいか、町民がそれを選択して、例えば、十勝岳をバックにだとかラベンダーをバックにとか、いろいろな形のものがありますよということで、そういう方法もあって、特に上富良野町の場合、自衛隊の方がおられる、留萌もそうだったのですが、それを、私は

留萌に住んでいたのだよという記念でそのまま持って帰るケースがあるというような話もお聞きしたので、一つはカードのデザインの関係はどうなのかという問題。

それから、もう1点目は、当町から転居された場合、住民基本台帳のカードだから一つの番号は全国どこでもあれなんですけれども、転居の場合のカードの保持の仕方がどうなのかという点、2点お尋ねしたいと思います。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 1 番中村議員の御質問でございます。

第1点目のカードデザインであります。カード自体がある意味制限されてございますので、それによって色ですとか若干のロゴ程度で整理をせざるを得ないところにあるということで、全く自在にそのデザインをつくり上げるといことにつきましてはかなり無理があるというところで御理解を賜っておきたいと思えます。

それから、転居をされた場合にどうであるかということにつきましては、実は転居先でこのカードを使うことができませんので、お返しをいただくのが基本でございます。基本的にはお返しをいただくということで、これらについては整理をさせていただくこととなるというふうに思えます。

以上であります。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

1 番中村有秀君。

1 番（中村有秀君） それでは、そのカードができたわ、それでは各種金融機関だとか証明の関係なのですが、東川では金融機関等の証明機能を発揮していますよと。しかし、留萌では発揮していませんよというような関係があるのですけれども、当町としては、事前に金融機関との連絡調整といいますか、それらはそれぞれの機関が最終的に判断するのですけれども、そういうような協議ということはどうかということだけ確認したいと思えます。

議長（平田喜臣君） 町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） 各金融機関とそれからいろんな関係機関等の関連でございますが、実はこの件につきましては、私ども総務省の方にこの点の効果といいますか、当然にして有効であるということをお話を申し上げました。これについては、当然、国としてすべての機関に、これは本人確認情報として、当然にして活用されるものであるというふうに認識をしてございました。

加えまして、各関係機関には、当然にして指導いたしますというふうに私どももいただいておりますので、個々の機関との折衝は、今の段階では基本的に考えてございません。当然にして利用できるというふうに押さえてございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第11号

議長（平田喜臣君） 日程第12 議案第11号上富良野町公共施設の暴力団排除に関する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（米田末範君） ただいま上程されました議案第11号上富良野町公共施設の暴力団排除に関する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成4年3月に暴力団対策法が施行され、暴力団に対する取り締まりが強化されてまいりましたが、一方で、暴力団の不当行動等が潜在化しつつあることも、警察の全国事例情報から伺うことが指摘されており、暴力団対策として、警察、市町村が足並みをそろえ、暴力団による公共施設への事故の未然防止や暴力追放の推進強化を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

内容といたしましては、集団的にまたは常習的に暴力的不当行為等を行うおそれのある組織、いわゆる暴力団及び構成員の利益となると認められるとき、公共施設の利用を認めないこと、その対象施設を議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例に定める施設とすることでありまして、

なお、当該条例に関しましては、警察の指導を受けながら、既に富良野地区にありましても2自治体で制定されております。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第11号上富良野町公共施設の暴力団排除に関する条例。

目的。

第1条、この条例は、暴力団員による不当な行為

の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の趣旨に基づき、民生の安定、福祉の増進のため社会公共の利益に反することとなる暴力団及び暴力団員等への公共施設の利用に関し、使用を制限することを目的とする。

使用の制限。

第2条、町長は公共施設の使用について別に定めるものを除くほか、集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になると認められるときは、その使用を承認しない。

使用の制限をする施設。

第3条、前条の使用の制限をする施設は、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和62年上富良野町条例第20号）に定める施設とする。

附則。

この条例は、交付の日から施行する。

以上で説明といたします。

御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第12号

議長（平田喜臣君） 日程第13 議案第12号財産取得（防災行政無線戸別受信機購入）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第12号財産取得の件につきまして、先に提案理由の要旨を申し上げます。

本件は、防衛庁所管の民生安定事業としまして補助採択を受けまして、平成13年度から年次計画で取り進めてございます既存の防災行政無線施設の更新事業でございます。本年最終年次となりますが、本年は市街地区内の各家庭に設置されてございます2,277台の戸別受信機を新しいものに取りかえ

て全体計画を完了させるものでございます。

この戸別受信機の取りかえ業者の選定に当たりましては、町の競争入札参加資格者名簿に登録されてございます電気通信業者の中から、実績等を考慮しまして5社を指名しまして、6月13日に入札を行いました結果、沖電気工業株式会社北海道支社が7,590万円で落札しましたことから、これに消費税を加算しました7,969万5,000円で財産取得するものでございます。

それでは、以下議案を朗読し、提案理由の説明といたします。

議案第12号財産取得の件。

防災行政無線戸別受信機を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、取得の目的、防災行政無線戸別受信機購入。
- 2、取得の方法、指名競争入札による。
- 3、取得金額、7,969万5,000円。
- 4、取得の相手方、札幌市中央区北3条西3丁目1番地、沖電気工業株式会社北海道支社支社長大日方進。

5、納期、平成15年10月31日。

以上、説明といたします。

お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号

議長（平田喜臣君） 日程第14 議案第13号 泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） ただいま上程されました議案第13号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結につきまして、提案理由を御説明いたします。

本工事は、国土交通省の補助採択を受け整備するものでございます。国におきましては本年度60%、明年度40%の事業割合で予算措置されていることから、3月債務負担行為を設定し、平成15年度、16年度の2カ年で建設を行うものでございます。

工事内容につきましては、鉄筋コンクリートづくり、耐火構造2階建てでございまして、内断熱工法で、建築延べ面積は556.06平方メートルでございます。

1階は2DK2戸、2LDK2戸の4戸、2階には3LDK4戸の合計8戸となっております。玄関、浴室、トイレには手すりなどを取りつけ、段差の少ない浴槽とした、高齢者や体に障害のある方に配慮したバリアフリーの施設となっております。

業者選定につきましては、入札参加指名選考委員会におきまして、建築主体工事、機械設備工事、電気設備工事それぞれ三つに工事を分割し、町内業者を含む7社を指名し、予定価格事前公表を行い、6月13日に入札を執行しました。結果、佐川・木津経常共同企業体が1億1,398万円で落札し、消費税を加えまして、本日議案の1億1,967万9,000円の契約金額となったところであります。

参考までに2番札は、畑山建設株式会社の1億1,430万円でありました。また、議決外となりました機械設備工事につきましては、地元業者を含めた5社を指名しまして、同時入札の結果、株式会社西塚清掃社が1,870万円で落札し、消費税を加えまして1,963万5,000円の契約金額となったところでございます。

同じく電気設備工事につきましては、町内業者3社を含む5社を指名し、同日入札の結果、有限会社鈴木電設が1,195万円で落札し、消費税を加えまして1,254万7,500円の契約金額となったところであります。

落札率は建築主体工事では97.9%、機械設備工事では98.0%、電気設備工事では95.8%となったところでございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第13号泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、泉町北団地町営住宅新築工事（建築主体工事）

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、1億1,967万9,000円。

4、契約の相手方、佐川・木津経常共同企業体。  
上富良野町栄町2丁目5番3号、株式会社佐川建設  
代表取締役佐川泰正。上富良野町大町1丁目8番7  
号、有限会社木津建設代表取締役木津雅文。

5、工期、契約の日から平成16年6月30日。

以上、説明といたします。

御審議をいただきまして、お認めいただきますよ  
うお願いいたします。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の  
説明を終わります。

これより、質疑に入ります

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 端的にお伺いいたしますけ  
れども、このたび契約の相手となった佐川建設・木  
津建設ですか、建築の部門としてとらえたときに、  
この2社のランクづけに違いがあるのか、同じラン  
クなのか、その1点、この際お伺いしておきたいと  
思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員の御質問にお  
答え申し上げます。

ランクづけにつきましては、佐川さんがBで、木  
津さんがCというような形になってございます。当  
然、ここではおわかりのとおり、今年度から年間を  
通しての経常企業体としての新しい登録の姿で今回  
入札に参加をいただいているということで、従  
前と違った中で取り扱われているということで御理  
解いただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 工事発注に当たって、施  
工体制が一番大切であります。この間見ていたら、  
工事完成後に、いわゆる灯油等の配線が緩んで  
いて漏れるだとか、あるいは壁の断面が段差がで  
きるといように、一部で見受けられております。  
また、間仕切りの枠等が大分施工後間もなくすき  
間ができるというような実態も見受けられており  
ます。

そこで、お伺いいたしますが、工事適正化法に基  
づいて、こういった施工台帳に基づいた、前からも  
言われておりますが、さらにこれを厳格に点検、監  
視しなさいと、聞き取り調査も行いながら十分発注  
側に当たっては工事の点検、随時しなさいというこ  
とが言われておりますが、こういった施工台帳の点  
検、あるいはそれに基づいた発注側に対するわかり  
やすい位置に、施工台帳も閲覧できるようにという  
ことになっておりますが、こういったことは、上富

良野町業者、あるいは保健センターも建つという状  
況でありますから、工事全般に言えることでありま  
すが、今回は北団地のこういった問題について、町  
はどのように取り組まれておられるのか。また、過去  
においてもこういうことが十分されていないという話  
も聞きますが、その点はどういうふうになっている  
のか、お伺いいたします。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 12番  
米沢議員の建築工事にかかわります施工管理の内容  
についての御質問でございます。

昨年、実施しました同じくこの1号棟につきまし  
て、議員御指摘のような一部そういった段差だとか、  
パイプの緩みがあったとかということが現実ござ  
いまして、それにつきましてはすぐに対応させて  
ございます。

また、工事施工に当たりまして、当然ながら施工  
技術管理者の部分のチェック、それから同じく施工  
前に、いわゆる工事台帳の十分な閲覧等々も含め  
まして、そういったことが後日起きないようにこと  
で、十分該当指名業者につきましましては、そうい  
ったことの情報提供、またはこちらからのチェック  
などを行って、適正な施工がされるようなことで、  
工事完了までの間日々現場、それから事務精査とい  
うことで管理監督を行っておりますが、なお、議員  
御指摘のようなことがないように、今後も指導監  
督をしまいたいというふうに思っておりますので、  
御理解をいただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 12番米沢義英君。

12番（米沢義英君） 十分点検できるというこ  
とは、当然当たり前のことであります。それとあ  
わせて、いわゆる発注者側の点検に当たっての技術  
力、いわゆる見抜けるかどうか。発注台帳、施工  
台帳と、実際にやっている工事のあり方が違ってい  
るのかどうか、これは適正なのかどうかというこ  
とが見抜ける技術力がそこに伴わなければ、こ  
れは一体となった効力が発することができないわ  
けですから、こういった面での職員に対する技術指  
導等も、この適正化法に基づけばきちっとやらな  
ければならないということも明記されておりますが、  
この点も含めて、再度答弁していただきたいと思います。

議長（平田喜臣君） 商工観光まちづくり課長。

商工観光まちづくり課長（垣脇和幸君） 米沢議  
員の御質問にお答えします。

議員も御承知のとおり、ことし4月1日から道か  
らの一部権限移譲を受けまして、建築主事を配置し  
まして、いわゆる一般の住宅の確認申請の審査を職  
員が行っているというようなことでございまして、

担当する職員については、それなりの技能を持った者がやっているということで御理解を賜りたいということでございます。

なお、前段の御指摘にもありましたが、そういったことがないようなことで、さらに研修、研さんを積まさせていただきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

議長（平田喜臣君） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第14号

議長（平田喜臣君） 日程第15 議案第14号 旭野川砂防工事請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

道路河川課長。

道路河川課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第14号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の委託工事として実施しております。工事の目的としまして、本河川の渓床に堆積しております土砂などが中小の出水により流出する土砂を下流に流し、大規模な土砂移動に対して貯砂容量を確保できるようダム形式の水頭ダムとし、2基を計画し施工するものでございます。

ダムの工事概要としまして、第1号ダムでは堤体の上幅49.5メートル、下幅17メートル、高さ約11.2メートル。第2号ダム、同じく上幅30.5メートル、下幅15メートル、高さ約8.4メートルの重力式コンクリートダムでございます。

工事の主なものとしまして、生コンクリート約1,750立方メートル、のり枠高約260平方メートルなどがございます。

次に、議案第14号工事は、地元業者を含む7社を指名いたしまして、6月13日入札の結果、株式会社アラタ工業が6,590万円で落札、消費税を加算いたしまして、本議案の6,919万5,000円であります。参考までに2番札は高橋建設株式会社の6,599万円であります。本工事につきましては、予定価格事前公表の試行実施といたしまして、公表を行っております。

落札率につきましては97.73%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第14号旭野川砂防工事請負契約締結の件。

旭野川砂防工事の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、旭野川砂防工事。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、6,919万5,000円。

4、契約の相手方、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役荒田裕昭。

5、工期、契約の日から平成16年3月12日まで。

以上で説明を終わります。

御審議賜りまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） 本件にかかわってですね、指名委員長である助役にお伺いいたします。

本件については、従来、共同企業体で発注してきた経過にあると思いますが、このたび単体となった理由をお知らせいただきたいと思います。

企業体で発注するボリュームとして事を欠いたという原因によるものかと受けとめておりますが、その点についてお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（平田喜臣君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 3番福塚議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

議員の今御趣旨の中で、当然、ダムということでございまして、企業体としてやるよりも、単体でやった方が効率性が高いという観点でとらえまして、このたびの障害防止につきましては単体発注で指名をいたしたところでございます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。  
よって、本件は、原案のとおり可決されました。  
若干早いのですが、この際、昼食休憩といたします。

午前 11時53分 休憩  
午後 1時00分 再開

議長(平田喜臣君) 昼食休憩前に引き続き、会議をいたします。

日程第16 発議案第1号

議長(平田喜臣君) 日程第16 発議案第1号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番(中川一男君) 発議案第1号は、朗読をもって提案といたしますので、よろしくお願ひします。

発議案第1号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、同じく上富良野町議会議員西村昭教。

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

記。

1、北海道町村議会議長会主催の議員研修会及び先進地調査。

(1)目的、分権時代に対応した議会の活性化に資するため。

(2)派遣場所、札幌市・栗沢町。

(3)期間、平成15年7月2日から7月3日の2日間。

(4)派遣議員、全議員20名でございます。

以上でございます。

議長(平田喜臣君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(平田喜臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議案第2号

議長(平田喜臣君) 日程第17 発議案第2号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番(中川一男君) 発議案2号も朗読をもって説明といたします。よろしくお願ひします。

発議案第2号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄、同じく上富良野町議会議員西村昭教。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年上富良野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「28万円」を、これは議長でございます。「27万5,000円」に、「21万1,000円」を、これは副議長でございます。「20万5,000円」に、「18万9,000円」を、これは委員長でございます。「18万5,000円」に、「17万5,000円」を、これは議員であります。「17万円」に改める。

第4条第3項中「に、その報酬月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額」を削る。

附則。

この条例は、平成15年7月1日から施行します。

以上であります。

議長(平田喜臣君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

17番小野忠君。

17番(小野忠君) 先ほど中村議員から御指摘がありました報酬審議会において不適切な答弁があったと、この件について削除するお考えはないのか、この点をちょっとお聞きしたいと思います。わかりますか。報酬審議会において、そのときに、総務課長ですか、先ほど御答弁しておりましたけれども、中村議員が御指摘した不適切な部分があったということで、さっきいろいろ議論があったようですが、その点について、議事録からその点を削除しな

ければならないのではないのですかと、こう聞いているのです。これらはどういうことでしょうかと、こう聞いているのです。

議長（平田喜臣君） ただいま上程されている発議案第2号とは若干意味合いが違ふと思ひますので、ただいまの御質問につきましては、改めましてその機会を設けたいと思ひますので、本件につきまして、今17番の御質問につきまして、後ほど答弁をいたさせたいと思ひます。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案とのおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案とのおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 1時06分 休憩

午後 1時07分 再開

議長（平田喜臣君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま発議案第2号の御質問の中で、17番小野議員の方から質問がございました。その件につきまして、ここで総務課長より答弁をいたさせます。

総務課長。

総務課長（田浦孝道君） 17番小野議員の御質問にお答え申し上げます。

私の発言に不適切な言葉がございました。それが会議録としてまとめられていますことから、大変申しわけなく思ひますが、当時の審議会会長に御承認を賜り、その部分につきましては削除し、訂正をし、調製をさせていただきたいというふうを考えてございますので、よろしく御願ひ申し上げたいと思ひます。

議長（平田喜臣君） よろしいですか。

それでは、次に入ります。

日程第18 発議案第3号

議長（平田喜臣君） 日程第18 発議案第3号 30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を堅持することを求める意見の意見を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

16番清水茂雄君。

16番（清水茂雄君） ただいま上程いただきました発議案第3号について、議案の朗読をもって要旨説明とさせていただきます。

発議案第3号30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を堅持することを求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員清水茂雄、賛成者、上富良野町議会議員中川一男、同じく西村昭教。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育費国庫負担法を堅持することを求める意見書。

教育の機会均等と義務教育無償の原則は、憲法第26条で定められており、すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは、国の重要な責任であります。このことから、義務教育費国庫負担法は、その第1条で「この法律は、義務教育について、義務教育費無償の原則にのっとり、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする」と定めています。また、昨年、施行55周年を迎えた教育基本法は、その第10条において、「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであること」を定めており、この理念・精神が十分に達成されるべく教育行政の不断の努力が求められています。

政府は、1985年度以降、教職員の旅費と教材費、恩給費、共済費の追加費用を義務教育費国庫負担法の適用除外とし、地方自治体へ負担転嫁してきました。さらに、財務省は過去19年間にわたり学校事務職員・栄養職員の給与費を適用除外する意向を示してきましたが、地方の強い抵抗によりこれを断念させてきました。

今日、政府は構造改革の一環として国庫補助金負担金の整理合理化を進めるとしており、既に今通常国会で「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案」が可決成立し、国庫負担金の一部が地方に転嫁されることとなりました。しかし、同国会での附帯決議にあるように、憲法の要請するところである義務教育の水準の維持向上と教育の機会均等が国の責任において確保されるべきであるということは言うまでもありません。現在、政府が検討中の学校事務職員・栄養職員を初めとする教職員の給与費の国庫負担適用除外や

負担割合の引き下げは、我が国の義務教育を支える国と地方の基本的な役割分担を損ね、地方自治体の財政を一層逼迫させることとなります。また、深刻な雇用情勢を反映して就学援助受給者や奨学金希望者が増大しており、教育費の公費負担が一層求められているにもかかわらず、地方財政の圧迫が保護者負担の増大につながることは避けられません。

また、深刻化するいじめ・不登校の問題を解決するためには、30人以下学級を基本にした学級編成と養護教諭・学校事務職員の全校配置など、ゆとりある教職員定数配置が必須となっており、保護者の負担を軽減し、地域・家庭の教育環境向上のため、義務教育諸学校の教科書無償制度や私学助成の増額などが引き続き重要です。

以上のことから、次の事項の実現を図られるよう強く要望いたします。

記。

- 1、義務教育費国庫負担法を堅持すること。
- 2、30人以下学級を早期に実現すること。
- 3、教科書の無償制度を継続すること。
- 4、学校教育法第28条「但し書き」と、同法第103条を削除すること。
- 5、私学助成の大幅な増額を図ること。

以上、説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 発議案第4号

議長（平田喜臣君） 日程第19 発議案第4号「三位一体の改革」の早期実現に関する意見の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

2番中川一男君。

2番（中川一男君） 発議案第4号を朗読をもって提案理由といたします。

発議案第4号「三位一体の改革」の早期実現に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員中川一男。賛成者、上富良野町議会議員清水茂雄。上富良野町議会議員西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済財政政策担当大臣、地方分権改革推進会議議長。

「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書。

現下の地方財政は極めて危機的な状況にある。

このような状況に至った背景には、バブル経済崩壊後の景気低迷により大幅な税収不足が生じたほか、国の景気対策による公共事業の追加や地方税を含めた政策減税の実施等、国の財政運営に伴い地方財政においても財源不足が拡大したという問題がある。

かかる危機的な財政状況を打開するためには、もとより地方も国とともに徹底した行財政改革を推進すべきであるが、我々は、財政構造改革の真髄は、地方税財政制度を地方分権時代に相応したものに切りかえていくことにあると考える。

現在、三位一体の改革については、「骨太の方針第2弾」に基づき経済財政諮問会議において6月末をめどに改革案を取りまとめるべく、大詰めの検討作業が進められているところであるが、三位一体の改革は、あくまでも地方分権の理念と実現を基本に据えて推進していくべきものとする。

そのためには歳出面において、国の関与の廃止・縮減による地方の自由度を高めるとともに、歳入面においても、受益と負担の関係の明確化を図る観点から地方歳入に占める地方税の割合を高めていくことが重要である。

よって、政府・国会においては、国から地方への税源移譲を基軸に、国庫補助負担金を廃止・縮減し、地方交付税については、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるための財源保障は国の責務であるとの観点から、地方交付税制度を堅持する立場に立ち、三位一体の改革を早期に実現するよう、またその際、三位一体の改革は同時並行で一体のものとして、相互にバランスを図りながら進めていくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

以上であります。

議長（平田喜臣君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

3番福塚賢一君。

3番（福塚賢一君） ただいま総務委員長の方が

に提案理由の説明があったわけですが、文言については、自分も十分理解したつもりですが、提出先の関係で、けさの新聞を見ますと、三位一体、補助金を削減する、交付税の削減、税の地方への贈与、これについては、やはり旧大蔵大臣、財務大臣、自治大臣、総務大臣、経済財政、この3大臣、総理が総括されたようですけれども、提出先で、財務大臣が欠けていると思われるのですが、以上の観点から、提出者の御意見を賜りたいと思います。

議長（平田喜臣君） 2番中川一男君。

2番（中川一男君） ここにですね、経済財政政策担当大臣、含まれると思っていただけないですか。金融の方も入ってくるのではないかなと思うのです、今の大臣が。それで、今回僚議員が申ししたのは、結局、旧大蔵大臣、それと今の金融関係の大臣ですか、その中で抜けているということでございますので、これは送付先でございますので、多ければ多いほどいいのではないかなと思いますので、つけ足すことにはやぶさかでないと思いますが、つけ足した方がいいのでしょうか、どうなのか。諮ってください。

議長（平田喜臣君） ただいまの答弁について、再質問はよろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） なければ、ただいま3番福塚議員の御質問のありました送付先について、財務大臣あてにも送付すべしという御意見があります。この御意見に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

したがって、提出先に財務大臣を加えることと決しました。

大変失礼いたしました。

ただいまの発議案第4号の要望の意見につきまして、議決をすることを省略しておりましたので、これら本件について議決に入りたいと思います。

なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案に追加して決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案に追加の上決定することといたしました。

日程第20 閉会中の継続調査申し出の件

議長（平田喜臣君） 日程第20 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下委員会において調査中の別紙配付申出書の事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（平田喜臣君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

町長のあいさつ

議長（平田喜臣君） 本定例会は、現議員任期の最後の定例会でありますので、町長よりごあいさつがあります。

町長、尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） 議員の皆様方におかれましては、本年8月までの任期限りとなることから、今回が最後の定例議会でありますので、この際、議長のお許しをいただきまして、一言お礼とごあいさつを申し上げたいと存じます。

今定例議会へ提案いたしましたすべての議案につきまして御承認、御議決を賜りましたことを、まずもって心から厚くお礼を申し上げる次第であります。

また、議員諸侯におかれましては4年の任期中間中、町民の代表として貴重な御意見をいただき、町政推進のため熱心に御審議を賜りましたことに対しまして、重ねて心から深くお礼を申し上げる次第であります。

議員就任の平成11年8月当時は、平成10年度から12年度までの行政改革実施計画の中間年でもあり、この行政改革の本格的かつ具体的な実行段階の時期でもありました。69項目に及び取り組みに当たりましては、深い御理解と、また視点を変えた数々の御意見、御指導を賜り、おかげをもちまして改革実行に一定の成果を得たところであります。

現行の平成13年度から15年度までの行財政改革実施計画も、さきの実施計画を引き継ぐとともに、健全財政維持を大きな柱に加え、均衡のとれた財政運営を構築すべくこの最終年度を迎えており、まさに議員の本任期中は行政改革を中心とした、町政推進に御尽力をいただいたわけで、町民の方々に

も我慢のお願いをする中で御苦労も多かったものと存じます。

この点におきましても、多大なる御理解と御協力を賜りまして、深くお礼を申し上げるところであります。

私も、この間に2期目に入り、引き続き議員各位には何かとお力添えを賜ってきたところであります。この4年間におけます町政を振り返りますと感無量なものがあるかと思うところであります。

ごみ焼却施設の安定稼働対策、十勝岳火祭りを担う郷土芸能資料館の整備、介護保険制度の定着、情報公開条例と個人情報保護条例の施行、パークゴルフ場の整備、ごみ分別と有料化収集など、着任早々からこの御議論をちょうだいした本町懸案事項が一つ一つ実現してまいりましたことは、まことに喜ばしいことであります。

特に、過日着工したばかりの保健福祉総合センターについては、変革時代の厳しい実情を御勘案いただきながら、議会としての判断を賜りましたことに深く感謝を申し上げるところであります。

町民の皆様への町政に対する深い関心と御理解があつてのことはもちろんであります。特に議員の皆様が町民主体の町政を実現するために情熱を傾け、精魂を尽くされたおかげであると深く感謝を申し上げる次第であります。

英断を振るわれ、議員定数20名から18名へと削減された初めての選挙を迎えるわけですが、任期満了による選挙という厳正な事実を前にして、今選挙を戦われる議員の皆様には、盛夏の中での御健康には十分留意され、再びこの議場でお目にかかることを御期待申し上げます。

また、今回で勇退されます皆様におかれましても、御健康に十分留意されるとともに、これまでの経験により、今後とも大所高所から地方行政の推進につきまして御指導、お力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。

任期最後の定例会に当たり、議員皆様の御厚情に対しまして、重ねて深甚なる感謝の意を表し、一言お礼のごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

#### 議 長 の あ い さ つ

議長（平田喜臣君） 私からも、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

今定例会は、本日提案されました議案をもってすべてが議了、ここに議決されました。ここに閉会の運びとなったわけであります。

議員各位はもちろん、町長を初めとする理事者の皆さん、担当課長各位におかれましては、大変真摯

な態度でお臨みをいただき、ここに議了されましたことに心からお礼と感謝を申し上げたいと思います。

さて、4年前の議員選挙に当選の栄に輝かれた議員各位が、この任期中にだれ一人欠けることなく、その任務を全うされましたことは、大変にうれしく思っているところであります。また、不肖、私がこの4年間議長という大役を仰せつかり、各位の御協力、御叱責を賜り本日を迎えられましたこと、皆様の御指導のたまものと厚く御礼を申し上げます。

21世紀の幕があき、新しい明るい時代の到来を期待しておりましたが、私が思うような方向にはいまだほど遠く、明るい展望が見えない状況であります。このような中、住民に最も身近な行政主体であるこの町村は、少子高齢化の進行で、その構造変化の対応に迫られていることも事実であります。

地方にできることは地方にゆだねるとした地方分権推進法が実施されてからはや3年が経過しております。しかし、いろいろな問題が、今、新聞、テレビ等で報道をされているところでありますが、町村への事務事業の権限移譲や、あるいは税財源の移譲はいまだ停滞している状況にあると思います。

また、本来、自主的に行われるべき市町村合併が、半ば国から強制的に行われようとしているのは、明らかに町村の自己決定権を無視するものであり、うのみにはできず、まず最初に地方分権改革の歩みを確固たるものにしなければならないと私は思っております。

さて、今定例会をもって任期満了、御勇退を御決意された議員もおられと聞き及んでおります。御勇退されてる議員各位におかれましては、別の角度から本町の発展のためにさらなる御尽力を賜りたいと思います。そしてまた、再選の御決意をなさいました議員各位におかれましては、地域住民の代表としてその責務と役割の重大さを深く自覚、そして再認識いただきまして、21世紀にふさわしい地方自治の確立に向け、さらなる御努力をお願い申し上げます。そして、再選の御決意をされた全員が当選の栄に浴されまして、再会できますようお祈りを申し上げます。

この4年間、議会運営に対する皆様方の御支援、御協力に重ねてお礼を申し上げ、皆様の御健勝でのさらなる御活躍を心からお祈り申し上げます。私のあいさつといたします。大変長い間ありがとうございました。

#### 閉 会 宣 告

議長（平田喜臣君） これにて、平成15年第

2 回上富良野町議会定例会を閉会いたします。  
午後 1時36分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の  
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成15年6月20日

上富良野町議会議長            平   田   喜   臣

署名議員                    梨   澤   節   三

署名議員                    米   沢   義   英

